

日医総研ワーキングペーパー

米国 50 州・1 特別区の 事前指示法の現状分析

—終末期医療の意思決定に関する議論の構築に向けて

No. 329

2014 年 12 月

日本医師会総合政策研究機構

田中 美穂 前田 正一

米国 50 州・1 特別区の事前指示法の現状分析

ー終末期医療の意思決定に関する議論の構築に向けて

日本医師会総合政策研究機構 田中 美穂 前田 正一

<研究協力者>

- 伊吹 友秀 (国立精神・神経医療研究センター)
及川 正範 (東京大学)
上白木 悦子 (山口県立大学)
戸田 聡一郎 (東北大学)
馬場 恵 (Children's Hospice South West, Bristol)
丸山 英二 (神戸大学)
山本 由加里 (東京大学)
横野 恵 (早稲田大学)

(名前は 50 音順)

キーワード

- ◆ 事前指示 ◆ 持続的（永続的）代理権 ◆ リビング・ウイル ◆ 州法
◆ 延命（生命維持）治療 ◆ 医師の免責規定

ポイント

- ◆ 日本国内における終末期医療をめぐる動きとして、延命治療を差し控え・中止した医師の免責を規定した、超党派の国会議員連盟による法案が、2014 年通常国会提出を目指して議論された。
- ◆ 各種ガイドラインが作られた後、延命治療の中止行為のみによって医師の刑事罰が確定したケースは無い。しかし、治療行為の中止と積極的安楽死の両方の法的責任を問われた川崎協同病院事件にみられるように、医療現場には、依然として刑事訴追の可能性があるとの懸念がある。

- ◆ ただ、日本国内における議論は、患者による延命治療の中止などの意思表示やそれに伴う医師の行為に対する免責をめぐる議論に終始しており、同意能力が無くなった場合に本人に代わって決定してもらう医療の持続的代理権などを含めた総合的な議論がなされていないのが現状である。
- ◆ 米国内では、カリフォルニア州が、生命維持治療を拒否する事前指示、いわゆるリビング・ウイルを世界で初めて法制化した。現在は、すべての州・特別区が、リビング・ウイル、もしくは、自分が望むあるいは望まない医療に関して、同意能力が無くなった場合に備えて本人の代わりに判断する代理人を指名する、医療に関する「持続的（永続的）代理権」を法制化している。
- ◆ リビング・ウイルと持続的代理権の両方に関する米国全州・特別区の法律の論点抽出を目的に、詳細に分析した研究はほとんど無い。本研究の目的は、米国各州・特別区が有する事前指示関連法について、事前指示の法的拘束力・有効性・適用可能性、医療従事者の免責規定、持続的代理権代理人の要件などを精査し、論点を明らかにすることである。そのうえで、日本国内において終末期医療の意思決定を議論する際の基礎資料とすることである。
- ◆ 事前指示書（リビング・ウイル、持続的代理権）については、州によって法的書式の有無などが異なることがわかった。リビング・ウイルもしくは持続的代理権かいずれかについて、法定・固定様式に限定している州は7州あった。リビング・ウイルもしくは持続的代理権について、法定・固定書式も書式例も示していない州は18州あった。半数近くの州はオプションルとして書式例を示していた。
(リビング・ウイル、持続的代理権にわけて調査したため、州の重複あり)

- ◆ また、多くの州においては、事前指示の有効要件として、①同意能力のある成人によるものである②書面である③作成日が明記されている④本人の署名がある⑤2人の証人、あるいは証人もしくは公証人の立会いがある一の5点が挙げられた。

- ◆ 事前指示の適用条件として、概ね、①患者本人が同意能力を喪失している、もしくは主治医が本人に同意能力が無いと判断②2人の医師が本人を「終末期」または「遷延性植物状態」とであると診断③根治不可能、不可逆的な外傷・疾患の診断④延命措置なくしては死が間近であると判断一の4点に集約された。

- ◆ 医療従事者の免責規定においては、概ね、
 1. 法に従い、患者のリビング・ウイル、医療代理人によって指示された生命維持治療の中止・差し控えを行った
 2. 患者がリビング・ウイルを撤回したのを知らない
 3. 代諾者とコミュニケーションをとる時間や機会が得られない
 4. 一般的に認められている医療基準に従って行為する
 5. 医療に関する事前指示の存在がわからず、緊急時に生命維持治療を提供する
 6. 事前指示に従い、指示が有効で、撤回も終了もしていない
 7. 施設方針の医療判断の合意や、医療従事者の良心に反する事前指示のため、医療に関する事前指示に従わない
 8. 医療の決定を行う能力がないと判断された者による指示または決定に従わなかった
 9. 主治医が、患者を終末期にある、もしくは、(神経学的判断をする資格があり、患者を検査した別の医師とのコンサルテーションによって、)遷延性植物状態にあると判断したといった状況において法的責任を問わない旨が規定されていた。

- ◆ 上記の通り、医療従事者は患者の事前指示を拒否することが可能である。その場合は、患者の指示に従う他の医療従事者にケアを代わってもらう必要があり、代わってもらうまでは、生命維持治療や適切な緩和ケアを提供することが求められていた。
- ◆ また、持続的代理権代理人をめぐっては、医療代理人または代理人、ヘルスケア代表者などと呼ばれ、①同意能力のある成人である②血縁・養子・婚姻関係にない限り、本人がケアを受けている医療施設関係者（医師などの雇用者、管理者、所有者など）は代理人となることができないと規定されていた。
- ◆ 持続的代理権代理人や後見人がいない場合、配偶者、成人した子ども、両親、成人したきょうだいといった順番で、代諾者として家族への同意代行権を認めているケースが多い。
- ◆ 慈悲殺、安楽死、自殺幫助、自殺等の承認、権限を与えない、あるいは促進しない、法律に従って実施した生命維持治療の中止・差し控えは、自殺および自殺幫助、安楽死、殺人を意味しない、あるいは構成要素とならない等の規定を有していたのは、40州・1特別区であった。
- ◆ 結果から、次の4点の課題が明らかになった。第一に、事前指示書の規定様式の有無がばらばらで、指示のあいまいさにつながる点がある。これは、患者の自律的な決定である「事前指示」の運用抑制につながる可能性がある。第二に、持続的代理権代理人に対する裁判所の関与の度合いが比較的少ない点がある。これは、米国においては代理権濫用への防御策が脆弱であるとの指摘が先行研究で行われている点と一致する。第三に、家族への生命維持治療の中止に関する代諾者権限授与の是非がある。第四に、事前指示も持続的代理権の設定も行っておらず、家族など身寄りの無い人の医療について、誰がどのように決定するのかという問題がある。

目 次

用語の整理	1
1 背景	8
1.1 終末期医療をめぐる日本国内の動き	8
1.2 終末期医療をめぐる米国内の動き	11
2 研究の目的	14
3 研究の手法	15
4 プレ調査	18
4.1 米国の事前指示法に関する基礎知識	18
4.2 米国の事前指示法に関する用語の日英対照表	22
4.3 米国の事前指示法条文一覧	25
5 結果	35
5.1 ポイント①事前指示の書式・有効要件・適用条件	35
5.2 ポイント②医療従事者の免責規定	38
5.3 ポイント③医療従事者が事前指示を拒否する場合の規定	40
5.4 ポイント④医療に関する持続的代理権代理人の規定	42
5.5 ポイント⑤家族同意の規定	43
5.6 ポイント⑥慈悲殺、自殺幫助規定	44
5.7 抽出した項目の一覧	45
6 考察	112
7 まとめ	118

用語の整理

終末期医療における意思決定をめぐるには、いくつかの重要な用語・概念がある。本章では、終末期医療の意思決定に関する議論に必要な基本的な用語とその意味を整理する。

■ 安楽死と尊厳死¹

Hope らによれば、安楽死とは、医師らが患者の利益のために患者を故意に殺すか、または患者の死を許容することと定義している（図 0-1）。

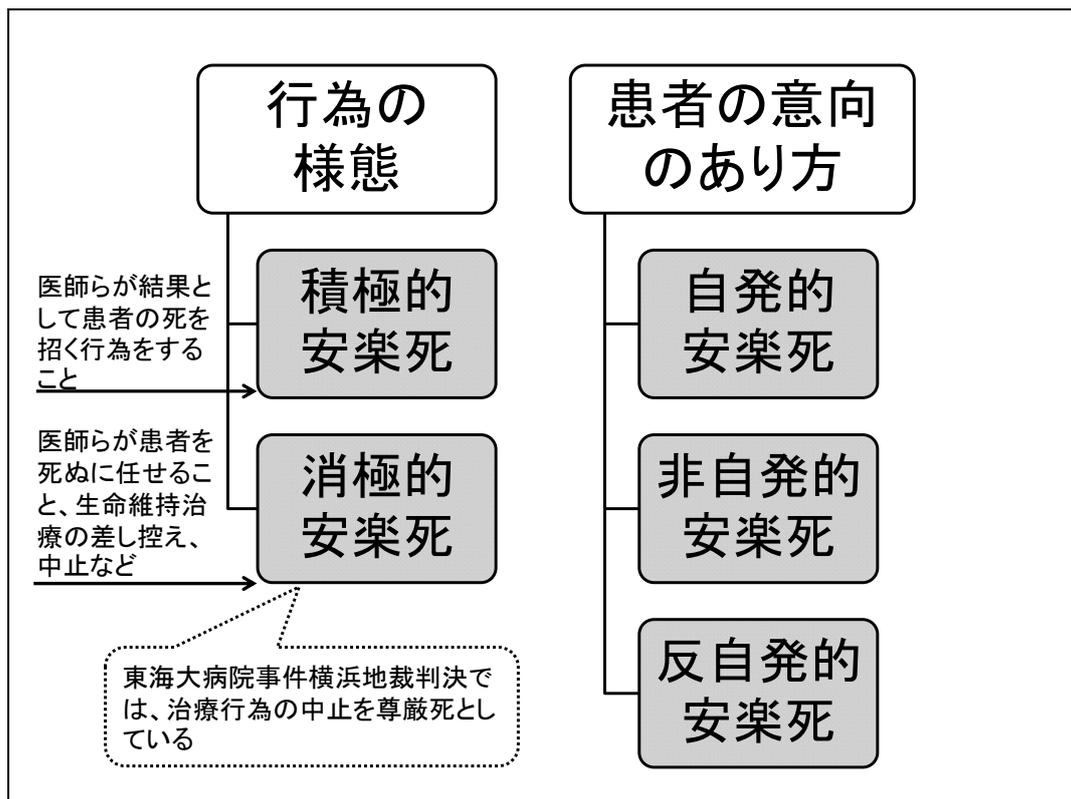


図 0-1 安楽死の分類

¹ 注) 水野俊誠, 前田正一. 第 10 章 終末期医療, 赤林朗編 「入門 医療倫理 I」. 勁草書房. p250-251.2005. および Hope T. et al. 12. End of life, 「Medical Ethics and Law」. Churchill Livingstone Elsevier. p179-201 (特に p189 Box 12.6) . 2008.を参考にまとめて。

さらに、行為の様態に基づく分類として、①積極的安楽死と②消極的安楽死がある。積極的安楽死は、医師らが、結果として患者の死を招く行為を実行することであり、消極的安楽死は、医師らが患者を死ぬにまかせることであり、生命維持治療を差し控えたり、中止したりすることとしている。この点に関して、日本学術会議の報告書「終末期医療のあり方について－亜急性型の終末期について－」（2008年）は、次のように述べている。

…安楽死の定義も多様であるが、現在主に問題とされている安楽死は、耐え難い苦痛に襲われている死期の迫った人に致死的な薬剤を投与して死なせるものである。これに対し、尊厳死は、過剰な医療を避け尊厳を持って自然な死を迎えさせることを出発点として論じられている概念である。このように安楽死と尊厳死とは本来は異なった概念であり、尊厳死を安楽死の一部と位置づけることには慎重であるべきである…

次に、患者の意向表明の在り方に基づく分類として、①自発的安楽死、②非自発的安楽死、③反自発的安楽死の3つがある。自発的安楽死は、同意能力のある患者が死を要求する場合の安楽死である。これに対し、非自発的安楽死は、患者に同意能力が無い場合の安楽死であり、反自発的安楽死は、同意能力のある患者の希望に反して、医師らが患者の利益のために死ぬのを許容する、あるいは死ぬのを強要することである。

日本国内においては、1995年の東海大病院事件横浜地裁判決がある。同判決は、医師が関与した安楽死に関する初の司法判断である。東海大医学部附属病院で医師が患者の家族の要請で治療行為を中止した後、薬剤の静脈注射によって患者を死亡させたという事案である。同判決では、積極的安楽死が許容される4要件および、治療行為の中止（尊厳死）が許容される3要件が示された（表0-1）。

特に、日本国内で議論されているのは、超党派の国会議員連盟による2法案の是非である。これらの法案は、医師が患者の治療を中止したり差し控え（不開始）したりすることによる法的責任を回避することを念頭に置いている。なお、治療行為の中止と差し控えという2つの行為をめぐっては、法的にも倫理

的にも違いが無いというのが欧米では一般的な解釈である^{1,2}。

表 0-1 東海大事件 横浜地裁判決の許容要件

積極的安楽死の許容 4 要件	治療行為の中止（尊厳死）許容 3 要件
1. 患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること	1. 患者が治癒不可能な疾患で、回復の見込み無く死を避けられない末期状態にあること
2. 患者が死を避けられず、死期が迫っていること	2. 治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在し、治療行為の中止を行う時点で存在すること
3. 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に代替手段が無いこと	3. 治療行為の中止の対象となる措置は、薬物投与・化学療法・人工透析・人工呼吸器・輸血・栄養・水分補給など、疾病を治療するための治療措置および対症療法である治療措置、さらには生命維持のための治療措置などすべてが対象となつてよい
4. 生命の短縮を承諾する患者の明らかな意思表示があること	

² British Medical Association (BMA) . Part2: Defining key terms and concepts, Withholding and withdrawing Life-prolonging Medical Treatment 3rd edition. Blackwell Publishing. p19-20. 2007.

■ 終末期 (terminal condition, end of life)

英国の行政機関である医事委員会 (General Medical Council, GMC) の終末期の意思決定ガイドラインでは、患者が 12 ヶ月以内に死亡する可能性があるときを、終末期に近づくこととしている³。米国においては、州によって定義の有無が異なる。例えばアラバマ州の事前指示法である Natural Death Act は、末期状態の疾患・負傷した患者の定義として、死が差し迫っている、あるいは生命維持治療によって人工的に維持されていない限り状態に望みがなく、そうした状態がそうした末期状態を診断する資格と経験を有した医師によって確認されている患者としている⁴。また、インディアナ州の医療同意法などは、①進行性慢性疾患の終末期、②進行した慢性衰弱、③回復の見込みが無いか、延命処置なくしては死が間近であると診断された外傷、疾患、病、④心肺停止した場合、医学的に蘇生がほぼ不可能、又は可能であってもすぐまた停止することの予期される疾患を持った者—のいずれか一つ以上の状態を有する者を終末期状態にあると規定している⁵。

日本国内においては、終末期の定義を明確に規定した法律は無い。厚生省の「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の解説では、終末期について、がん末期のように予後が数日から 2-3 ヶ月と予測可能な場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良となる場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月～数年にかけて死を迎える場合などがあるとし、どのような状態が終末期かは、個々の患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームの判断によるべき事柄としている⁶。また、日本医師会の「終末期医療に関するガイドラインについて」では、終末期医療の広義の定義として、①最善の医療を尽くしても、病状

³ General Medical Council. Guidance 2, Treatment and care towards the end of life: good practice in decision making. p8. 2010.

http://www.gmc-uk.org/static/documents/content/End_of_life_9_May_2013.pdf

⁴ Alabama State Snate. Sec22-8A-3 Definitions (14) Terminally ill or injured patient, Chapter 8 Termination of Life-support procedure, Title 22 Health, Mental health, and Environmental control, The code of Alabama. <http://alisondb.legislature.state.al.us/acas/ACASLoginfire.asp>

⁵ The Office of Code Revision Indiana Legislative Services Agency. IC 16-36-4 Chapter 4. Living Wills and Life Prolonging Procedures IC 16-36-4-5 Terminal condition defined.

<http://www.in.gov/legislative/ic/code/title16/ar36/ch4.html>

⁶ 厚生労働省. 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」について. 2007年5月21日.

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11a.pdf> および

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11b.pdf>

が進行性に悪化することを食い止められずに死期を迎えると判断される時期、
②主治医を含む複数の医師および看護師、その他必要な医療関係者が判断し、
患者もしくは患者が意思決定できない場合には、患者の意思を推定できる家族
などが①の内容を理解し、納得した時点で「終末期」が始まる、としている⁷。
日本学術会議の「終末期医療のあり方について－亜急性型の終末期について－」
でも、「終末期を急性型（救急医療等）、亜急性型（がん等）、慢性型（高齢者、
植物状態、認知症等）に分けて考える必要があるほど、各々の終末期医療の内
容的差異は大きい」と指摘する⁸。

⁷ 日本医師会. 平成 18・19 年度 生命倫理懇談会 答申 終末期医療に関するガイドラインについて. 2008 年 2 月. http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20080227_1.pdf

⁸ 日本学術会議. 対外報告 終末期医療のあり方について－亜急性型の終末期について－. 2008 年 2 月 14 日. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-2.pdf>

■ 事前指示 (advance directive)

植物状態や意識不明に陥った患者が、どのような治療を受けたいかについて、その時点で自己決定できないために、あらかじめその内容を指示する文書「リビング・ウイル (living will, LW)」と、あらかじめ医療代理人を任命して、その代理人を通して自己決定する「持続的代理権 (durable power of attorney, DPA)」を合わせたものである⁹。米国の非営利・非法人組織「the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws」が各州に提案している統一州法「the Uniform Health-Care Decisions Act, UHCDA (統一医療決定法)」は、事前のヘルスケア指示の定義として、人工栄養・水分補給やその他すべての医療措置の提供、中止・差し控えなどの医療に関する指示あるいは医療に関する持続的代理権を意味するとしている¹⁰。医療に関する持続的代理権は、durable power of attorney for health care (DPAHC)、health care power of attorney (HCPA)、power of attorney for health care (PAHC)、medical durable power of attorney (MDPA) などと表される。

日本国内では、リビング・ウイルに関する法律や統一書式が無い。医療機関や民間団体などが独自に様式を作成しているのが現状である。医療に関する持続的代理権、後見人等についての権限付与については、成年後見制度を創設する際に「時期尚早」として議論されなかった¹¹。2014年5月、成年後見センター・リーガルサポートが、医療行為の代行決定に関する法整備に向けた提言を公表した。提言は9項目で構成される。主な項目として、医療行為を代行決定する者について、本人が指定した者▽本人の家族等▽後見人等▽本人の居住地の市町村長とした。また、代行決定の範囲として、代行決定の及ばない医療を除いたすべての医療であること、重大な医療行為については家庭裁判所の許可を要件とした¹¹。こうした動きはあるものの、現状では同権について規定した法律はない。

⁹ 樋口範雄, リビング・ウイルと法. 病院. 2013; 72(4): 266-269.

¹⁰ NATIONAL CONFERENCE OF COMMISSIONERS ON UNIFORM STATE LAWS. UNIFORM HEALTH-CARE DECISIONS ACT. 1993.

http://www.uniformlaws.org/shared/docs/health%20care%20decisions/uhcda_final_93.pdf

¹¹ 成年後見センター・リーガルサポート. 医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言. 2014年5月15日. https://www.legal-support.or.jp/act/index_pdf/index_pdf10_02.pdf

■ 能力 (capacity)

米国の統一医療決定法は、提供される医療に対する重要な利益、リスク、代替手段を理解する個人の能力、また、医療の決定を行ったり伝えたりする個人能力と定義している¹⁰。相対する言葉としては、**incapacity**（無能力）が使われる。例えばウエスト・ヴァージニア州の医療決定法では、身体的、精神的な機能障害のため、医療の決定の特徴や実施について正しく理解したり、提示された代替手段について情報提供されたうえでの選択を行ったり、明確な方法でその選択を伝えたりすることができないこととしている¹²。英国医師会（**British Medical Association, BMA**）のガイドラインでは、相反する事態が証明されない限り、16歳以上の患者は自身の決定を行う能力を有していると推定されるとしている¹³。ただし、英国の成年後見制度 **Mental Capacity Act (MCA) 2005** の規定では、決定に関する情報を理解できない、情報を保持することができない、決定プロセスの一部としてその情報を用いたり評価したりすることができない、決定を伝えることができない場合には、法的に自身の決定ができないとされる。

¹² West Virginia Legislature. West Virginia Code CHAPTER 16. PUBLIC HEALTH. ARTICLE 30. WEST VIRGINIA HEALTH CARE DECISIONS ACT. § 16-30-3. Definitions.

<http://www.legis.state.wv.us/WVCODE/ChapterEntire.cfm?chap=16&art=30§ion=3#30#30>

¹³ British Medical Association. Part 2: Defining key terms and concepts 4 Capacity and incapacity. Withholding and withdrawing Life-prolonging Medical Treatment 3rd edition. Blackwell Publishing. p5-6. 2007.

1. 背景

米国では、カリフォルニア州が世界に先駆けてリビング・ウィルに関する法律を制定した。現在は、全ての州・特別区が事前指示に関する法律を定めている。先行研究では、29%が事前指示におけるリビング・ウィルを所有していたとのデータもある¹⁴。一方、日本国内でも近年、事前指示を含む終末期の意思決定に関する法制度をめぐる動きが出てきた。第 1 章では、日本国内の動きを概観した上で、米国の法制度の変遷について述べる。

1.1 終末期医療をめぐる日本国内の動き

日本国内においては、超党派の国会議員連盟による「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）」が議論されている。2013 年末には、自民党が「尊厳死」検討プロジェクトチームを立ち上げるなどの動きが見られた¹⁵。2014 年通常国会への提出が見込まれていたが、提出は見送られた。

この「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）」は、2011 年公表の第 1 案、2012 年公表の第 2 案と 2 種類ある¹⁶。患者が延命措置の中止（第 2 案）・不開始（第 1 案）を希望する意思を書面などで表示しており、終末期にあるとの判定を受けた場合、延命措置の中止・不開始を行った医師の法的責任を回避するというものである。

背景には、終末期状態の患者の人工呼吸器を取り外した後、患者が死亡した事案で、医師が逮捕される事件が相次いだことがある¹⁷（表 1-1）。2005 年には

¹⁴ Stein L. G., Fineberg C. I. Advance Care Planning in the USA and UK: A Comparative Analysis of Policy, Implementation and the Social Work Role. *British Journal of Social Work*. 2013; 43: 233-248.

¹⁵ 東京新聞. 2014 年 1 月 12 日付朝刊. 尊厳死法案 提出へ 通常国会 延命中止を免責 超党派議連.

¹⁶ 注) 正式な法案は公表されていないことから、2014 年 1 月 28 日、新聞記事データベース「日経テレコン」で、検索ターム「尊厳死 AND 延命 AND 議員連盟」を使って検索を実施、79 件を抽出した。抽出した記事および、尊厳死の法制化を認めない市民の会 HP <http://mitomenai.org/bill> や日本尊厳死協会会報 No.148 (2013 年 1 月 1 日)などを参考に、本稿において法案の内容を検討した。

¹⁷ 前田正一. 1 終末期医療における患者の意思と医療方針の決定. 甲斐克則編. 医事法講座第 4 巻 終末期医療と医事法.p3-28. 信山社. 2012.

北海道立羽幌病院、2007年の和歌山県立医大、2008年の富山県射水市民病院で、いずれも医師が殺人容疑で書類送検（その後、いずれも不起訴となった）された¹⁸。また、東海大医学部附属病院、川崎協同病院においては、医師による治療行為の中止および積極的安楽死が行われた。この2つの事案では、医師の法的責任を問われた医師の行為が異なる。東海大病院の事案では、積極的安楽死のみが問われたのに対し、川崎協同病院の事案では、治療行為の中止と積極的安楽死の両方に関する法的責任を問われたのである。

このような事件を受け、延命治療の中止行為が刑事訴追される可能性があるとして、厚労省、学術団体、各学会がガイドラインを策定することとなった。2007年には、厚労省が「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を公表した。同年、日本医師会も、「終末期」に入るかどうかの判断は、主治医（できれば、主治医を含む複数の医師）および看護師、その他必要な複数の医療関係者によってなされる、とし、終末期に入った後の治療方針は、患者・家族の意向を踏まえて総合的に判断・決定するとのガイドラインを公表した。特に延命治療の中止に関しては、従前もしくはその時の患者本人の意思および家族等の意向が一致している必要がある、としている。

各種ガイドラインが作られた後、延命治療の中止行為のみによって医師の刑事罰が確定したケースは無い。しかし、治療行為の中止と積極的安楽死の両方の法的責任を問われた川崎協同病院事件にみられるように、依然として刑事訴追の可能性が残っているとして、法制化の必要性が指摘された。また、ガイドラインには一定の効果があるとの見方がある一方、国の「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を知らないという医療従事者も33.8%いることがわかった¹⁹。こうした状況から、ガイドラインが十分に普及していない現状が浮かび上がった。また、「事前指示書」を実際に有している国民は、事前指示書の作成に賛成している人の中でも3.2%にとどまっているとのデータもある¹⁹。

法制化の動きに対し、日本弁護士連合会をはじめ、難病・障害者団体などは

¹⁸ 丸山英二. 終末期の意思決定を支えるには—それぞれの立場から— 法的立場から. 内科. 2013; 112(6): 1362-1365.

¹⁹ 厚生労働省. 第2回終末期医療に関する意識調査等検討会資料 人生の最終段階における医療に関する意識調査 集計結果（速報）の概要. 2013年6月27日.

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000032339.pdf>

反対している。患者の権利保障法制定や緩和ケア・在宅医療・介護を充実させることが必要であること、終末期の定義が曖昧であることなどが理由である。

なお、日本国内においては、患者による延命治療の中止などの意思表示やそれに伴う医師の行為に対する免責をめぐる議論に終始している。同意能力が無くなった場合に備えて、本人に代わって決定してもらう医療の持続的代理権を含めた、総合的な議論が行われていないのが現状である。

表 1-1 終末期における医師の行為が法的問題となったケース¹⁷

事案発生場所	医師の行為	事案の発生時期	事案の概要	患者の意志の有無	刑事責任追及の有無
東海大医学部 附属病院	(治療行為の中止) 積極的安楽死	1991年 4月	末期状態の患者から医師が点滴等を取り外し。さらに薬剤を注射後、患者が死亡	なし 家族の要請	医師：殺人
国保京北病院	積極的安楽死	1996年 4月	末期患者に薬剤を点滴投与後、患者が死亡	なし 家族同意なし	医師：不起訴処分
川崎協同病院	治療行為の中止 積極的安楽死	1998年 11月	昏睡状態の患者から医師がチューブを抜き取り。さらに薬剤を投与後、患者が死亡	なし チューブの抜管を家族が要請	医師：殺人
北海道立羽幌 病院	治療行為の中止	2004年 2月	心肺停止状態の患者から医師が人工呼吸器を取り外した後、患者が死亡	なし 家族の同意	医師：不起訴処分
射水市民病院	治療行為の中止	2000年 9月～ 2005年 10月	末期状態の患者7人から医師が人工呼吸器を取り外した後、患者らが死亡	なし 家族の希望	医師：不起訴処分
和歌山県立医 科大学附属病 院紀北分院	治療行為の中止	2006年 2月	医師が脳死状態と判断した患者から人工呼吸器を取り外した後、患者が死亡	なし 家族の希望	医師：不起訴処分

1.2 終末期医療をめぐる米国内の動き

米国では1976年、画期的な判決が示された。ニュージャージー州最高裁判所は、人工呼吸器に接続されて意識の無いカレン・クインランから、人工呼吸器の撤去を認める判決を出した²⁰。また、同年、カリフォルニア州が自然死法を制定し、「リビング・ウイル」に世界で初めて法的拘束力を与えた²⁰。リビング・ウイルの課題として、事前にあらゆる状況を想定して指示することは困難であること、指示書を作らない人が相当数いること、記述が具体的でないことなどがある^{9,21}。これらの課題を踏まえて、自分が望むあるいは望まない医療に関して、同意能力が無くなった場合に備えて本人の代わりに判断する代理人を指名する、医療に関する「持続的（永続的）代理権」が法制化されることとなった。1983年、カリフォルニア州が法制化したのを機に、多くの州が同様の法制化を行ったのである^{20,22}。2000年までに、すべての州でリビング・ウイルもしくは持続代理権、あるいは両方に法的拘束力をもたせた法律が作られた^{20,23}（図1-1）。

各州法制定の背景には、連邦法や統一州法の存在がある（表1-2）。米国では、連邦法のほか、合衆国憲法によって容認された分野における、各州独自の制定法・判例法がある²⁴。ところが、関連法が州ごとに異なることで、国民の利益を損なうという課題が出てきた。このため、各州が任命した統一州法委員で構成される非営利・非法人組織「the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws」が統一州法（案）を作成し、各州での採用を提案する動きがみられる²⁴。重要なのは、患者の事前指示について定めた連邦法、the Federal Patient Self-Determination Act である。同法は、米国の公的医療保障制度「メディケア」や「メディケイド」指定の医療機関・介護施設に対し、患者に事前指示を行う権利があることを書面で伝えること、患者が事前指示を有

²⁰ 新谷一朗. 第10章 アメリカにおける尊厳死. シリーズ生命倫理学編集委員会編. シリーズ生命倫理学 安楽死・尊厳死. p 180-196. 丸善出版. 2012.

²¹ 岡村世里奈. 事前指示をめぐる世界の状況と日本. 病院. 2013; 72(4): 281-285.

²² 渡部朗子. アメリカの成年後見制度. 千葉大学 社会文化科学研究. 1998; 2: 189-213.

²³ Robert S. Olick. Taking Advance Directives Seriously Prospective Autonomy and Decisions Near the End of Life. Georgetown University Press. 2001.

²⁴ 土屋恵司. 統一公務員退職制度運営法—米国における統一州法導入の事例紹介—. 国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法. 2006; 230: 4-25.

<http://www.ndl.go.jp/ip/data/publication/legis/230/023001.pdf>

しているかを確認することなどを義務付けた²¹。また、第三世代の統一州法(案)と言われる the Uniform Health-Care Decisions Act, UHCDA は、リビング・ウィルや持続的代理権からは代行決定者がわからない場合、代行決定者となる人のリストを定めている¹⁰。また、事前指示の書式例を示したうえで、特定の書式にする必要がないこと、医療提供者の免責を規定している。

さらに近年、終末期医療に関する医師の指示「Physician Orders for Life-Sustaining Treatment, POLST」を活用する動きが出てきた。その特徴として、①医師の指示であるため、患者のカルテに記載されることから、指示の見落としが無い、②患者や代理人と相談して作成されるため、具体的で希望を反映した内容となる、③家族や医療代理人の精神的負担を軽減させる、といった点が指摘されている⁹。21州で州法内に規定があり²⁵、7州を除く米国各州で、POLST プログラムが活用・承認・計画中であるとのデータもある²⁶。

²⁵ American Bar Association. POLST Program Legislative Comparison - as of 1/1/2014. http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2014_POLST_Leg_Chart_Dec_2014_3-column.authcheckdam.pdf

²⁶ National POLST. <http://www.polst.org/programs-in-your-state/>

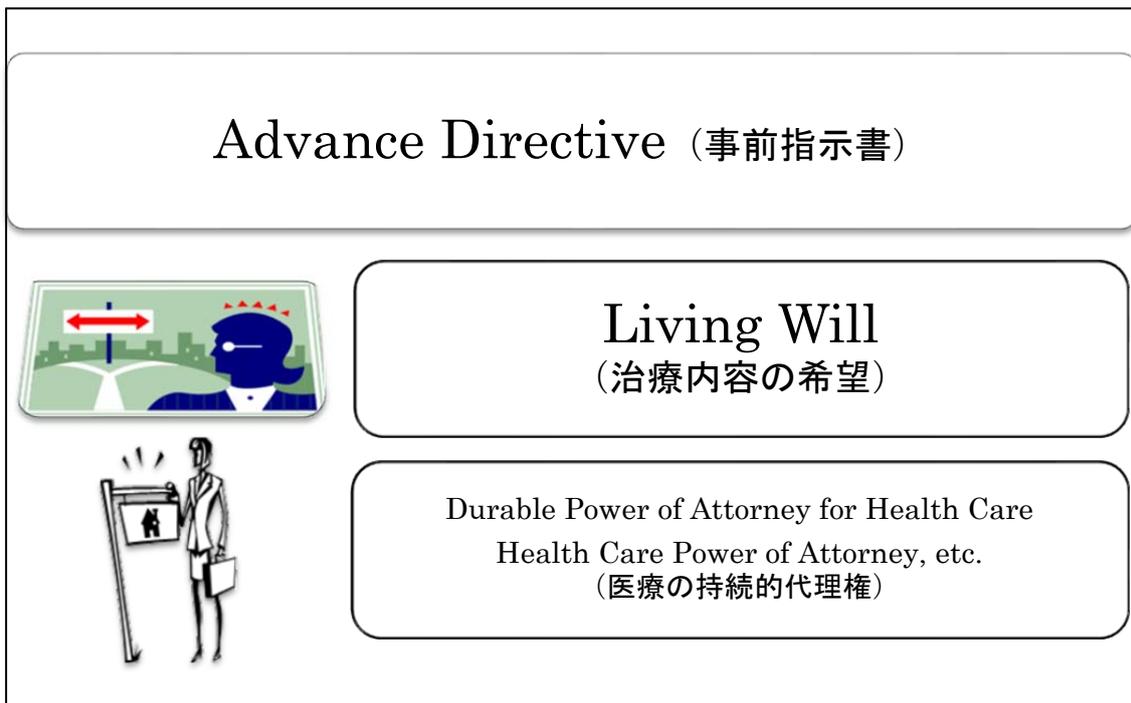


図 1-1 リビング・ウイル、持続的代理権、事前指示の関係

表 1-2 主な連邦法・統一州法

年	法律名
1982 年	1. the Model Health-Care Consent Act
1985 年	2. the Uniform Rights of the Terminally Ill Act
1990 年	the Federal Patient Self-Determination Act
1993 年	3. the Uniform Health-Care Decisions Act

2. 研究の目的

第1章 背景で述べたように、日本国内では、医師が患者の人工呼吸器を取り外した後にその患者が死亡した後、医師が書類送検される事件が相次いで発生した。その後、国の指針が策定されるなどの一定の動きはみられた。しかしながら、終末期医療の意思決定をめぐることは、国民の間で十分に議論されているとは言いがたい。前述の厚労省の調査によれば、事前指示書の保有率は約3%にとどまっている。また、背景には、能力のない患者本人に代わって医療の決定を行う権限を後見人に付与するかどうかという点に関して「時期尚早である」として、ほとんど議論されなかったことがある^{11,21}。

一方、米国全州・特別区のリビング・ウイルもしくは持続的代理権に関する法律の論点を抽出するために詳細に分析した研究は、米国法曹協会（American Bar Association, ABA）の持続的代理権に関する研究²⁷などを除けばほとんど無い。

本研究の目的は、米国50州・1特別区が有する関連法について、事前指示の法的拘束力・有効性・適用可能性、医療従事者の免責規定、持続的代理権代理人の要件などを精査し、論点を明らかにすることである。そのうえで、日本国内において終末期医療の意思決定を議論する際の基礎資料とすることである。

²⁷ American Bar Association. STATE HEALTH CARE POWER OF ATTORNEY STATUTES Selected Characteristics. January 2013.
http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2013_HCPA-CHT-Jan_25_wit_h_oral_directive_edits.authcheckdam.pdf

3. 研究の手法

本研究が分析の対象とする各州法は、リビング・ウイル、医療に関する持続的代理権、あるいは両方を合わせた事前指示に関する法律である。

50 州・1 特別区の法律の抽出にあたっては、米国法曹協会の医療の持続的代理権に関する分析調査結果をもとに²⁷、各州の法律関係部門の公式ホームページにアクセスして州ごとに行った（図 3-1）。州の公式ホームページから抽出できなかった州については、Westlaw International、Lexis Nexis などの法令・判例検索データベース、およびグーグルを使って法律を抽出した。研究班では、全州・特別区の法律を一つのファイルに統合し、世界的にも珍しい、約 1000 ページにおよぶ最新の全米事前指示法全集を作成した。

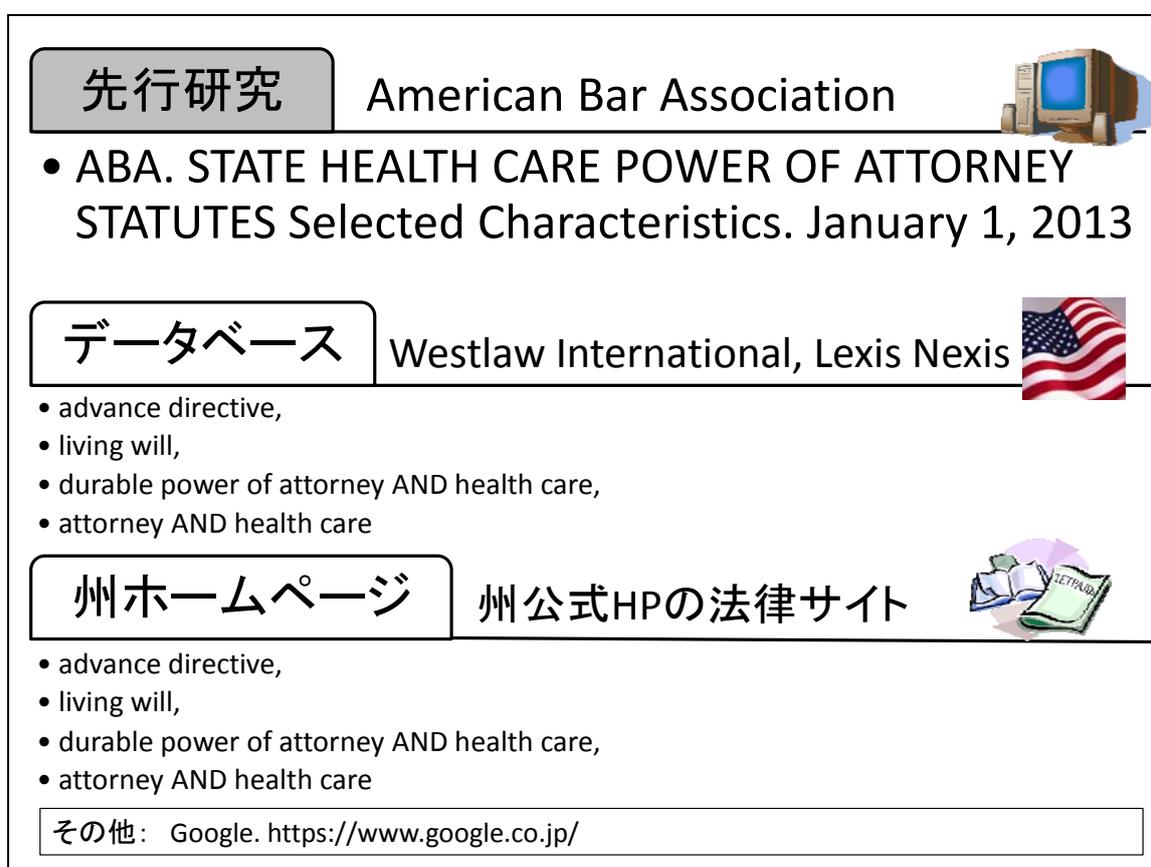


図 3-1 法律文抽出に使用したデータベース、ホームページおよび検索ワード

また、抽出した法律すべてを対象に、論点を抽出するための分析項目を次の31項目に設定した（表 3-1）。分析項目の設定にあたっては、パイロット調査としてアラバマ州法、アラスカ州法を精読し、カギとなる項目を抽出した。このパイロット調査の結果をもとに、英米法の研究者である、神戸大学の丸山英二教授、早稲田大学の横野恵准教授との意見交換を経て決定した。その後、2013年10月～2014年6月にかけて、本研究班のメンバー6人が、50州・1特別区の州法を分担して項目抽出した。

表 3-1 抽出項目一覧

項目番号	項目内容
1	法律のTitleおよび構成 (LW, DPAもしくはHCPA, AD)
2	法律の制定時期(わかれば)
3	法律内のLW formの有無
4	法律内のDPA もしくはHCPA formの有無
5	法律内のLW, DPAもしくはHCPA form以外のformの有無
6	事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止
7	事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供
8	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW
9	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA(HCPA)
10	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
11	事前指示の撤回規定
12	事前指示の有効期限または定期的な更新についての規定
13	LWの法的拘束力・効力
14	LWの免責規定
15	LWを医療従事者が拒否する場合の規定
16	DPAの法的拘束力・効力
17	DPAの免責規定
18	DPAを医療従事者が拒否する場合の規定
19	Combined ADの法的拘束力・効力
20	Combined ADの免責規定
21	Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定
22	DPA手続きによって本人が指名した代理人の名称と資格要件
23	本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件
24	後見人 (guardian) の資格要件
25	証人の禁止規定
26	事前指示の適用要件 (applicability)
27	事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定
28	LWとDPAもしくはHCPAの優先度
29	慈悲殺、医師による幫助自殺に関する規定
30	事前指示が無い場合の対処・手続き
31	事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式

4. プレ調査

法律の論点を抽出するため、プレ調査として、①米国の事前指示法に関する基礎知識取得のための勉強会の実施、②米国の事前指示法に関する用語の日英対照表の作成、③米国の事前指示法条文一覧の作成を試みた。

4.1 米国の事前指示法に関する基礎知識

分析にあたって、リビング・ウイルや医療の持続的代理権が法制化された背景事情を確認することにした。2013年10月4日、慶應義塾大学にて研究協力者らが集い、米国の事前指示法に関する研究会を開催した。本研究会では、日医総研の田中研究員と前田客員研究員が資料を用いて話題を提供、日本国内および米国内の終末期医療の決定に関する法制度などの情報共有・確認を行った（資料4-1）。

米国の医療の事前決定関連法 調査について

2013年10月4日 勉強会

日医総研 研究員
慶應義塾大学SFC研究所 上席所員(訪問)
田中 美穂

報告の内容

- 背景
 1. 終末期医療の決定をめぐる日本国内の動き
 2. 米国における動き
 3. 医療の事前決定関連法
- 研究の目的
- 研究の手法
- 検討項目

2013/10/04

背景1. 終末期医療の決定をめぐる 日本国内の動き

2007年 厚労省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」
日本救急医学会
「救急医療における終末期医療に関する提言」
→延命措置への対応として、**終末期と判断した後の対応、
延命措置の中止**方法を明記

2012年 日本老年医学会
「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン」
→**人工栄養・水分補給の導入**に焦点

同年 超党派の国会議員連盟による尊厳死法案2案公表
→終末期患者の延命治療の差し控え・中止による
医師の法的責任免除

その他、日本医師会「終末期医療に関するガイドラインについて」、日本学術会議「終末期のあり方について」、全日本病院協会「終末期医療に関するガイドライン」などがある

2013/10/04

背景1. 終末期医療の決定をめぐる日本国内の動き 日本国民の意識

□事前指示書を作成している割合は3～5%

I-2 事前指示書について②

■ 事前指示書の作成状況 (事前指示書の作成に「賛成」と回答した者)

□ 実際に事前指示書を作成している人は少ない。

職業	人数	作成している (%)	作成していない (%)	無回答 (%)
一般国民	1,518	3.4	93.4	3.3
医師	676	5.9	88.5	6.4
看護師	1,215	5.9	88.3	6.2
施設介護職員	737	3.5	87.9	6.5

■ 事前指示書に従った治療を行うことを法律で定めることの賛否

□ 一般国民の5割以上が強制的に強制的、医療福祉従事者はさらに高く、中でも医師は7割以上が強制的、前同様に同じ傾向は、「賛成」と回答した者で確認しても統計は同じであった。

職業	人数	定めてほしい (%)	定めなくてもよい (%)	定めるべきでない (%)	わからない (%)	無回答 (%)
一般国民	2,179	22.2	42.6	10.6	21.3	3.3
医師	921	16.9	48.9	22.5	10.1	3.3
看護師	1,434	22.2	46.3	9.2	19.2	3.3
施設介護職員	880	19.3	47.4	8.4	21.2	3.3

厚生労働省「人生の最終段階における医療に關する意識調査」(2013年6月公表)

2013/10/04

2. 米国における動き

1976年 クインラン判決: ニュージャージー州最高裁判所が自然死認める
カリフォルニア州自然死法制定
→**世界初、リビング・ウィル**(延命拒否の意思を事前に表明した文書)に法的拘束力

1980年代 **持続的代理権**を認容する法律が多くの州で可決
→患者が意思決定能力を喪失した場合、代理人が患者に代わり生命維持治療の中止・差し控えを含む医療を決定する

1980年代後半～90年代 リビング・ウィルと持続的代理権を組み合わせた書面、医療行為の指示と代行決定者の指名を結合した文書が**事前指示書 (advance directives)**

2000年まで **米国全州で、リビング・ウィル、持続的代理権、もしくは双方に法的拘束力を与える立法が可決**

近年 終末期に関する医師の指示 (Physician Orders for Life Sustaining Treatment, POLST) が普及

1. Robert S. Olick. Taking Advance Directives Seriously Prospective Autonomy and Decisions Near the End of Life. 2001.)

2. 米国における動き②

統一州法(案)の動き

1982年 the Model Health-Care Consent Act

1985年 the Uniform Rights of the Terminally Ill Act

1990年 **the Patient Self-Determination Act (患者の自己決定法^{2,3})**

→ **メディケア・メディケイドの指定を受けている医療機関・介護施設に対し、入院の際に、「患者に事前指示を行う権利があることを書面で伝えること」などを義務付けた³**

★事前指示普及の環境づくりが進められた

1993年 **the Uniform Health Care Decisions Act**

2. Uniform Law Commission. Health-Care Decision Act Summary. <http://uniformlaws.org/ActSummary.aspx?title=Health-Care%20Decisions%20Act>

3. 岡村世里奈. 事前指示をめぐる世界の状況と日本. 病院. 2013; 72(4): 281-285.

2013/10/04

背景

3. 医療の事前決定関連法

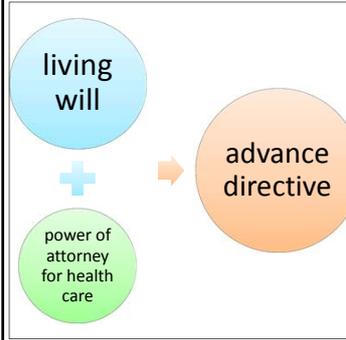
- リビング・ウィル、医療に関する持続的代理権、あるいは両者を合わせたAdvance Directive(事前指示書)⁴に関する法律
- ただし、年代によっては、リビング・ウィルをAdvance Directiveとみなす法律もあるため、上記の枠組みに必ずしも入らないものもある
- 2000年までに全州で、リビング・ウィル、あるいは持続的代理権、もしくは双方(事前指示書)に法的効力を与える立法が可決された^{1, 4, 5}

4. 樋口範雄.リビングウィルと法.病院.2013;72(4):266-269.
5. 新谷.第10章アメリカにおける尊厳死.甲斐・谷田責任編集「シリーズ生命倫理学5 安楽死・尊厳死」丸善出版(2012). Pp180-196.

2013/10/04

背景3. 医療の事前決定関連法

法のイメージ



Living will
植物状態や意識不明に陥った患者が、どのような治療を受けたいかについて、その時点で自己決定ができないために、前もってその内容を指示しておく文書⁴

持続的代理権
意識不明になった場合、代理人を通して自己決定するために、当事者が誰かを医療代理人に任命すること⁴

事前指示書
Living willと持続的代理権を合わせたもの⁴

2013/10/04

研究の目的

- これまで日本国内では、終末期の医療の決定に関する具体的な議論が行われてこなかった。特に**代理人指示に関してはほとんど議論がされていない⁶**との指摘もある。厚生省の調査でも、**事前指示書を作成している人は3~5%**にすぎない
- そこで、本研究の目的は、世界で初めて延命治療の拒否などの意思表示を法制化し、終末期の意思決定に関する法制度を全州で有している米国の関連法を精査し、その内容を明らかにしたうえで、日本国内において議論するための基礎資料とすることである

6. 井吹雅子.特集 リビング・ウィルを考える.病院.2013;72(4):265.

2013/10/04

研究の手法: 法律文の分析

1. 51州・特別区の法律文抽出(2013年8月)
 - American Bar Association (ABA, 米国法曹協会)の医療代理権調査結果⁷をもとに、各州の公式HPから関連法をダウンロード
 - 州公式HPで検索できなかった州については、Westlaw International, Lexis Nexis等のデータベース、およびグーグルで検索してダウンロード
7. American Bar Association (ABA). STATE HEALTH CARE POWER OF ATTORNEY STATUTES Selected Characteristics (January 1, 2013)
http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2013_HCPA-CHT-Jan_25_with_oral_directive_edits.authcheckdam.pdf

2013/10/04

研究の手法: 法律文の分析

2. 分析項目の抽出

- パイロット調査として、アラバマ州のNatural Death Act、Durable Power of Attorneyなどの精読
- **英米法の専門家と意見交換**
- 分析項目の決定

2013/10/04

研究の手法: 法律文の分析

3. 51州・特別区の項目抽出

- 共同研究者(伊吹、及川、田中、戸田、馬場、山本)が、各8~10州を担当
- 一覧表を作成

↓イメージ

州名	法律文の抽出	抽出された法律文の件数	抽出された法律文のタイトル	抽出された法律文の施行期	抽出された法律文の更新期	抽出された法律文の削除期	抽出された法律文の改正期	抽出された法律文の廃止期	抽出された法律文の施行期	抽出された法律文の更新期	抽出された法律文の削除期	抽出された法律文の改正期	抽出された法律文の廃止期
Alabama	Alabama Code Title 26, Chapter 1-3	1	Alabama Natural Death Act	2000	2010								
Arizona	Arizona Revised Statutes Title 36, Chapter 32	1	Arizona Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
California	California Health and Safety Code Section 79000-79100	1	California Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Colorado	Colorado Revised Statutes Title 18, Article 66	1	Colorado Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Florida	Florida Statutes Chapter 400	1	Florida Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Georgia	Georgia Code Title 53, Chapter 3-5	1	Georgia Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Illinois	Illinois Compiled Statutes Chapter 95, Article 10	1	Illinois Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Indiana	Indiana Code Title 16, Chapter 30-2	1	Indiana Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Iowa	Iowa Code Chapter 193	1	Iowa Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Kansas	Kansas Statutes Chapter 57, Article 26	1	Kansas Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Kentucky	Kentucky Revised Statutes Chapter 204	1	Kentucky Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Louisiana	Louisiana Revised Statutes Title 9, Chapter 129	1	Louisiana Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Maine	Maine Revised Statutes Title 19-B, Chapter 521	1	Maine Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Maryland	Maryland Code Title 44, Chapter 5-2	1	Maryland Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Massachusetts	Massachusetts General Laws Chapter 94D, Section 27D	1	Massachusetts Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Michigan	Michigan Compiled Public Acts Chapter 400	1	Michigan Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Minnesota	Minnesota Statutes Chapter 63A	1	Minnesota Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Mississippi	Mississippi Code Title 41, Chapter 3-1	1	Mississippi Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Missouri	Missouri Revised Statutes Chapter 465	1	Missouri Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Montana	Montana Code Annotated Title 10, Chapter 2-2	1	Montana Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Nebraska	Nebraska Revised Statutes Chapter 48, Article 11	1	Nebraska Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Nevada	Nevada Revised Statutes Chapter 129	1	Nevada Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
New Hampshire	New Hampshire Revised Statutes Chapter 187-B	1	New Hampshire Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
New Jersey	New Jersey Statutes Title 17B, Chapter 22	1	New Jersey Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
New Mexico	New Mexico Statutes Chapter 59A	1	New Mexico Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
New York	New York Consolidated Laws Article 51, Chapter 2	1	New York Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
North Carolina	North Carolina General Statutes Chapter 36A	1	North Carolina Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
North Dakota	North Dakota Century Code Chapter 50-15	1	North Dakota Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Ohio	Ohio Revised Code Chapter 5703	1	Ohio Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Oklahoma	Oklahoma Statutes Title 63, Chapter 2-2	1	Oklahoma Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Oregon	Oregon Revised Statutes Chapter 127	1	Oregon Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Rhode Island	Rhode Island General Laws Chapter 15-27	1	Rhode Island Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Texas	Texas Health Code Chapter 165	1	Texas Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Utah	Utah Code Title 78B, Chapter 2	1	Utah Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Vermont	Vermont Statutes Chapter 26, Section 201	1	Vermont Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Virginia	Virginia Code Title 54.1, Chapter 1-2	1	Virginia Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Washington	Washington Revised Code Title 71A	1	Washington Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
West Virginia	West Virginia Code Chapter 20-2-2	1	West Virginia Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Wisconsin	Wisconsin Statutes Chapter 54	1	Wisconsin Advance Health Care Directive Act	2000	2010								
Wyoming	Wyoming Statutes Chapter 25, Article 10	1	Wyoming Advance Health Care Directive Act	2000	2010								

- 一覧表を埋めながら、不足項目を提案、加筆

2013/10/04

各州法の抽出に使用した情報源



データベース

- Westlaw International
- Lexis Nexis
- 検索ワード:
advance
directive, living
will, durable
power of
attorney for
health care



州HP

- 州公式HPの
法律サイト
- 検索ワード:
advance
directive, living
will, durable
power of
attorney for
health care



先行研究その他

- American Bar
Association,
STATE HEALTH CARE
POWER OF
ATTORNEY
STATUTES Selected
Characteristics
January 1, 2013
- Google
https://www.google.co.jp/webhp?source=search_app&gws_rd=cr

2013/10/04

検討項目

1. 法制度の検討
2. 緩和ケア充実策の検討
3. 希望の療養場所を確保するための医療資源の分配などの検討
4. 家族介護者への支援策の検討

2013/10/04

4.2 米国の事前指示法に関する用語の日英対照表

次に、法律を正確に解釈するため、法律に明記されている重要な用語と日本語への翻訳作業に必要な知識を共有するため、日本語と英語の対照表を作成した（資料 4-2）。作成にあたっては、英米法の研究者である、神戸大学の丸山英二教授、早稲田大学の横野恵准教授の助言を得た。

資料4-2

原文	邦訳	備考
durable power of attorney for health care	医療に関する持続的代理権	
health care power of attorney	医療代理権	
power of attorney for health care	医療代理権	
medical durable power of attorney	医療の持続的代理権	
principal	本人	代理人に対する言葉
individual	個人	
declarant	宣言者	
instruction	指示	
direction	指示(書)	
health care directive	医療指示	
individual health care instruction	個々の医療指示	
advance health care directive	医療の事前指示	
advance directive for health care	医療の事前指示	
designation	指名	
designate	指名する	
health care decision	医療の決定	
notary public	公証人	
witness	証人	
will	遺言書	
codicil	遺言補足書	
intestate succession	無遺言相続	
portion	分前、取り分	
capacity	(法的)能力	日本では行為能力・意思能力として一般に通用するが、米国では「●●の能力」と個別の能力に対して使うので、この単語だけでは能力としたほうがよいであろう。
competent	(判断)能力	
decisional capacity	意思決定能力	
withdraw	中止する	
withhold	差し控える	
annulment	無効宣言	
guardian	後見人	身上監護中心
consevator	後見人、資産保全者	財産管理中心

surrogate	代諾者
health care proxy	医療代理人、医療代諾者
agent	代理人、代行者
attorney	法定代理人
proxy decision-maker	代理決定者
interested person (patient)	関係者(患者)
fiduciary	受託者、被信託者
designee	被指名人
verification	根拠、確認、検査、検定、(相互)検証、 照合、証明、立証
right of self-determination	自己決定権
qualified patient	適格患者(要件を満たした)
revocation	取消、撤回

principalに対応する言葉

4.3 米国の事前指示法の条文一覧

50州・1特別区すべての法律を入手するため、3研究手法で述べた通り、2013年4月～8月にかけて、米国法曹協会の資料をもとに各州のホームページにアクセスするなどした。米国法曹協会は、独立した医療に関する持続的代理権法、または、事前指示法全体の中で規定された持続的代理権について、書式の有無、代理人を意味する用語と代理人権限の限定、代理人の禁止規定、実施手続き、証人の禁止規定、他の強制的な言語、特別な施設の手順の7項目を抽出していた。さらに、独立したリビング・ウイル法がある州については、その条文番号も示していた。山口県立大学の上白木悦子准教授の助言を得て、実際に州のホームページなどで法律の構成を確認し、不足していると考えられる条文を加筆した上で一覧表にまとめ、分析の対象とすることにした（資料4-3）。

事前指示法				
州番号	State	概要	Current Law	備考
1	Alabama	Advance directive for health care requires two witnesses. Not valid if pregnant.	Code of Alabama Title22 HEALTH, MENTAL HEALTH, AND ENVIRONMENTAL CONTROL. Title 1 HEALTH AND ENVIRONMENTAL CONTROL GENERALLY. Chapter 8A TERMINATION OF LIFE-SUPPORT PROCEDURES. 22-8A-1 to 22-8A-14 http://alisondb.legislature.state.al.us/acas/ACASLoginMac.asp Title 26 INFANTS AND INCOMPETENTS Chapter 1 GENERAL PROVISIONS 26-1-2 Durable power of attorney http://alisondb.legislature.state.al.us/acas/ACASLoginMac.asp	1981年施行
2	Alaska	Living will requires no witnesses. Two witnesses are required for a "health care proxy," but this allows only general medical decisions to be made	Title 13 Chapter 52. Health Care Decisions Act 13-52-010 to 395 http://www.legis.state.ak.us/basis/statutes.asp#13.52.010	二度改正？
3	Arizona	One witness and a notary are required for a living will, as well as for a health care power of attorney.	Title36 Public Health & Safety Chapter 32 Living Will and Health Care Directives Article1, 2, 3, 5, 7 36-3201to 3297 Article5 Living Will 36-3261, 3262 http://www.azleg.gov/ArizonaRevisedStatutes.asp?Title=36	
4	Arkansas	Both living wills and health care proxies require two witnesses. Not valid if pregnant	ARKANSAS CODES TITLE 20 – PUBLIC HEALTH AND WELFARE SUBTITLE 2 – HEALTH AND SAFETY Chapter13 Wmemergency Medical Services Subchapter1 general provisions 20-13-104 http://www.lexisnexis.com/hottopics/arcode/ CHAPTER 17 – DEATH AND DISPOSITION OF THE DEAD 20-17-202 to 17-218 http://www.lexisnexis.com/hottopics/arcode/	
5	California	Advance Healthcare Directive requires two witnesses, but is not valid if pregnant. A durable power of attorney for health care requires two witnesses OR a notary.	PROBATE CODE DIVISION 4.7. HEALTH CARE DECISIONS PART 1. DEFINITIONS AND GENERAL CHAPTER 1. SHORT TITLE AND DEFINITIONS 4600-4643 CHAPTER 2. GENERAL PROVISIONS 4650-4660 CHAPTER 3. TRANSITIONAL PROVISIONS 4665 PART 2. UNIFORM HEALTH CARE DECISIONS ACT CHAPTER 1. ADVANCE HEALTH CARE DIRECTIVES Article 1. General Provisions 4670-4678 Article 2. Powers of Attorney for Health Care 4680-4690 Article 3. Revocation of Advance Directives 4695-4698 CHAPTER 2. ADVANCE HEALTH CARE DIRECTIVE FORMS 4700-4701 CHAPTER 3. HEALTH CARE SURROGATES 4711-4717 CHAPTER 4. DUTIES OF HEALTH CARE PROVIDERS 4730-4736 CHAPTER 5. IMMUNITIES AND LIABILITIES 4740-4743 Part3 Judicial proceedings 4750-4771 Part4 Rquest regarding resuscitative measures 4780-4786 Part5 Advance health care directive registry 4800-4806 http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/calawquery?codesection=prob&codebody=&hits=20	

6	Colorado	Health care declaration (living will) requires two witnesses, but is not valid if pregnant. Medical durable power of attorney for health care does NOT require any witnesses or notary.	Colorado Revised Statutes TITLE 15. PROBATE, TRUSTS, AND FIDUCIARIES DECLARATIONS – FUTURE MEDICAL TREATMENT ARTICLE 18. COLORADO MEDICAL TREATMENT DECISION ACT 15-18-101 to 113 (Living will) ARTICLE 18.5. PROXY DECISION-MAKERS FOR MEDICAL TREATMENT AND SURROGATE DECISION- MAKERS FOR HEALTH CARE BENEFIT DECISIONS 15-18.5-101 to 105 http://www.lexisnexis.com/hottopics/colorado/ ARTICLE 14. PERSONS UNDER DISABILITY – PROTECTION PART 5. POWERS OF ATTORNEY 15-14-501 to 509 PART 6. POWER OF ATTORNEY 15-14-602, 604, 606, 607, 611 PART 7. UNIFORM POWER OF ATTORNEY ACT SUBPART 3. STATUTORY FORMS 15-14-741 (Statutory Form) http://www.lexisnexis.com/hottopics/colorado/	DPAと別に医療代理人規定・ 法定様式あり DPA法定様式あり
7	Connecticut	Advance directive (inclusive of a living will, or an appointment of health care representative, or both) requires two witnesses. Not valid if pregnant.	2011 Connecticut Code Title 19a Public Health and Well-Being 19a-570 to 580g http://search.cga.state.ct.us/dtsearch/pub_statutes.html 1-56r Designation of person for decision-making and certain rights and obligations. http://search.cga.state.ct.us/dtsearch/pub_statutes.html	2011年に改正
8	Delaware	Advance health-care directive (includes an individual instruction or a power of attorney for health care, or both) requires two witnesses.	TITLE 16 Health and Safety Regulatory Provisions Concerning Public Health CHAPTER 25. HEALTH-CARE DECISIONS 2501 to 2518 http://delcode.delaware.gov/title16/c025/index.shtml	2013年3月8日現在
9	District of Columbia	Health care declaration (living will) requires two witnesses.	Title 7 HUMAN HEALTH CARE AND SAFETY SUBTITLE A. GENERAL CHAPTER 6. DEATH SUBCHAPTER II. NATURAL DEATH 7-621~630 http://www.lexisnexis.com/hottopics/dccode/ TITLE 21 FIDUCIARY RELATIONS AND THE MENTALLY ILL Chapter 22 – Health-Care Decisions 21-2201 to 2213 http://www.lexisnexis.com/hottopics/dccode/	
10	Florida	Two witnesses are required for both a health care advance directives (living will) and the designation of a health care surrogate.	Florida Statutes CHAPTER 765 HEALTH CARE ADVANCE DIRECTIVES PART I GENERAL PROVISIONS (ss. 765.101-765.113) PART II HEALTH CARE SURROGATE (ss. 765.201-765.205) PART III LIFE-PROLONGING PROCEDURES (ss. 765.301-765.309) PART IV ABSENCE OF ADVANCE DIRECTIVE (ss. 765.401, 765.404) http://www.flsenate.gov/Laws/Statutes/2012/Chapter765	
11	Georgia	Advance directive for health care (living will) require two witnesses. Not valid if pregnant.	TITLE 31. HEALTH CHAPTER 32. ADVANCE DIRECTIVES FOR HEALTH CARE 31-32-01~14 http://www.lexisnexis.com/hottopics/gacode/default.asp CHAPTER 36A. TEMPORARY HEALTH CARE PLACEMENT DECISION MAKER FOR AN ADULT 31-36A-1 to 7	CHAPTER 36. DURABLE POWER OF ATTORNEY FOR HEALTH CAREは廃案 31-36-1 through 31-36-13 Reserved. Repealed by Ga. L. 2007, p. 133, 7 3/HB 24, effective July 1, 2007.

12	Hawaii	Advance health-care directive, or a power of attorney for health care, require two witnesses OR a notary. Not valid if pregnant.	2011 Hawaii Code DIVISION 1. GOVERNMENT TITLE 19. HEALTH 327E. Uniform Health-Care Decisions Act (Modified) 327E-1~16 http://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol06_Ch0321-0344/HRS0327E/HRS_0327E-.htm 551D Uniform Durable Power of Attorney Act 551D-2.5 Durable power of attorney for health care decisions. http://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol12_Ch0501-0588/HRS0551D/HRS_0551D-.htm	
13	Idaho	No witnesses required for a "Living Will and Durable Power of Attorney for Health Care." Not valid if pregnant. Optional submission to state registry.	TITLE 39 HEALTH AND SAFETY CHAPTER 45 THE MEDICAL CONSENT AND NATURAL DEATH ACT 39-4501~4515 http://legislature.idaho.gov/idstat/Title39/T39CH45.htm	physician orders for scope of treatment (POST) も記載
14	Illinois	Health care declaration (living will) requires two witnesses. Not valid if pregnant. One witness is required for power of attorney for health care.	CHAPTER 755 ESTATES 755 ILCS 35/ Illinois Living Will Act. 755 ILCS 35/1~755 ILCS 35/10 http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=2110&ChapAct=755%26nbsp%3BILCS%26nbsp%3B35%2F&ChapterID=60&ChapterName=ESTATES&ActName=Illinois+Living+Will+Act%2E 755 ILCS 45/ Illinois Power of Attorney Act. Article IV - Powers Of Attorney For Health Care 755 ILCS 45/4-1 to /4-12 http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs4.asp?DocName=075500450HARt%2E+IV&ActID=2113&ChapterID=60&SeqStart=2600000&SeqEnd=-1	2013-14 医療の代理権法が改正されているAmends the Illinois Power of Attorney Act http://www.ilga.gov/legislation/98/HB/09800HB2373.htm
15	Indiana	Both a living will declaration and a life prolonging procedures will declaration require two witnesses. Not valid if pregnant. Appointment of health care representative requires one witness.	Indiana Code Title16 Health ARTICLE 36. MEDICAL CONSENT CHAPTER 1. HEALTH CARE CONSENT 16-36-1-1 to 14 http://www.in.gov/legislative/ic/code/title16/ar36/ch1.pdf Chapter 4. Living Wills and Life Prolonging Procedures 16-36-4-0.1~IC 16-36-4-21 http://www.in.gov/legislative/ic/code/title16/ar36/ TITLE 30. TRUSTS AND FIDUCIARIES ARTICLE 5. POWERS OF ATTORNEY CHAPTER 1. APPLICABILITY 30-5-1-1 to 1-2 CHAPTER 2. DEFINITIONS 30-5-2-1 to 2-8 CHAPTER 3. GENERAL PROVISIONS 30-5-3-1 to 3-7 CHAPTER 4. CREATION OF A POWER OF ATTORNEY 30-5-4-1 to 4-5 CHAPTER 5. POWERS 30-5-5-1 to 5-19 http://www.in.gov/legislative/ic/code/title30/ar5/	POSTあり http://www.in.gov/legislative/ic/code/title16/ar36/ch6.pdf psychiatric advance directive 記載あり http://www.in.gov/legislative/ic/code/title16/ar36/ch1.7.pdf
16	Iowa	Two witnesses OR a notary are required for a living will. Not valid if pregnant. Power of attorney for health care requires two witnesses or notary.	TITLE IV PUBLIC HEALTH SUBTITLE 2 HEALTH-RELATED ACTIVITIES CHAPTER 144A LIFE-SUSTAINING PROCEDURES http://search.legis.state.ia.us/nxt/gateway.dll/ic/2009code/1/27987?f=templates&fn=default.htm CHAPTER 144B DURABLE POWER OF ATTORNEY FOR HEALTH CARE http://search.legis.state.ia.us/nxt/gateway.dll/ic/2009code/1/27987?f=templates&fn=default.htm	

17	Kansas	Two witnesses or a notary are required for a living will.	The Kansas Natural Death Act Chapter65 Public Health Article 28: Healing Arts Statutes: 28-101~28-109 http://kansasstatutes.lesterama.org/Chapter_65/Article_28/#65-28,101 Chapter 58: Personal And Real Property Article 6: Powers And Letters Of Attorney 58-625~632 http://kansasstatutes.lesterama.org/Chapter_58/Article_6/#58-650	
18	Kentucky	Advance directive, section two (2) requires two witnesses or notary. Not valid if pregnant. Section one (1) requires two witnesses.	§ § 311.621 to 311.644 Kentucky Living Will Directive Act 311.621 Definitions for KRS 311.621 to 311.643. http://lrc.ky.gov/KRS/311-00/621.PDF	
19	Louisiana	Both living will and health care proxy require two witnesses.	Title40 Public health and safety PART XXIV-A. DECLARATIONS CONCERNING LIFE-SUSTAINING PROCEDURES 1299. 58. 1~10 http://www.legis.state.la.us/lss/lss.asp?folder=114 Louisiana Civil Code: Title XV Articles § 2985 to § 3034, and/or § 3890	POSTあり PART XXIV-C. LOUISIANA PHYSICIAN ORDER FOR SCOPE OF TREATMENT
20	Maine	Advance directive section one and section two require two witnesses.	Title 18-A Article 5: PROTECTION OF PERSONS UNDER DISABILITY AND THEIR PROPERTY Part 8: UNIFORM HEALTH-CARE DECISIONS ACT 801-817 http://www.mainelegislature.org/legis/statutes/18-A/title18-Ach5sec0.html	同一法内にLiving willと持続的代理権が含まれている
21	Maryland	Advance medical directive health care instructions require two witnesses. Appointment of health care agents also require two witnesses.	HEALTH - GENERAL TITLE 5. DEATH SUBTITLE 6. HEALTH CARE DECISIONS ACT PART I. ADVANCE DIRECTIVES. 5-601~618. PART II. ADVANCE DIRECTIVE REGISTRY. 5-619~626 http://www.lexisnexis.com/hottopics/mdcode/	
22	Massachusetts	No provision for a living will. Two witnesses are required for a health care proxy.	General Laws PART II REAL AND PERSONAL PROPERTY AND DOMESTIC RELATIONS TITLE II DESCENT AND DISTRIBUTION, WILLS, ESTATES OF DECEASED PERSONS AND ABSENTEES, GUARDIANSHIP, CONSERVATORSHIP AND TRUSTS CHAPTER 201DHEALTH CARE PROXIES section1~17 https://malegislature.gov/Laws/GeneralLaws/PartII/TitleII/Chapter201D	リビング・ウイール規定・様式なし
23	Michigan	No provision for a living will. Two witnesses are required for designation of patient advocate for health care.	ESTATES AND PROTECTED INDIVIDUALS CODE (EXCERPT) Act 386 of 1998 Part 5 DURABLE POWER OF ATTORNEY AND DESIGNATION OF PATIENT ADVOCATE 700-5501~5520 http://www.legislature.mi.gov/(S(higmqgetu15vtn55upruzuyx))/mileg.aspx?page=GetObject&objectname=mcl-386-1998-V-5 The Michigan Do-Not-Resuscitate(DNR) Procedure Act (1996 PA 193) 333.1051to 1067 http://www.rtl.org/legislation/pdf/DeathDying/1996-SB452.pdf	リビングウイールに関する項目なし ただし、DNAR法あり ミシガン大学のAD様式はあり http://uofmhealthsystem.org/documents/adult/AdvanceDirectiveBooklet.pdf

24	Minnesota	A notary or two witnesses are required for a health care living will. Not valid if pregnant. Two witnesses or a notary are required for durable power of attorney for health care.	2006 Minnesota Statutes Table of Chapters, 144 to 159 Health Chapter 145B. Living Will 145B01 to 17 https://www.revisor.leg.state.mn.us/statutes/?id=145B Chapter 145C. Health Care Directives 145C01 to 16 https://www.revisor.leg.state.mn.us/statutes/?id=145C&year=2006	同一法内にリビング・ウィルと後見人、代理人指定が含まれている
25	Mississippi	Advance health care directive (living will and health care proxy included on same form) requires a notary or two witnesses.	MISSISSIPPI CODE TITLE 41. PUBLIC HEALTH CHAPTER 41. SURGICAL OR MEDICAL PROCEDURES; CONSENTS UNIFORM HEALTH-CARE DECISIONS ACT § 41-41-201 through § 41-41-229 http://www.lexisnexis.com/hottopics/mscode/	同一法内にLWと代理人指定が含まれている
26	Missouri	Two witnesses required for a living will, but is not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care requires a notary or two witnesses.	Missouri Revised Statutes Chapter 459 Declarations, Life Support 459.010 to 459.055 http://www.moga.mo.gov/STATUTES/C459.HTM Chapter 404 Transfers to Minors--Personal Custodian and Durable Power of Attorney Durable Power of Attorney Law of Missouri 404-700 to 735 http://www.moga.mo.gov/statutes/chapters/chap404.htm Durable Power of Attorney for Health Care Act 404.800 to 404.872 http://www.moga.mo.gov/STATUTES/C404.HTM	LWと持続的代理権は別法
27	Montana	Two witnesses required for a living will.	Montana Code annotated 2013 TITLE 50. HEALTH AND SAFETY CHAPTER 9. RIGHTS OF THE TERMINALLY ILL ACT, Part 1. General, 50-9-101~111, http://leg.mt.gov/bills/mca_toc/50_9_1.htm Part 2. Effect on Health Care -- Rights and Duties, 50-9-201~206, http://leg.mt.gov/bills/mca_toc/50_9_2.htm Part 5. Health Care Declaration Registry, 50-9-501~505, http://leg.mt.gov/bills/mca_toc/50_9_5.htm	同一法内にLWと代理人指定が含まれている
28	Nebraska	Two witnesses and a notary required for a living will.	Rights of the Terminally Ill Act § § 20-401 to 20-416 https://vpn1.sfc.keio.ac.jp/+CSCO+0p756767633A2F2F7661677265616E677662616E792E6A726667796E6A2E70627A+2ffind%2fdefault.wl&DB=1000257&DocName=NESTS20-401&FindType=L&AP=&rs=WLIN13.07&pbcc=7947EB5E&vr=2.0&sv=Split&fn= top&mt=314&RP=/find/default.wl&bLinkViewer=true ★Attorney 30-3401 to 30-3432 http://www.nrc-pad.org/images/stories/PDFs/nebraska_hcpastatute.pdf	州政府HP (http://www.nebraska.gov/government/index.html)にアクセスできず。 20-401～は、2013年8月22日westlawで抽出済 30-3401以降はネット情報 NRC-PAD http://www.nrc-pad.org/images/stories/PDFs/nebraska_hcpastatute.pdf

29	Nevada	Two witnesses required for a living will. Durable power of attorney for health care decisions requires a notary OR two witnesses.	NEVADA REVISED STATUTES TITLE 40—PUBLIC HEALTH AND SAFETY CHAPTER 449 – MEDICAL AND OTHER RELATED FACILITIES WITHHOLDING OR WITHDRAWAL OF LIFE-SUSTAINING TREATMENT NRS449-535~690 http://www.leg.state.nv.us/NRS/NRS-449.html#NRS449Sec535 TITLE 13—GUARDIANSHIPS; CONSERVATORSHIPS; TRUSTS CHAPTER 162A – POWER OF ATTORNEY FOR FINANCIAL MATTERS AND DURABLE POWER OF ATTORNEY FOR HEALTH CARE DECISIONS DURABLE POWER OF ATTORNEY FOR HEALTH CARE DECISIONS NRS 162A.700 to 860 http://www.leg.state.nv.us/NRS/NRS-162A.html#NRS162ASec700	別法
30	New Hampshire	Advance directive requires a notary OR two witnesses. Durable power of attorney for health care requires a notary OR two witnesses.	New Hampshire Revised Statutes Annotated TITLE X Public Health CHAPTER 137-J WRITTEN DIRECTIVES FOR MEDICAL DECISION MAKING FOR ADULTS WITHOUT CAPACITY TO MAKE HEALTH CARE DECISIONS Section137J:1~J:33 http://nhrsa.org/law/chapter/137-i/	25~33はDNAR 同一法内にLWと代理人指定が含まれる
31	New Jersey	Either instruction directive, or appointment of a health care representative requires two witnesses or a notary public or to be signed in front of a lawyer.	TITLE 26 HEALTH AND VITAL STATISTICS, 2H New Jersey Advance Directives for Health Care Act 2H-53~81 http://lis.nileg.state.nj.us/cgi-bin/om_isapi.dll?clientID=421807&depth=2&expandheadings=off&headingswithhits=on&infobase=statutes.nfo&softpage=TOC Frame Pg42	同一法内にLWと代理人指定が含まれる
32	New Mexico	Instructions for health care and designation of power of attorney for healthcare are permissible. Neither requires a witness. (§§24-7A-2)	the Uniform Health –Care Decisions Act 24-7A-1~18 http://public.nmcompcomm.us/nmpublic/gateway.dll/?f=templates&fn=default.htm	2009年、第三世代法 同一法内にLWと代理人指定
33	New York	Two witnesses required for a living will. Health care proxy requires two witnesses.	Consolidated Laws PBH – Public Health Article 29-C – HEALTH CARE AGENTS AND PROXIES, 2980-2994, http://public.leginfo.state.ny.us/LAWSSEAF.cgi?QUERYTYPE=LAWS+&QUERYDATA=@SLPBH0A29-C+&LIST=LAW+&BROWSER=BROWSER+&TOKEN=50740870+&TARGET=VIEW	MOLSTプログラムあり http://www.health.ny.gov/professionals/patients/patient_rights/molst/ http://www.nysba.org/FHCDA/ the Family Health Care Decisions Act (FHCDA)と整合性をとっている
34	North Carolina	Two witnesses required for a living will. Not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care requires two witnesses.	North Carolina General Statutes Chapter 32A: Powers Of Attorney. Article 3. Health Care Powers of Attorney. 32A-15 to 27 http://www.ncleg.net/EnactedLegislation/Statutes/HTML/ByArticle/Chapter_32A/Article_3.html Chapter 90: Medicine And Allied Occupations. Article 23. Right to Natural Death; Brain Death. 90-320 to 323 http://www.ncleg.net/EnactedLegislation/Statutes/PDF/ByArticle/Chapter_90/Article_23.pdf	
35	North Dakota	Two witnesses required for a living will. Not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care requires two witnesses.	Title 23 Health and Safety, CHAPTER 23-06.5 HEALTH CARE DIRECTIVES, 23-06.5-01~19, http://www.legis.nd.gov/cencode/t23.html	http://public.leginfo.state.ny.us/LAWSSEAF.cgi?QUERYTYPE=LAWS+&QUERYDATA=\$\$PBH-CH45\$\$@TXPBH0-CH45+&LIST=SEA4+&BROWSER=BROWSER+&TOKEN=50029421+&TARGET=VIEW

36	Ohio	Two witnesses or a notary are required for a living will, but it is not valid if pregnant unless pregnancy won't develop to a live birth. Durable power of attorney for health care requires a notary or two witnesses.	Chapter 2133: MODIFIED UNIFORM RIGHTS OF THE TERMINALLY ILL ACT AND THE DNR IDENTIFICATION AND DO-NOT-RESUSCITATE ORDER LAW 2133.01-15 http://codes.ohio.gov/orc/2133 Chapter 1337: POWER OF ATTORNEY 1337.11-17 http://codes.ohio.gov/orc/1337	LWと持続的代理権は別法
37	Oklahoma	Two witnesses required for a living will, but it is not valid if pregnant. Appointment of health care proxy requires two witnesses.	Oklahoma Statutes Citationized Title 63. Public Health and Safety, Chapter 60 – Oklahoma Advance Directive Act, 3101.1~3102A, http://www.oscn.net/applications/OCISWeb/Index.asp?ftd=b=STOKST63&level=1 http://www.oklegislature.gov/osstatuestitle.html	LWと医療代理人指定が同一法内にある DNR法あり Chapter 61A – Oklahoma Do-Not-Resuscitate Act 3131.1-14
38	Oregon	Health care instruction requires two witnesses. Health care representative appointment requires two witnesses.	Oregon Revised Statutes – 2011 Chapter 127 – Powers of Attorney; Advance Directives for Health Care; Physician Orders for Life-Sustaining Treatment Registry; Declarations for Mental Health Treatment; Death with Dignity, 2011 EDITION, ADVANCE DIRECTIVES FOR HEALTH CARE, 127.505~660, 127.995 https://www.oregonlegislature.gov/bills_laws/lawsstatutes/2011ors127.html	同一法内にLWと医療代理人指定含む 995はペナルティ POLST含む 127.663 to 681
39	Pennsylvania	Two witnesses are required for a living will needs, but it is not valid if pregnant. Appointment of a surrogate decision maker is part of the declaration.	TITLE 20 Pa.C.S.A. DECEDENTS, ESTATES AND FIDUCIARIES. CHAPTER 54 -- HEALTH CARE, SUBCHAPTER B LIVING WILLS, the Living Will Act, 5441~5446, http://www.legis.state.pa.us/WU01/LI/LI/CT/PDF/20/20.PDF Subchapter C. Health Care Agents and Representatives the Health Care Agents and Representatives Act. 5451-5465, Subchapter D. Combined Form 5471	an example of a document that combines a living will and health care power of attorney:
40	Rhode Island	Two witnesses required for a living will, but it is not valid if pregnant and if the fetus could develop for a live birth. Durable power of attorney for health care requires two witnesses.	State of Rhode Island General Laws TITLE 23 Health and Safety, CHAPTER 23-4.11Rights of the Terminally Ill Act., 23-4.11-1~15, http://webserver.rilin.state.ri.us/Statutes/TITLE23/23-4.11/INDEX.HTM CHAPTER 23-4.10 Health Care Power of Attorney, 23-4.10-1 to 12 http://webserver.rilin.state.ri.us/Statutes/TITLE23/23-4.10/INDEX.HTM	DPAは別法
41	South Carolina	Declaration of desire for a natural death requires two witnesses and a notary. Health care power of attorney requires two witnesses.	South Carolina Code of Laws, Title 44 – Health, CHAPTER 77. DEATH WITH DIGNITY ACT 44-77-10~160, http://www.scstatehouse.gov/code/t44c077.php Title 62 South Carolina Probate Code CHAPTER 5 – ARTICLE 5. PROTECTION OF PERSONS UNDER DISABILITY AND THEIR PROPERTY PART 5. POWERS OF ATTORNEY 62-5-501~505 http://www.scstatehouse.gov/code/t62c005.php	DPAは別法
42	South Dakota	Two witnesses are required for a living will. Not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care needs two witnesses or a notary.	TITLE 34 PUBLIC HEALTH AND SAFETY, CHAPTER 34-12D LIVING WILLS, 34-12D-1~22, http://legis.state.sd.us/statutes/DisplayStatute.aspx?Type=Statute&Statute=34-12D CHAPTER 34-12C HEALTH CARE CONSENT PROCEDURES 34-12C-1~8 http://legis.state.sd.us/statutes/DisplayStatute.aspx?Statute=34-12C&Type=Statute CHAPTER 59-7 TERMINATION OF AGENCY 59-7-1to9 http://legis.sd.gov/Statutes/PrinterStatute.aspx?Type=Statute&Statute=59-7	LWと医療代理人指定が別法

43	Tennessee	Two witnesses are required for a living will. Durable power of attorney for health care requires two witnesses. A notary is optional.	Title 32 Wills Chapter 11 Living Wills Tennessee Right to Natural Death Act 32-11-101~113 http://www.lexisnexis.com/hottopics/tncode/ Title 68 Health, Safety and Environmental Protection Health Chapter 11 Health Facilities and Resources Part 18 Tennessee Health Care Decisions Act 68-11-1801~1815 http://www.lexisnexis.com/hottopics/tncode/	LWとAD, DPAが別法
44	Texas	Directive to physicians requires two witnesses, but is not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care requires two witnesses.	HEALTH AND SAFETY CODE TITLE 2. HEALTH SUBTITLE H. PUBLIC HEALTH PROVISIONS CHAPTER 166. ADVANCE DIRECTIVES the Advance Directives Act sec.166.001-166 http://www.statutes.legis.state.tx.us/Docs/HS/htm/HS.166.htm	同一法内にAD内にLWとDPAあり
45	Utah	Advance health care directive requires one witness. Not valid if pregnant.	Utah Code Title 75 Chapter 2a Advance Health Care Directive Act 101-125 http://www.le.utah.gov/UtahCode/section.isp?code=75-2a	AD内に医療代理人指定あり
46	Vermont	Advance medical directive requires two witnesses.	The Vermont Statutes Title 18: Health Chapter 231: ADVANCE DIRECTIVES FOR HEALTH CARE AND DISPOSITION OF REMAINS 9700 - 9720 http://www.leg.state.vt.us/statutes/fullchapter.cfm?Title=18&Chapter=231	AD内に医療代理人指定あり
47	Virginia	Advance medical directive requires two witnesses.	Code of Virginia Title 54.1 - PROFESSIONS AND OCCUPATIONS. Chapter 29 - Medicine and Other Healing Arts Health Care Decisions Act 54.1-2981 ~ 2996 http://leg1.state.va.us/cgi-bin/legp504.exe?000+cod+TOC5401000002900000000000	AD
48	Washington	Health care directive requires two witnesses, but is not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care does not require, but does recommend witnesses.	Revised Code of Washington Title 70 RCW PUBLIC HEALTH AND SAFETY Chapter 70.122 RCW NATURAL DEATH ACT 010~925 http://apps.leg.wa.gov/rcw/default.aspx?cite=70.122&full=true# Title 11 RCW PROBATE AND TRUST LAW Chapter 11.94 RCW POWER OF ATTORNEY 010 to 901 http://apps.leg.wa.gov/rcw/default.aspx?cite=11.94&full=true#	Health care directiveとDPAは別法
49	West Virginia	Two witnesses and a notary are required for a living will. Medical power of attorney for health care also requires two witnesses and a notary.	West Virginia Code CHAPTER 16. PUBLIC HEALTH. ARTICLE 30. WEST VIRGINIA HEALTH CARE DECISIONS ACT. 16-30-1 ~ 25 http://www.legis.state.wv.us/WVCODE/Code.cfm?chap=16&art=30#30	同一法内にLWと医療代理権の書式あり
50	Wisconsin	Declaration to physicians requires two witnesses, but is not valid if pregnant. Power of attorney for health care requires two witnesses.	Wisconsin Act, Public Health, CHAPTER 154 ADVANCE DIRECTIVES 01 ~ 30 http://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/154 CHAPTER 155 POWER OF ATTORNEY FOR HEALTH CARE 01 ~ 80 http://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/155 http://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/155 Fraudulent Conveyances and Contracts. CHAPTER 244 UNIFORM POWER OF ATTORNEY FOR FINANCES AND PROPERTY 244.01 to 64 http://docs.legis.wisconsin.gov/statutes/statutes/244	ADとPAが別法 244は参考

51	Wyoming	Two witnesses OR a notary are required for a living will, but is not valid if pregnant. Durable power of attorney for health care requires two witnesses OR a notary.	Wyoming Statutes Title35 PUBLIC HEALTH AND SAFETY chapter22 Living Will ARTICLE 4 – WYOMING HEALTH CARE DECISIONS ACT 35-22-401~416 http://legisweb.state.wy.us/statutes/statutes.aspx?file=titles/Title35/T35CH22AR4.htm	同一法内にADと代理人による決定規定あり
----	----------------	---	--	----------------------

5. 結果

分析結果を踏まえて、①事前指示の書式・有効要件・どのような場合に事前指示が適用されるかという適用条件、②日本国内で議論となっている議員連盟法案でも言及されている医師の免責規定、③医療従事者が事前指示を拒否する場合の規定、④医療に関する持続的代理権代理人の規定、⑤家族等同意の規定、⑥慈悲殺、自殺幫助に関する規定にポイントをしばって概要を述べる。そのうえで、抽出した項目の一覧表を掲載する。

5.1 ポイント①事前指示の書式・有効要件・適用条件

- 事前指示（リビング・ウイル（LW）、持続的代理権（DPA））の書式については、①法定・固定書式に限定している、②書式を示していない、③法定書式があってもオプショナルとして提示、項目の追加など各種対応が可能、という概ね3つのパターンにわかれていた。

①法定・固定書式に使用を限定している州は、以下の7州である。

州	リビング・ウイル	持続的代理権
コロラド州	×	○
ネバダ州	×	○
オレゴン州	○	○
ロードアイランド州	(オプショナル)	○
サウスカロライナ州	○	○
テネシー州	○	×
ウイスコンシン州	○	○

②書式を示していない州は、コロラド州（LW）、インディアナ州（DPA）、ルイジアナ州（DPA）、マサチューセッツ州、ミシガン州（LW）、ミズーリ州、モンタナ州（DPA）、ネブラスカ州（LW）、ネバダ州（LW）、ニュージ

ャージー州 (DPA)、ニューヨーク州 (LW)、ノースカロライナ州 (LW)、オハイオ州、サウスダコタ州 (DPA)、テネシー州 (DPA)、ヴァーモント州、ワシントン州 (DPA) ワイオミング州の 18 州であった。

それ以外の州では、法定書式があってもオプションとして提示、項目の追加が可能など、柔軟な対応であった。

(リビング・ウイルと持続的代理権にわけて調べているため州の重複あり)

- 事前指示書の登録は義務ではない。
登録方法として、アリゾナ州、アイダホ州などはデータベースを有している。モンタナ州ではウェブ上で登録が可能である。また、アラバマ州は、遺言検認判事への申立・登録を規定、カリフォルニア州、ルイジアナ州は、州務長官への登録を規定、ミズーリ州も裁判所への嘆願を規定している。大半の州では、特段の規定を設けていない。

- 事前指示の有効要件として、概ね次の 5 点に集約された。ただし、リビング・ウイルと持続的代理権の要件を別々に規定している場合と、事前指示として両方を合わせて規定している場合とがある。
 1. 同意能力のある成人によるものである
 2. 書面である
 3. 作成日が明記されている
 4. 本人の署名がある
 5. 2 人の証人、あるいは証人もしくは公証人の立会いがある

<特記事項>

- ✓ 持続的代理権は書面であること、医療指示 (リビング・ウイル) は口頭あるいは文書もしくは規定していないという州もある
- ✓ 電子・デジタル署名は不可 (メイン州)
- ✓ 主治医やヘルスケア施設に提出されたものであること
(ニュージャージー州)
- ✓ 独立した未成年も設定可能な州もある

- ✓ 高等学校を卒業、既婚または独立した未成年で、健全な精神を有する者（ペンシルヴァニア州）
- 事前指示の適用条件として、概ね以下の4点に集約された。1のときのみ発効するという州もある。
 1. 患者本人が同意能力を喪失している、もしくは主治医が本人に同意能力が無いと判断
 2. 2人の医師が本人を「終末期」または「遷延性植物状態」として診断
 3. 根治不可能、不可逆的な外傷・疾患の診断
 4. 延命措置なくしては死が間近であると判断

<特記事項>

- ✓ 1,2のうえで、48時間以内に（生命維持治療拒否の事前指示に対する）家族らの反対が無い（コロラド州）
- ✓ 限定された状態にあると判断（デラウェア州）
- ✓ 主治医または担当高度開業看護師が、末期状態、意思決定能力の喪失を認定（モンタナ州）
- ✓ 医師2名、または医師および臨床心理士の各1名が、本人に同意能力が無いと判断（ネバダ州、ウイスコンシン州）
- ✓ 終末期状態、永続的無意識状態、生命維持措置が病状を改善させず、永続的で激しい痛みをもたらす状態、致死性の進行性疾患で永続的にコミュニケーションを取ることができず、食物や水を安全に飲み込めない、自己のケアをできない、家族などを認識できず症状が著しく改善する見込みの無い状態（オレゴン州）
- ✓ 適用条件が無い（ロードアイランド州、ユタ州）

5.2 ポイント②医療従事者の免責規定

- 医療従事者の行為が次に挙げる項目に合致していれば、刑事的、民事的、治療の費用的責任を課されたり、専門職にふさわしくないふるまいが行われた、職務規定違反であるという宣言もされないという、医療従事者の免責規定は概ね次の通りであった。
 1. 法に従い、患者のリビング・ウイル、医療代理人によって指示された生命維持治療の中止・差し控えを行った
 2. 患者がリビング・ウイルを撤回したのを知らない
 3. 代諾者とコミュニケーションをとる時間や機会が得られない
 4. 一般的に認められている医療基準に従って行為する
 5. 医療に関する事前指示の存在がわからず、緊急時に生命維持治療を提供する
 6. 事前指示に従い、指示が有効で、撤回も終了もしていない
 7. 施設方針の医療判断の合意や、医療従事者の良心に反する事前指示のため、医療に関する事前指示に従わない
 8. 医療の決定を行う能力がないと判断された者による指示または決定に従わなかった
 9. 主治医が、患者を終末期にある、もしくは、(神経学的判断をする資格があり、患者を検査した別の医師とのコンサルテーションによって、)遷延性植物状態にあると判断した

<特記事項>

- ✓ 法に従い、患者のリビング・ウイル、医療代理人によって指示された生命維持治療の中止・差し控え、DNR (Do Not Resuscitate, 蘇生処置の拒否) を行った結果、患者の死を招いた (アラスカ州)
- ✓ 生命維持装置の取り外し、差し控えの決定が、臨床の通常基準に従って、主治医の最善の医学的判断に基づいている (コネチカット州)
- ✓ 延命処置の差し控え、中止の決定に当たっては、医療提供者は患者に、その反論の機会を与えること (アイオワ州)

- ✓ 医療従事者、救急救命士が、宣言、または DNR ブレスレット着用をしている適格患者の生命維持治療の差し控え・中止を行った。救急救命士が、DNR ブレスレットを着用していない適格患者に延命措置を実施した（ルイジアナ州）
- ✓ DNR 指示をしている者に対して、その事実を知らずに蘇生措置を施した。DNR 指示を撤回しているのを知らずに、蘇生措置を施した（ミシガン州）
- ✓ 一般的に受け入れられているヘルスケア基準に衷心から、治療の中止や差し控え、臓器提供などに関して、医療の決定を行う人物に従った（ニュージャージー州）
- ✓ ケアを代わってもらい医師を見つけられずに生命維持治療を行った（ペンシルヴァニア州）
- ✓ リビング・ウイルまたは事前指示に表明された患者の希望に従い、生命維持治療や心肺蘇生の継続、差し控えまたは中止を行った（ペンシルヴァニア州）
- ✓ 善意（良心）によって代理人の決定に従った（ロードアイランド州）
- ✓ 後見人指名や代理人以外の者に医療決定権を授与するという裁判所の命令を知らなかった（テキサス州）
- ✓ 法に従い、医療代理権代理人・代諾者・POST（Physician Orders for Scope of Treatment、医師による治療範囲の指示）に基づいた善行を順守した（ウエスト・ヴァージニア州）
- ✓ 医療代理人から医療の決定に関する情報を取得しなかった（ウイスコンシン州）

5.3 ポイント③医療従事者が事前指示を拒否する場合の規定

- 医療従事者が、患者の事前指示に従うことを拒否する場合には、次に挙げる点を考慮し、行為することが求められている。4、5 については、ケアの交代を義務付けている州がある一方、努力義務にとどめている州もある。
 1. 医療提供者は、ただちに、患者や患者のために行為するよう指名された個人に助言しなくてはならない
 2. 患者の希望に沿う他の医療提供者に担当を代えられるよう許可しなければならない
 3. 指示に従う別の医療提供者に患者のケアを代わってもらうことに関して、患者あるいは患者のために行為するよう指名された個人を支援するよう、合理的に協力しなければならない（妨げてはならない）
 4. 宣言を拒否する場合は、他の医師に紹介する努力をしなければならない
 5. 宣言を拒否する場合は、他の医師に患者のケアを代わってもらわなければならない
 6. 別の医療提供者にケアを代わってもらうまで、人工的に提供される栄養・水分を含むすべての生命維持治療が適切に維持されなければならない
 7. 別の医療提供者にケアを代わってもらうまで、適切な疼痛管理や緩和ケアを提供する

<特記事項>

- ✓ 道徳的、倫理的信念が理由で、患者の希望あるいは代理人の指示に従いたくない場合、7日以内に①患者を他の施設に移送する、移送費用は移送する側の医療者・医療施設が負担すること②患者が移送されない場合、本法の規定に当てはまらなければ、患者の希望あるいは代理人の指示に従う（フロリダ州）
- ✓ 患者に同意能力がある場合、指示を拒否することを患者本人に告げる。この場合、他施設に当人を移す義務は負わない。一方、患者に同意能力

が無い場合、可能な限りケアを代わってもらえる施設を探さなくては
いけない（ミネソタ州）

- ✓ 当該治療を提供しても患者が死ぬということが分かっていたとしても、
代理人が望む場合は、治療の提供、及び、転院を阻害してはならない
（ニューヨーク州）
- ✓ 病院として拒否する場合には、8.5×11(インチ)以上の紙で拒否の明示を
掲示すること（ニューハンプシャー州）
- ✓ 医療の決定に議論の余地がある場合には、医療代理人または医療提供者
は裁判所による指針を求めること（オレゴン州）
- ✓ 転院ができない場合でも、医療提供者または医療施設に事前指示に従う
よう強制させないこと（テネシー州）
- ✓ 医療倫理委員会の調査を受ける。また、医師および医療施設には、規定
に基づいた指示のないかぎり、事前指示に従わない旨の決定を書面で患
者または医療の決定に責務を負う者に提供すれば、その後 10 日目以降
は生命維持治療を実施する義務がない（テキサス州）

5.4 ポイント④医療に関する持続的代理権代理人の規定

- 医療の決定に関して、患者本人に同意能力が無くなった場合に備えて、本人に代わって決定を行う「持続的代理権」を明確に法制化していたのは、ルイジアナ州、モンタナ州を除いた 48 州・1 特別区であった^{28,29}。

代理人として定められた要件は、概ね次の通りである。

1. 名称は、医療代理人または代理人、ヘルスケア代表者
2. 同意能力のある成人である
3. 血縁・養子・婚姻関係にない限り、本人がケアを受けている医療施設関係者（医師などの雇用者、管理者、所有者など）は代理人となることができない

<特記事項>

- ✓ 主治医でない医師はヘルスケア代表者になることが可能
(ニュージャージー州)
- ✓ 複数の医療代理人の指名が可能な州もある

²⁸ 注) 参考までに、リビング・ウィルについて法制化していたのは、マサチューセッツ州、ニューヨーク州、ミシガン州を除いた 47 州・1 特別区であった。この点は、岡村世里奈. 米国の高齢者終末期ケアの動向③終末期の意思決定（上）. 病院. 2010; 69(4): 298-301.と一致している。

²⁹ 注) 引用文献 27 の米国法曹協会の調査では、14 州が、人工栄養・水分補給など生命維持治療を拒否する代理人権限に対して「当該権限の授与を明記していない限り制限される」との特別要件を課していた。また、特段の制限を設けていない州は 13 州であった。

5.5 ポイント⑤家族等同意の規定

- 患者本人に持続的代理権代理人や後見人がいない場合、「代諾者」として家族などにも同意代行権を認めていたのは、26州・1特別区であった。優先順位は概ね次に挙げた通りである。

1. 本人の配偶者
2. 成人した本人の子ども
3. 本人の両親（祖父母）
4. 成人した本人のきょうだい（孫、姪や甥、叔父や叔母、いとこ）
5. 本人が結婚していない場合、本人の家庭内パートナー
6. 近親者、価値観などを理解している他者、親友

<特記事項>

- ✓ 本人のきょうだいと同等の順位に、患者が修道会員である場合は、宗教上の役職者、あるいは教区司祭を挙げている（コロンビア特別区）
- ✓ 親子、成人したきょうだい、もしくは宗教に属している者によっては、その宗教の聖職者が決定を代行できる（インディアナ州）
- ✓ 決断が延命治療の中止に関する場合は、決定の場に証人の立会いを必要とする（アイオワ州）
- ✓ ヘルスケアに関する代理権（HCPA）の指名がなかった場合、主治医や決定能力のある心理士によって HCPA の代理として決定を行うことができる（ノースカロライナ州）
- ✓ ヘルスケア代理人の指名がなかった場合、代替の医師が立てられる（オクラホマ州）
- ✓ いずれも見つからない場合は、主治医が生命維持治療の差し控え・中止を決定できる（オレゴン州）
- ✓ 法定後見人、代理人がいない場合、担当医のほか、可能ならば配偶者、成人した子ども、両親、最も近くに居住する親戚の順で、1人が医療の決定を行う。いずれもない場合は、患者の治療に関わらない別の医師か、施設内倫理委員会の代表者との意見の一致が必要（テキサス州）

5.6 ポイント⑥慈悲殺、自殺幫助規定

- 法律内に慈悲殺や医師による自殺幫助に関する規定があるかどうか、およびその内容についても調査した。その結果、慈悲殺、安楽死、自殺幫助を承認したり、権限を授与したりするという規定を有する州・特別区は無かった。しかし、州によっては、安楽死を法律の文言に含まない州、自殺や殺人を法律の文言に含めている州などもみられた。
- 慈悲殺、安楽死、自殺幫助、自殺等の承認、権限を与えない、あるいは促進しない、当該法律に従って実施した生命維持治療の中止・差し控えは、自殺および自殺幫助、安楽死、殺人を意味しない、あるいは構成要素とならない等の規定を有していたのは、40州・1特別区であった。
- 残りの10州は規定を有していなかった。

5.8 抽出した項目の一覧

詳細は表 5-1～5-7 の通りである。

項目番号	項目内容	
1	法律のTitleおよび構成 (LW, DPAもしくはHCPA, AD)	表5-1 p46～
2	法律の制定時期(わかれば)	
3	法律内のLW formの有無	
4	法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	
5	法律内のLW, DPAもしくはHCPA form以外のformの有無	
6	事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	表5-2 p54～
7	事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	
8	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	
9	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	
10	書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD	表5-3 p64～
11	事前指示の撤回規定	
12	事前指示の有効期限または定期的な更新についての規定	
13	LWの法的拘束力・効力	
14	LWの免責規定	
15	LWを医療従事者が拒否する場合の規定	表5-4 p75～
16	DPAの法的拘束力・効力	
17	DPAの免責規定	
18	DPAを医療従事者が拒否場合の規定	
19	Combined ADの法的拘束力・効力	表5-5 p85～
20	Combined ADの免責規定	
21	Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	
22	DPA手続きによって本人が指名した代理人の名称と資格要件	
23	本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	
24	後見人 (guardian) の資格要件	表5-6 p95～
25	証人の禁止規定	
26	事前指示の適用要件 (applicability)	
27	事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	
28	LWとDPAもしくはHCPAの優先度	表5-7 p103～
29	慈悲殺、医師による幫助自殺に関する規定	
30	事前指示が無い場合の対処・手続き	
31	事前指示 or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	

表5 - 1

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの 有無
1	Alabama	自然死法 混合事前指示法 さらに持続的代理権法 26-1-2に規定あり	2001年8月1日	○ ・医療の事前指示書は 実際には以下の書式で あることとする ・医療の事前指示書に おける指示を分離する ことができる	○ ・医療の事前指示書は 実際には以下の書式で あることとする ・医療の事前指示書に おける指示を分離する ことができる	×
2	Alaska	医療決定法 混合事前指示法	N/A	○ オプション	○ オプション	○ オプション ・死後臓器提供 ・精神科医療 ・主治医
3	Arizona	32章 リビング・ウィル, 医療指示 混合事前指示法	1992年9月30日	○ オプション	○ 医療代理権 オプション	○ 精神医療代理権 オプション
4	Arkansas	持続的代理権 & 生 命維持治療の使用に関 する宣言 ①医療に関する持続的 代理権法 ②アーカンソー終末期 疾患および永続的無意 識(患者)の権利法	①DPA: 1999年7月1日 ②RTPUA: 1987年7月 20日	○ オプション 終末期と永続的無意識 状態に分けたフォーム あり	○? ①には無いが、②の終 末期疾患および永続的 無意識権利法のオブ ショナルフォームの中 で、医療代理人指名あ り	×
5	California	医療決定法 統一医療決定法 混合事前指示法	2000/7/1 前法は自然死法	○ オプション ただし、法定様式あり	○ オプション ただし、法定様式あり	○ オプション 死後臓器提供 ただし、法定様式あり
6	Colorado	医療の持続的代理権 & 別法でリビングウィル あり コロラド患者の自律法 & コロラド医療(治療)決 定法	DPA: 1992, 1995, 2004 年10月 LW: 1985, 1986, 1989, 1990, 1991, 2005年4月, 2005年10月, 2011年4 月	×	○ ただし、代理権一般の 様式	○ 臓器・組織提供様式
7	Connecticut	368w章 生命維持措置 の除去 混合事前指示法	1991年10月1日	○ オプション	○ オプション	○ オプション 臓器提供

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの有無
8	Delaware	医療決定 混合事前指示法	1996年6月26日?	○ オプション	○ オプション	○ オプション 死後臓器提供 主治医
9	District of Columbia	1)事前指示: 医療と安全法 6章 死 2節 自然死 2)医療代理権: 21章 信頼関係と精神疾患患者について. 22章 医療における決断	N/A	○ 基本的に指定の形をとること、ただこれにさらに特定の指示を、本章の規定に従って追加可能	○ サンプルフォームあり 規定の内容を含む文書であれば、どのような形でも可	×
10	Florida	2012年フロリダ制定法第765章 医療事前指示書 Part 1: 一般規定 Part 2: 医療代諾者 Part 3: 延命治療 Part 4: 事前指示書がない場合 混合事前指示法	2012	○ サンプルフォーム有り	○ 代理人任命のためのサンプルフォーム有り	×
11	Georgia	ジョージア州医療事前指示法 TITLE 31,医療・健康 32章. 医療の事前指示 混合事前指示法	2007年7月1日 (HISTORY: Code 1981, 7 31-32-1, enacted by Ga. L. 2007, p. 133, 7 2/HB 24.)	○ オプション	○ オプション	×
12	Hawaii	統一医療決定法 「医療事前指示とは、個人の指示もしくは医療代理人の指示を意味する」 混合事前指示法	1999	○ オプション 医療代理権HCPAと事前指示LWの統合フォーム サンプルフォームが含まれ、これを基本とし、個人の必要に応じて変換、追加できる	○ 医療代理権HCPAと事前指示LWの統合フォーム	×
13	Idaho	アイダホ州法令 Title 39 健康と安全 Chapter 45 医療の同意と自然死に関する法 混合事前指示法	N/A	○ 基本的に指定の形をとること、あるいは本章に規定された項目を含む他の形も可能	○	○ "Physician Orders for Scope of Treatment" form
14	Illinois	イリノイ州 事前指示法 イリノイ州 代理人法	N/A	○ サンプルフォームあり	○ 規定のフォームはあるが、本章の最低規定に従い、内容が同じであれば自由に作成可能。同じフォーム内に、生命維持治療の差し控え中止の希望オプションを選択し表示できる	×

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの有無
15	Indiana	医療の同意 (Medical Consent)に関する法令の中の「事前指示と、生命維持処置」の他、代理権に関する法令 (IC30-5)と、生命維持処置と蘇生に関する決定を含む” Physician Order for Scope of Treatment (POST)に関する法令 (IC16-36-6)	N/A	基本的に本章の10節11節に規定のフォームを使用。ただし宣言には他の指示を追加可能。追加項目の無効性は宣言自体の無効性に影響しない	×	×
16	Iowa	「公民サービスとその規定」という法律内の第114-A章「延命処置の執行に関する宣言」および、第144-B章の「持続的代理権」の記述	1992年4月23日	○ オプショナル	○ オプショナル 医療代理権、精神医療代理権を含む	×
17	Kansas	58章: Personal And Real Property 6節: Powers And Letters Of Attorney 65章 28節: Healing Arts 独立して存在	N/A	○ オプショナル	○ オプショナル 医療決定に関する持続的代理権は、実質的に以下の様式で行う	
18	Kentucky	TITLE XXVI – OCCUPATIONS AND PROFESSIONS 311章 ケンタッキー州リビング・ウィル・指示法 混合事前指示法	N/A	○ オプショナル KRS 311.623に準じて作成するリビングウィル指示は、実質以下の様式で作成するが、一般に認められた治療および他の法律によって禁止されていないものを含めることができる	○ オプショナル KRS 311.623に準じて作成するリビングウィル指示は、実質以下の様式で作成するが、一般に認められた治療および他の法律によって禁止されていないものを含めることができる	○ 遺体の贈与
19	Louisiana	TITLE XV – REPRESENTATION AND MANDATE PART XXIV-A. 生命維持措置に関する宣言 LWのみ	N/A	○ オプショナル	× 委任契約状に所定の様式はない	
20	Maine	Title 18-A:遺産相続 5節: PROTECTION OF PERSONS UNDER DISABILITY AND THEIR PROPERTY Part 8: 統一医療決定法 混合事前指示法	N/A	○ オプショナル 以下の様式をそっくりそのまま、または全部あるいは一部を修正ししている。 この様式に沿わなくてもよい。	○ オプショナル 以下の様式をそっくりそのまま、または全部あるいは一部を修正ししている。 この様式に沿わなくてもよい。	○ オプショナル 死後臓器提供 主治医指名
21	Maryland	メリーランド医療一般規定 SUBTITLE 6: 医療決定法 混合事前指示法	N/A	○ オプショナル	○ オプショナル	○ オプショナル 死後臓器提供 献体 埋葬と葬儀

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの有無
22	Massachusetts	PART II REAL AND PERSONAL PROPERTY AND DOMESTIC RELATIONS TITLE II DESCENT AND DISTRIBUTION, WILLS, ESTATES OF DECEASED PERSONS AND ABSENTEES, GUARDIANSHIP, CONSERVATORSHIP AND TRUSTS 201D章 医療代理人 持続的代理権のみ	N/A	×	×	×
23	Michigan	ESTATES AND PROTECTED INDIVIDUALS CODE (EXCERPT) Act 386 of 1998 Part 5 持続的代理権および患者の代弁人指名 ミシガン州蘇生措置拒否法 Act 193 of 1996 独立して存在	N/A	× living willに相当するものが、patient advocate designationか	○ オプション	○(DNR法) オプション
24	Minnesota	ミネソタ州リビング・ウィル法 混合事前指示法	リビング・ウィル: 1989 医療指示: 1993	○ ただし、必要形式ではない	○ ただし、必要形式ではない	○ 治療の方向性や嗜好等を代理人に指示する書類(Health care instructions)、書類を法的に有効にするための書類(Making Document Legal)
25	Mississippi	統一医療決定法 混合事前指示法	N/A	○ ただし、必要に応じて変更、追加可能	○ ただし、必要に応じて変更、追加可能	○ 主治医を指名する書類、臓器提供の意思表示
26	Missouri	ミズーリ州持続的代理権法 医療に関する持続的代理権法 宣言、生命維持措置	N/A	×	×	○ 生命維持治療の中止と差し控えについての宣言書の書式有り (ただし、オプション)
27	Montana	終末期の権利法	1985	○ 様式は任意	×	○ 生命維持治療の中止と差し控えについての医療従事者に対する宣言書の書式有り (ただし、様式は任意)
28	Nebraska	終末期の権利法 (治療の中止と差し控え) 持続的代理権法(名称なし)	RTIA:不明 DPA:1992	×	○ 様式はmay be in the form provided in this subsection	○ 生命維持治療の中止と差し控えについての医療従事者に対する宣言書の書式有り (ただし、様式は任意)

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの 有無
29	Nevada	医療の持続的代理権 生命維持治療の中止・ 差し控え	N/A	×	○ 様式は限定(must be substantially as follow)	○ 生命維持治療の中止と差し 控えの宣言書 ただし、様式は任意
30	New Hampshir e	医療決定を行う能力の ない成人のための医療 決定に関する書面による 指示 混合事前指示法	N/A	○ ただし、Substantially	○ ただし、Substantially	○ 開示説明書 DNR Order
31	New Jersey	ヘルスケアにおける ニュージャージー事前 指示法 混合事前指示法	1991年	○ 任意、書式の指定なし	×	×
32	New Mexico	ニューメキシコ州統一 医療決定法 混合事前指示法	1978年	○ オプション ・ANHなどの生命維持 治療、鎮痛剤による治 療をどうするか ・臓器提供	○ オプション ・あらゆる治療方法 ・施設への入退院 ・投薬や手術、DNR指 示など ・ANHなどの供給や中 止、差し控えなど	×
33	New York	ニューヨーク州法 公衆衛生(PBH)	N/A	×	○ オプション	○ オプション ・臓器提供の意思
34	North Carolina	第32章第3節 医療代理 第90章第23節 自然死 権;脳死 ノースカロライナー一般法	N/A	×	○ オプション 法定様式が準備されて いるものの、別の様式 でも可 ・署名日付必要 ・延命治療 ・その他治療 ・精神科医療 ・臓器提供	×
35	North Dakota	ノースダコタ州センチュ リー・コード23章06-5 医療指示	2005年8月1日	○ 医療指示として、してほ しくない医療、してほし い医療に関する指示書 式をオプション提示	○ オプション	○ 臓器提供書式

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの有無
36	Ohio	改正オハイオ州法1337章代理権11条~17条 改正終末期患者統一権利法およびDNRの同意と指令に関する法律別法	1998年7月	× ただし、宣言に含まれる内容例を示している	× ただし、司法権利局 (Ohio Legal Rights Service)が書式を発表している	× ただし、臓器提供の宣言に関する記述はあり
37	Oklahoma	オクラホマ事前指示法 混合事前指示法	1992年	○ オプション	○ オプション	×
38	Oregon	オレゴン州医療決定法127章 - 医療代理権;医療の事前指示;生命維持治療に関する医師規定;精神保健治療に関する声明;尊厳死 2011年版 混合事前指示法	2011年改正	○ 固定様式	○ 固定様式	○ ・メンタルヘルス治療 ・尊厳死
39	Pennsylvania	54章 医療 (Subchapter B:リビング・ウィル法 /Subchapter C:医療代理人法) 同一の章内にLWとDPAが独立して存在	2006年11月29日改正	○ オプション(提供されたフォームまたは要件を満たした任意のフォーム) 生命維持治療に関する希望を記した書面(フォームを問わず)。たとえば医療代理人の指名など、他の指示を加えてもよい	○ オプション 医療代理権は、本人の署名、医療代理人の指名、医療代理人に医療の決定権を委任することの宣言を記した書面であるならどのようなフォームでもよい	○ ・一例として挙げられているフォーム中に、臓器提供の意思を問う選択肢あり
40	Rhode Island	23章-4.10 医療代理権 23章-4.11 終末期医療権法	N/A	○ オプション(提供されたフォームまたは任意のフォーム)	○ 固定様式	○ ・DPAフォーム内に臓器提供の意思の有無を記載する欄あり ・終末期医療権法の中に、フォームはないが、MOLST (Medical orders for life sustaining treatment)のフォームに関する記載はあり
41	South Carolina	Part 5 代理権 77章 尊厳死法	N/A	○ 固定様式	○ 固定様式	○ ・臓器提供 ・死後の埋葬や身体の破棄に関する指示を盛り込むことも可としている
42	South Dakota	34章-12C 医療の同意に関する手順 34章-12D リビング・ウィル Title 59 代理人	N/A	○ オプション(提供されたフォームまたは任意のフォーム)	×	×

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの有無
43	Tennessee	Title 32 遺言書 11章 リビング・ウィル (テネシー州自然死権利法) Title 68 健康、安全および環境保護法 11章 医療施設および医療財源 Part 18 テネシー州医療決定法 混合事前指示法、リビング・ウィル規定が別にあり	テネシー州医療決定法:2004年	○ 固定様式	×	○ 臓器移植に関する箇所あり ※The declaration shall be substantially in the form established in A 32-11-105. と書かれており、§ 32-11-105にはLWフォームが提示
44	Texas	健康および安全法 166章 事前指示法	N/A	○ オプション	○ オプション	○ ・本法律内の事前指示書のほか、テキサス州では別の二種類の事前指示書を提供。「医療代理権」および「院外DNR指示」。さらに、臓器提供に関する指示書を作成可とする。 ・患者の転院の権利に関する声明 (STATEMENTS EXPLAINING PATIENT'S RIGHT TO TRANSFER) ・開示説明書 (disclosure statement) (医療代理権に関する情報: INFORMATION CONCERNING THE MEDICAL POWER OF ATTORNEY)
45	Utah	医療の事前指示法 混合事前指示法	2007	○ ただし様式はオプション	○ ただし様式はオプション 前者と同一の書式内にある	×
46	Vermont	Title18: 健康 第231章: 医療の事前指示と遺体の処分 混合事前指示法	2006年8月13日	×	×	×

番号	州	1 法律のTitle および構成	2 法律の制定時期 (検出可能な場合)	3 法律内の LW formの有無	4 法律内のDPA もしくはHCPA formの有無	5 法律内のLW, DPA もしくはHCPA form以外のformの 有無
47	Virginia	医療決定法 混合事前指示法	N/A	○ オプション	○ オプション	×
48	Washington	ワシントン州法改正法 代理人法/自然死法 別法	自然死法の最終改訂 は2009年 代理決定法の最終改訂 は2011年	○ オプション	×	×
49	West Virginia	ウエスト・ヴァージニア 州医療決定法 混合事前指示法	2002, 2007年改正	○ オプション	○ オプション	○ オプション 左記の別々のフォームに加え、 混合医療代理権・リビング ・ウィルフォームあり
50	Wisconsin	154章 事前指示 155章 医療代理権	N/A	○ 固定様式	○ 固定様式	○ [以下は医療代理権のフォー ム内] ・死亡時の検体可否を示すこ とが可能 ・健康を回復させるためのケ ア(recuperative care)やレス パイトケア以外を目的として 介護施設または地域コミュニ ティ施設に入居させることを 代理人に許可するかどうかを 指定する選択肢あり ・妊娠している場合に代理人 に決定権をもたせるかどうか の選択肢あり
51	Wyoming	ワイオミング州医療決 定法 混合事前指示法	N/A	×	×	×

表5 - 2

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件(Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
1	Alabama	○	主治医の判断において、患者に適用される場合、疾患や怪我で終末期にある患者の死の過程を引き伸ばすだけに提供される、あるいは遷延性植物状態の患者を維持するためだけに提供されるあらゆる治療、医学的処置、あるいは医学的介入。これらの処置は、補助換気、心肺蘇生、腎臓透析、外科的処置、輸血、薬や抗生物質の投与を含むが、これに限らない 何人も判断能力のある成人は、生命維持治療、人工的に提供される栄養・水分の提供、差し控え、中止を指示するリビング・ウィルを作成することができる 人工的に提供される栄養・水分は、その点について特別に権限を与えられていない限り、リビング・ウィルに従って中止あるいは差し控えられてはならない	○	主治医の判断において、患者に適用される場合、疾患や怪我で終末期にある患者の死の過程を引き伸ばすだけに提供される、あるいは遷延性植物状態の患者を維持するためだけに提供されるあらゆる治療、医学的処置、あるいは医学的介入。これらの処置は、補助換気、心肺蘇生、腎臓透析、外科的処置、輸血、薬や抗生物質の投与を含むが、これに限らない 何人も判断能力のある成人は、生命維持治療、人工的に提供される栄養・水分の提供、差し控え、中止を指示するリビング・ウィルを作成することができる 人工的に提供される栄養・水分は、その点について特別に権限を与えられていない限り、リビング・ウィルに従って中止あるいは差し控えられてはならない	N/A	N/A	・19歳以上の同意能力のある成人 ・本章に従って作られるいかなる医療の事前指示も、次に挙げることをする 1. 書面で行われる 2. 医療の事前指示を行う人によって、あるいは宣言者の面前で別の人によってかつ宣言者によって述べられた指示によって、署名されている 3. 日付が明記されている 4. 少なくとも19歳の2人あるいはそれ以上の証人の面前で署名されている
2	Alaska	○	・疼痛緩和と投薬の提供と同様に、人工栄養・水分補給を提供、差し控え・中止する ・生命維持治療の他では、 a) あらゆるケア、治療、サービス、処置への同意あるいは拒否 b) 医療提供者・施設を選択、退院(解雇?) c) 提案された診断、外科的処置、投薬プログラムの承認、不承認 d) 人工栄養・水分補給、すべての医療の提供、差し控え、注意 e) 死後の臓器提供	○	・疼痛緩和と投薬の提供と同様に、人工栄養・水分補給を提供、差し控え・中止する ・生命維持治療の他では、 a) あらゆるケア、治療、サービス、処置への同意あるいは拒否 b) 医療提供者・施設を選択、退院(解雇?) c) 提案された診断、外科的処置、投薬プログラムの承認、不承認 d) 人工栄養・水分補給、すべての医療の提供、差し控え、注意 e) 死後の臓器提供	N/A	N/A	・医療指示、DPAともに18歳以上の成人 ・医療指示は口頭あるいは文書 ・DPAは、書面であること、記入日を明記していること、本人の署名があること、次のいずれかの形で立会があること ①本人が個人的に知っている、少なくとも2人の署名がある ②公証人の前で承認されている
3	Arizona	?	将来の医療のケア(との表現にとどまる。ただし、サンプルフォームで心肺蘇生、人工栄養・水分補給、入院措置の中止・差し控え項目あり)	?	将来の医療のケア(との表現にとどまる。ただし、サンプルフォームで心肺蘇生、人工栄養・水分補給、入院措置の中止・差し控え、妊娠中の延命治療の中止・差し控えを望まない、最大限の延命治療の提供希望項目あり)	N/A	N/A	・成人 ・書面による医療代理権(ただし、LW単独も可能) ・日付入り、署名・印入り ・少なくとも成人の公証人もしくは証人1人によって、文書作成において認証され証明されている ・証人もしくは公証人は、患者が日付や署名を入れるのを目撃している ・証人もしくは公証人は、患者が強要されず、健康な状態であると思われることを証言する
4	Arkansas	○	あらゆる生命維持治療の中止・差し控え	?	ただし、オプションフォーム内で、栄養補給は差し控えないでほしい、水分補給は差し控えないでほしいとの記述あり	・18歳以上の健全な精神状態の人 ・宣言者による署名もしくは宣言者の指示による別の人の署名 ・少なくとも2人の証人 ・人工栄養・水分補給の指示に関しては、2003年7月16日以降に作られた宣言書のみ適用される	・書面である ・本人の署名、あるいは本人の指示で本人の目の前で行為する誰かによる署名 ・少なくとも18歳以上の同意能力のある証人2人の目の前で、正しいと証明され、署名されている	N/A
5	California	○	医療の意思決定とは、患者や患者の代理人、後見人、代諾者によって行われる決定で、次に示す患者の医療に関するものである。 A) 医療提供者・施設を選択、退院 B) 診断検査、外科手術、投薬計画の受け入れ、拒否 C) 人工的な栄養・水分の提供、差し控え、中止、すべての医療形式の提供指示、心肺蘇生も含まれる	○	医療の意思決定とは、患者や患者の代理人、後見人、代諾者によって行われる決定で、次に示す患者の医療に関するものである。 A) 医療提供者・施設を選択、退院 B) 診断検査、外科手術、投薬計画の受け入れ、拒否 C) 人工的な栄養・水分の提供、差し控え、中止、すべての医療形式の提供指示、心肺蘇生も含まれる	N/A	N/A	A) 書面による医療の事前指示書は以下の項目をすべて満たしている場合、法的に十分である 1) 作成日の明記 2) 患者あるいは患者のいるところで、患者の指示で他人が患者の名前が署名されている、あるいは患者自身によって署名されている 3) 公証人の前で認証されている、あるいはsec4674~4675の要件を満たす少なくとも二人の証人によって署名されている B) 電子医療事前指示書あるいは医療の永続的委任状の要件 A)の要件が全て満たされていること、ただし、A)の3)の目的のために、公証人の前で認証が求められるという点を除く、もしも電子署名が使われる場合、次に挙げるすべての項目と合致するものとする。電子署名は、 1) 政府法sec16.5とカリフォルニア州法タイトル第7分章第10章の規定を充足 2) 使用しているその人に特有である 3) 照合・証明することが可能である 4) 使用者唯一の管理下にある 5) もしもデータが変わった場合に電子署名が無効にされるというような方式で、データに関連付けられている 6) 公式文書によって登録し、別々のファイルで関連付けられることは無い 7) 電子証明書でなければならない

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件(Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
6	Colorado	○	宣言(書)は、終末期状態あるいは永続的植物状態になった時、生命維持治療と人工栄養・水分補給についての宣言者の選好に関する別々の書面を含む。 ①人工栄養・水分補給は続けない ②人工栄養・水分補給は特定の期間続ける ③人工栄養・水分補給は続ける	○	宣言(書)は、終末期状態あるいは永続的植物状態になった時、生命維持治療と人工栄養・水分補給についての宣言者の選好に関する別々の書面を含む。 ①人工栄養・水分補給は続けない ②人工栄養・水分補給は特定の期間続ける ③人工栄養・水分補給は続ける	・決定能力のある18歳以上の成人 ・書面による声明 ・決定能力のある成人である証人2人の前で作られる	・成人 ・事前の医療指示は、指示をした本人に代わって医療決定を行う事に関する書面の指示である。 ・事前の医療指示の中にMDPAが含まれる	N/A
7	Connecticut	○	・医療のあらゆる側面、生命維持措置の中止・差し控えを含む指示を包含する公文書を作成することができる ・生命維持措置とは、あらゆる医療措置・介入で、ただ死の瞬間を引き延ばすため、あるいは永続的無意識状態の人をそのまま維持するために提供されるもので、人工栄養・水分補給も含まれる	○	・医療のあらゆる側面、生命維持措置の中止・差し控えを含む指示を包含する公文書を作成することができる ・生命維持措置とは、あらゆる医療措置・介入で、ただ死の瞬間を引き延ばすため、あるいは永続的無意識状態の人をそのまま維持するために提供されるもので、人工栄養・水分補給も含まれる	N/A	N/A	・18歳以上の成人 ・本人の署名と日付 ・少なくとも2人の証人
8	Delaware	○	人工栄養・水分補給、その他あらゆる医療の形を提供する、あるいは差し控え・中止する決定を含む	○	人工栄養・水分補給、その他あらゆる医療の形を提供する、あるいは差し控え・中止する決定を含む	N/A	N/A	・精神能力のある成人 ・書面 ・宣言者、あるいは宣言者の前で宣言者がすでに表明している指示で他の人による署名 ・日付を明記 ・2人もしくはそれ以上の成人の証人による署名 ・証人は書面で、本規定で証人となることを禁じられていないと宣言することとする
9	District of Columbia	○	N/A	×	N/A	終末期にある18歳以上の成人。この節で定められた次に挙げた方法により宣言すること: (1) 書面であること、(2) 宣言者による署名、あるいは宣言者の目の前で宣言者の指示による別の人の署名、(3) 日付入り、(4) 18歳以上の少なくとも2人の保証人の前で署名する。	判断能力のある成人は本人が意思疎通不可能になった場合に特定の医療の決定権を代行人に書面で与えることができる。代理権は本人が能力を失った時から効力を発する。 ・本人と本人が署名の際、正常な精神状態にあり、強要を受けていないと承認する成人2人の証人による署名と日付を必要とする。 ・本人、本人の医療提供者、または、本人の医療提供者の従業員は証人にならない。 ・少なくとも証人のうち一人は、宣言者とは血縁、婚姻、養子関係に無く、事前指示書が作成される際に存在する意思のもと、あるいはその時に存在する法の運用によって、患者の死に伴い患者の遺産を相続する権利が与えられていない個人でなければならない	N/A
10	Florida	○	N/A	×	N/A	判断能力のある成人 LWは2人の証人の前で本人が署名する。証人のうち一人は、本人と婚姻あるいは血縁関係にあってはならない。本人が身体的に署名できない場合、証人の一人が本人の前で本人の指示により本人の署名を代わりに記名する 「LW」あるいは「宣言」の意味 (a) s. 765.302に基づき、本人より自発的に作成され、証言された書面 (b) 延命治療に関して証言された本人の口頭指示宣言	「代諾者」は本人が無能力になった場合、本人の代わりに医療決定を行うよう本人によって指定された決定能力のある成人代諾者として指定された人は医療代諾者指定するための書面の作成の証人にはならない。証人のうち一人は、本人と婚姻あるいは血縁関係にあってはならない本人の医療の決定権を代行人に書面で与えることができる。2人の証人の前で本人が署名する。本人が署名できない場合、証人の前で本人の指示により本人の署名を代わりに記名する	・医療指示は証人により認証された口頭陳述あるいは文書 ・本人によって、もしくは、本人の希望を述べた、医療ケアに関しての本人の指示 ・これらに限定されないが、代諾者の指定、LW、献体および臓器提供などを含む

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
11	Georgia	○	終末期状態であることが条件	○	オプションA「医学的に合理的と判断される以内で、薬剤、器具、他の全ての手段を用いて延命されることを希望します。もし終口で栄養水分の摂取が不可能になった場合は、チューブや他の手段での投与を希望します。」に自分のイニシャルを記入。	Combined ADではあるが、事前指示の部分だけの記入でも、証人の立会いの下署名されていれば、次の条件で適用。医療に関する判断が出来なくなった、もしくは意思の疎通が医師と出来なくなった場合。	8と同様	8と同様
12	Hawaii	○	Formに示されるオプションの一つに終末期医療の決断について、延命を希望するかしないかの選択がある。	○	事前指示のオプションに生命維持の差し控え中止に関するオプションの他に、「人工的栄養と水分補給」を受けるか、差し控えもしくは中止するかを選択する。「痛みからの開放」でその処置が死期を早めることになったとしても、痛みを緩和の希望をする、「その他の希望」、「臓器提供について」、の事前意思を表明できる。	10と同様	10と同様	書面による表記で、執行の日付、本人による署名、以下による方法のひとつによる証人の目撃が必要。1) 最低二人の証人が署名する。それぞれの証人が、本人の署名を目撃するか、本人が署名したことを認めることを確認すること。2) 本州において、公的に任命された者による承認。
13	Idaho	○	・人工栄養・水分補給のオプションを含む。 ・延命治療の差し控え・中止にあたり、人工栄養・水分補給の使用あるいは不使用の程度を選択することができる。	○	人工栄養・水分補給を含む。	N/A	N/A	特に規定はないが、Formに本人による署名と日付の記入が必要
14	Illinois	○	終末期とみなされた場合、死期を遅らせる処置の差し控え、中止を指示できる。	○	生命維持治療を認めるか、拒否するかは決断は医療代理人に依頼することも出来る。	本人の署名と二人の証人の署名 本人は、健全な精神の持ち主で、法律的に成人とみなされている者に限る(未成年者の解放法? Emancipation of Minors Act)によって権利の与えられている者も含む これらのものは終末期にある場合、死期を遅らせる処置の拒否を指示する事ができる	本人、代理人、証人による署名 日付 全て書面による	N/A
15	Indiana	○	医師によって次の事柄が診断され表記された場合: (1) 回復不可能な外傷、疾患、病気の発生 (2) 死亡間近である。(3) 延命処置の執行は人工的に死期を遅らせるだけである場合、延命処置の差し控え、中止を指示し、治療は痛みの緩和と快適を目的とした処置、薬の投与に限って、自然死の許可を願う。以下の記載にしたがって、栄養と水分補給を指示する。	○	「根治不可能な外傷、疾患、病が発生し、終末期と診断された場合、延命処置の使用を希望します。これには、栄養、水分補給、薬の投与の他、延命、快適性の提供、疼痛管理に必要な処置全てを含みます。」	本章11節または10節のLiving Will宣言の下、健全な精神を持つ18歳以上の者は延命処置希望宣言を執行することが出来る。10節11節に基づき宣言は次の条件を満たさなければならない (1) 任意による (2) 書面による (3) 宣言者本人、もしくは本人の立会いの下本人の指示に従う者による署名 (4) 日付入りである (5) 最低二人の18歳以上の証人の立会いの下宣言に署名すること	(1) 書面による (2) 代理人の指名 (3) 本人の代行となる権限を与える (4) 本人による署名、若しくは、公証人の前で本人の指示に従って代行する物の署名 (5) 代行人が署名した場合は、公証人は、その証明が本人の指示に従って行われた者だと言うことの証言の記載	N/A

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件(Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
16	Iowa	○	快適維持、痛みからの解放に必要な無い、延命処置は差し控え、中止することを医師に指示する。	×	蘇生と水分補給に関してのオプションはPOSTにて指示される。	宣言は宣言者か、代理役が宣言者の指示に従って、署名。署名の日付、次のいずれかの方法で、承認の署名もしくは承認をうけなければならない a. 最低二人の者が両者の立会いの中、宣言者、もしくはその指示に従う代理人が宣言の署名を目撃する。最低一人の証人は、宣言者と血縁関係の無い者とする b. 9Bに規定の役所の公証人の承認を受ける。医療者は、矛盾を表記する通知が無い限り、これを有効とみなす	医療に関する持続的代理権は、執行開始の日付と、以下のいずれかの方法で、証人の署名または承認を必要とする (1) 最低二人の者が両者の立会いの中、宣言者、もしくはその指示に従う代理人が宣言に署名するのを目撃する (2) 9Bに示される公証人によって承認される 以下のものは医療に関する持続的代理権の署名の承認になることはできない a. 署名時点で本人の看護、治療にあたる医療提供者 b. 署名時点で本人の看護、治療にあたる医療提供者の雇用者 c. 医療代理人に指名されている者 d. 18歳未満の者 3. 最低一人の証人は、宣言者と血縁関係の無い者とする	N/A
17	Kansas	○	N/A	×	N/A	(a) 全ての成人は終末期での生命維持治療の差し控え/中止の指示の宣言を作成することができる。作成する宣言は以下に準じていなければならない: (1) 書面であること; (2) 宣言者による署名、あるいは宣言者の面前で他者による、また、宣言者が表明した指示による署名; (3) 日付;および、 (4) (A) 18歳以上の証人2名以上の面前での署名 (証人の禁止規定) (B) 公証人への通知	医療決定に関する持続的代理権とは、書面に本人が代理人を指名し、その書面に以下の文言(あるいは同様の意味の文言)が含まれる場合に、本人が無能力状態となった後に効力を発揮するものである。「本医療代理権は、本人が無能力となったことによって効力を失うものではない」または「本医療代理権は本人が無能力となった後に効力を発揮するものである」 医療決定に関する持続的代理権は、以下のとおりでなければならない: (1) 日付の記載と、18歳以上の2名の証人の前での署名が必要。証人は、代理人は不可、または血縁/婚姻/養子縁組関係にある者も不可、また、カンザス州の相続法上または本人の意思・補足により、本人の財産相続権がある者、本人の医療費の直接的な支払責任者は不可 (2) 公証人の面前で承認されなければならない	N/A
18	Kentucky	○	(1) 法的決定能力のある成人は、以下の一部あるいは全てに関するリビングウィル指示を書面で作成することができる: (a) 延命治療の差し控え/中止の指示;	×	N/A	本人の面前で、18歳以上で健全な精神状態の証人2名が、自発的に日付・署名を記入する	N/A	(2) 事前指示は書面で、本人により、または本人の指示により、2名以上の証人または以前からの公証人/その他誓約の権限のある人の面前で、日付と署名がされなければならない
19	Louisiana	○	飲食が侵襲的に管理されないように、栄養・補液を含む全ての延命治療を差し控え/中止する 飲食が侵襲的に管理できるよう、栄養・補液以外の延命治療を差し控え/中止する	×	N/A	書面による宣言: 2名の証人の立ち合いの下で本人により署名されなければならない	N/A	N/A
20	Maine	○	様式のパート2は、医療のあらゆる側面についての詳細な指示に関するもの 選択肢により、苦痛緩和の処置実施、人工栄養・補液の実施を含む生命維持治療の提供・差し控え・中止を表明できる 空欄には、追加的な希望や選択肢を記載、選択することもできる	○	様式のパート2は、医療のあらゆる側面についての詳細な指示に関するもの 選択肢により、苦痛緩和の処置実施、人工栄養・補液の実施を含む生命維持治療の提供・差し控え・中止を表明できる 空欄には、追加的な希望や選択肢を記載、選択することもできる	N/A	書面でなければならない、本人および2名の証人による署名が必要 自署による署名でなくてはならず、電子あるいはデジタル署名は不可 後に本人が法的能力を喪失したとしても効力は残る	様式が完成したら、最後に署名と日付を入れる 2名以上の証人の署名が必要 写しを、医師、医療従事者、治療を受けるすべての医療施設、指名した医療の代理人に渡す 指名した代理人に内容を話し、希望を理解し、責任を負う意思があることを確認しなければならない

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件(Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
21	Maryland	○	あらゆる判断能力のある個人は、いつでも、医療の提供または差し控え・中止に関する事前指示を、書面あるいは電子で作成することができる § 5-608.1. (医療施設が作成する)「生命維持治療に関する医学的指示」の様式は、事前指示ではない—要確認	○	あらゆる判断能力のある個人は、いつでも、医療の提供または差し控え・中止に関する事前指示を、書面あるいは電子で作成することができる	N/A	N/A	書面／電子の事前指示には、日付・署名または宣言者の指示の表明、および2人の証人の署名がなければならない 口頭での事前指示は、主治医またはNPと、1人の証人の前でなされ、口頭での事前指示内容をカルテに記録した場合は、書面／電子による事前指示と同様の効力を持つ。証拠書類には日付と主治医またはNPおよび証人の署名が記載されていなければならない
22	Massachusetts	△	代理人は、医療委任状において本人により表明されている制限に従い、生命維持治療に関する決定も含め、本人の利益となるようなありとあらゆる医療の決定を行う権限を持つ	△	代理人は、医療委任状において本人により表明されている制限に従い、生命維持治療に関する決定も含め、本人の利益となるようなありとあらゆる医療の決定を行う権限を持つ	N/A	ここでいう医療委任状は、当該成人により署名されているものか、あるいは当該成人の指示で証人として署名している2人の成人の立会いの下、証人は、本人が18歳以上であること、正常な精神状態であること、および強制／不適切な影響下でないことを、書面で証言しなければならない 医療委任状は、 (i) 本人および医療代理人が同意されていない限りは、 (ii) 本人に代わり本人の利益になるような医療の決定をする権限を代理人が持つことについて、本人の意図が示されていない限りは、 (iii) もしあれば、どこまで代理人に権限を譲るか、それについての本人の意図が記載されていない限りは、 (iv) section6)に準じて、本人の医療の決定能力が欠如した際に代理人の権限が有効となる旨が示されていない限りは、 (v) section6)に準じて、本人の医療の決定能力が欠如した際に代理人の権限が有効となる旨が示されていない限りは、	N/A
23	Michigan	○	4. 患者が死に至るような治療の差し控え／中止の決定は、患者が明確かつ確実な方法でその決定権を与え、その決定により患者が死に至ることを患者が認識していた場合にのみ許される	×	N/A	(2) 本sectionに基づきDNR指示を施行する際には、section4の様式を用いなければならない。指示書は自発的に作成されねばならず、日付と以下の者の署名が必要 (a) 宣言者またはその他の人の署名。宣言者と宣言者の指示に従って行為する者の面前で署名する (b) 宣言者の主治医 (c) 18歳以上の2名の証人。うち少なくとも1名は、宣言者の配偶者／親／子息／孫／兄弟姉妹／法定推定相続人であってはならない	(2) 本sectionに基づく永続的委任状は、本人または33 of the Michigan notary public act, 2003 PA 238, MCL 55.293で定められた本人に代わる公証人によって、自発的に日付・署名がなされなければならない。永続的委任状は、下記のどちらか一つ、または両方が必要である (a) 2名の代理人の面前で署名する。証人は双方とも委任状による代理人であってはならない。また、証人は双方とも永続的委任状に署名をする (b) 公証人の前で永続的委任状が承認されたことが、その日付と共に本人に知らされている	N/A
24	Minnesota	○	N/A	○	LWフォーム内に臓器提供の意思表示欄あり	書面、当人のサイン・日付入り、二人の証人または公証人のサイン	書面、当人または代筆者のサイン・日付入り、公証人または承認による本人または代筆者のサインの正当性の確認	N/A
25	Mississippi	○	N/A	○	栄養や水分の補給、疼痛除去についても選択欄あり	N/A	N/A	書面、サイン・日付入り、二人以上の証人

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
26	Missouri	○	N/A	×	N/A	N/A	N/A	書面、サイン(代筆可)・日付入り、証人が二人必要
27	Montana	○	N/A	×	N/A	N/A	N/A	書面、サイン・日付入り、証人が二人必要
28	Nebraska	○	N/A	×	N/A	N/A	N/A	書面、サイン・日付入り、証人が二人必要
29	Nevada	○	N/A	○	代理人が同意できない治療法が規定されている: 精神病院への収容、けいれん療法、精神外科、不妊処置、中絶、嫌悪療法、実験的治療あるいは医学研究への参加、本人が同意しないではしつとっている治療法	N/A	N/A	本人の署名入りで、公証人の前で認められるか、または、2人の成人の証人がある場合
30	New Hampshire	○	N/A	○	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
31	New Jersey	○	生命維持治療が実験的であり、確立された治療法ではないこと、主治医と適任の医師によって宣言者が永続的に無意識状態であること、または終末期であることが判断された場合、もしくは、上記に該当せず、宣言者が深刻で不可逆的な疾病に罹患しており、医学的介入の差し控えや中止に依る利益がそうしなかつた時の利益を上回る場合、あるいは医学的介入が無慈悲であると思われる場合、生命維持治療は差し控えたり、中止することが可能となる。この事自体により、医師や医療専門職が宣言者にケアを提供し、痛みを軽減する義務が軽くなることはない	○(定義のみ)	本法における「生命維持治療」とは、人工的に提供される、水分や栄養、薬物、または、体内の必須の機能を維持・回復・代替する機械的、その他人工的方法を用いた外科手術や治療を指し、それによって宣言者の期待される余命が延長されるものをさす	N/A(10. に従う)	N/A(10.に従う)	・直接書かれた、または指示されて書かれた書面であること ・作成時に2人の証人がいること ・主治医やヘルスケア施設に提出されたものであること
32	New Mexico	○	・あらゆる生命維持治療の中止・差し控え ・ANHなどの生命維持治療、鎮痛剤による治療をどうするか	○	ただし、オプションフォーム内において、ANHの提供を選択する項あり	・意思決定能力を持つ成人および独立した未成年 ・口頭または書面(書面については別途記載) ・口頭の場合、ヘルスケア提供者に個人的に伝えておかななくてはならない。 ・(指定された)特定の状況が起こって初めて効力を発する	N/A	・書面である ・本人の署名が必要。 ・代理人は、宣言者がケアを受けている施設の所有者、管理者、被雇用者であってはならない(血縁関係がある、婚姻または養子との関係にある場合は除く) ・2人の証人が必要とされるが必須ではない。 ・宣言者は代理人とその依頼内容について話しあう必要あり
33	New York	○	それなしでは、すぐに死に至るだろうと思われる医療的治療のことを指し、主治医が医学的妥当性をもって合理的に判断するものである。心肺蘇生も中止すべき生命維持治療に含まれる	○	6に同じ	N/A	・18歳以上の判断能力のある成人が指名 ・2名の証人・署名が必要	N/A
34	North Carolina	○	生命維持措置の中止・差し控えの権限を代理人に移譲する旨、HCPAの書面に記載。ただし、ANHの中止に関してはオプションとして条件を残すことができる。また、その書面に宣言者にとっての「生命維持措置」の定義や信念を書くことも可能	○	さまざまな生命維持に必要な措置(X線照射や麻酔、投薬、手術などの治療など)に関して代理人に全権を委ねる旨がHCPAの書面に記載される。精神科治療については、投薬やECTなど、宣言者にとって耐えられない治療を制限することも可能。	N/A	・18歳以上の成人にHCPAの資格がある ・2人の証人(qualified witness)が必要 証人は、 ・3親等以内でない者および配偶者でない者 ・不動産や遺産関係で利害関係がない者 ・主治医でも精神障害者に対するケア提供者でもない者でなければならない ・証人のサインがなければ宣言者は書面にサインできない。	N/A
35	North Dakota	○	ANH、診断テスト	○	外科的処置、投薬や蘇生措置	N/A	N/A	患者がヘルスケアの指示を行う能力を失ったことを主治医が確認し、カルテに記載しているとき、また、書面であり、日付、指定人が記載されており、患者本人と指定人のサインがあり、ヘルスケアの指示や法定代理人、もしくはその両方が記載されていること (時系列的な優先順位については記載あり。あとに成立した書面のほうが有効。)

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
36	Ohio	○	差し控え・中止についての内容については、生命維持治療とひとくりにされていることが多く、詳細な説明は行われていない	○	治療の提供についての内容については、生命維持治療とひとくりにされていることが多く、詳細な説明は行われていない(一般的にはANHが想定されている)	①宣言書への本人(又はそれに準ずる者)の署名が必要 または、 ②2名の証人が必要	文書が1337.12に適合しており、患者が意思決定能力を失っていることにつき主治医の判断があること	N/A
37	Oklahoma	○	不治かつ末期であること、主治医及びもう一人の医師が、患者の余命が6ヶ月以内であることを確認すること。または遷延性の不可逆的な無意識状態にあることを確認すること。もしくは末期状態にあって永続的な身体的悪化の一途をたどっていることを確認すること	○	(経口的に食物や水が摂取できなくなったときの)人工的栄養と水分補給(ANH)。治療を差し控えまたは中止した時も、経口での食物や水の提供、鎮痛剤の投与は行われるべきである	主治医と相談していること、宣言者が生命維持治療の適用についてもはや判断できなくなったとき	医学的治療を受けられなくなったと医師が判断した時	N/A
38	Oregon	○	終末期状態、永続的無意識状態、致死性の進行性疾患、生命維持の処置が病状を改善させず、永続的で激しい痛みをもたらす状態の各々の場合について、人工栄養・水分補給および生命維持治療の「受け入れ」、「拒否」または「主治医が推奨した場合のみ受け入れる」の三つの選択肢から選択。そのほかに追加の条件や指示を明示できる	○	終末期状態、永続的無意識状態、致死性の進行性疾患、生命維持の処置が病状を改善させず、永続的で激しい痛みをもたらす状態の各々の場合について、人工栄養・水分補給および生命維持治療の「受け入れ」、「拒否」または「主治医が推奨した場合のみ受け入れる」の三つの選択肢から選択。そのほかに追加の条件や指示を明示できる	N/A	N/A	・書面 ・署名 ・二人以上の証人
39	Pennsylvania	○	・リビング・ウィルにより、生命維持治療の開始、継続、差し控えまたは中止等、特定の指示に関する選択を医療代理人および医療提供者に伝える ・一例として挙げられているフォームに、以下のような選択肢が提供されている 「苦痛を取り除いたり緩和させる治療が、たとえ私の命を縮め、食欲を減退させ、呼吸を抑制したり、常習性があるものであっても、そのような治療が提供されることを希望する。」	○	リビング・ウィルにより、生命維持治療の開始、継続、差し控えまたは中止等、特定の指示に関する選択を医療代理人および医療提供者に伝える	・18歳以上、高等学校を卒業、既婚または独立した未成年で健全な精神を有する者 ・本人または(本人がリビング・ウィルに署名をすることができず、本人により指名された者がいる場合には)本人に代わる者が本人の指示で、日付と署名を記入すること。18歳以上の二人の証人がいること ・リビング・ウィルは、(1)その写しが主治医に提供され、(2)主治医によって、本人には判断能力がなく、かつ終末期の段階にあると判断された状態にあると判断された場合に有効となる	・18歳以上、高等学校を卒業、既婚または独立した未成年で健全な精神を有する者 ・本人または(本人が署名をすることができず、本人によって医療代理権に署名するよう指名された者がいる場合には)本人に代わる者が本人の指示によって、日付と署名を記入すること。18歳以上の二人の証人がいること ・医療代理権は、(1)その写しが主治医に提供され、(2)主治医によって、本人には判断能力がないと判断された場合に有効となる	N/A
40	Rhode Island	○	・望まない治療などのようなものでもこの書面に記載することができる ・生命維持治療に関する希望、医療の決定に関するその他の希望や制限に関する記載 ・提供されているリビング・ウィルフォーム(オプション)では、「単に死を遅らせるだけで、苦痛の除去や緩和に必要なではない治療を差し控えるか中止するよう主治医に希望する」という文言のほか、人工的栄養の差し控えまたは中止に関する選択肢あり	○	・生命維持治療に関する希望、医療の決定に関するその他の希望や制限に関する記載	・18歳以上の判断能力のある者 ・署名(本人または本人の指示による他の者による署名) ・証人2名(血縁または婚姻関係のない者) ・宣言に関して主治医に連絡があった場合、主治医によって宣言者が終末期であると判断された場合、宣言者が治療に関する決定を行うことができない場合に有効となる	・18歳以上でロードアイランド州に居住する者 ・証人2名(成人)または公証人1名	N/A

番号	州	6 事前指示の内容医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄(特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄(特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
41	South Carolina	○	以下、DPAフォーム ・望まない治療や望む治療があれば、どのようなものでも記載することができる ・生命維持治療に関して、代理人が生命維持治療による負担のほうが利益より上回ると判断すれば生命維持治療を行わない、終末期や永続的無意識状態の場合には生命維持治療を行わない、できるかぎり生命を長らえるために生命維持治療を行う、の3つの選択肢あり。 経管栄養法に関して同じく、代理人が経管栄養法による負担のほうが利益より上回ると判断すれば経管栄養法を行わない、生命維持のための経管栄養法を行わない、できるかぎり生命を長らえるために経管栄養法を行う、の3つの選択肢あり 以下、リビング・ウィルフォーム ・生命維持治療については差し控えまたは中止の宣言のみ ・人工栄養・水分補給については、短期間のうちに死に至る終末期状態の場合と、植物状態または永続的無意識状態の場合の二通りについて、それぞれ提供の有無を選択できる	○(DPAフォーム) ×(リビング・ウィルフォーム) ただし、人工栄養・水分補給に関しては提供の有無を選択できる)	以下、DPAフォーム ・望まない治療や望む治療があれば、どのようなものでも記載することができる ・生命維持治療に関して、代理人が生命維持治療による負担のほうが利益より上回ると判断すれば生命維持治療を行わない、終末期や永続的無意識状態の場合には生命維持治療を行わない、できるかぎり生命を長らえるために生命維持治療を行う、の3つの選択肢あり。 経管栄養法に関して同じく、代理人が経管栄養法による負担のほうが利益より上回ると判断すれば経管栄養法を行わない、生命維持のための経管栄養法を行わない、できるかぎり生命を長らえるために経管栄養法を行う、の3つの選択肢あり 以下、リビング・ウィルフォーム ・生命維持治療については差し控えまたは中止の宣言のみ ・人工栄養・水分補給については、短期間のうちに死に至る終末期状態の場合と、植物状態または永続的無意識状態の場合の二通りについて、それぞれ提供の有無を選択できる	・18歳以上 ・宣言者が規定の書式に署名 ・証人は2名。1名は administer oaths承認の officerであるのがよい (may be the officerなので、必須ではない)	・原則として提供されているフォームであること ・本人による署名または本人の前で本人の指示により別の者が署名する ・2名以上の証人による署名	N/A
42	South Dakota	○	・人工栄養・水分補給の提供の有無を希望することができる ・オプションのフォームだが、生命維持治療の差し控え・中止、提供またはそれ以外の希望の3つの選択肢があり、自由に自分の希望を記入できるようになっている	○	・人工栄養・水分補給の提供の有無を希望することができる ・オプションのフォームだが、生命維持治療の差し控え・中止、提供またはそれ以外の希望の3つの選択肢があり、自由に自分の希望を記入できるようになっている	・判断能力のある成人 ・宣言者による署名または宣言者の指示によって他の者が署名 ・証人2名(成人) ・公証人の前で署名し、それによって宣言を公証とすることができる	・医療に関してインフォームド・コンセントを提供できない成人(後見人が指名されているか、法的に判断能力がないとされる者。制約のある後見人 limited guardianが指名されており、代わりに医療の決定を行うことを認められている者。巡回裁判所による決定で認められた者。主治医によってそのように判断された者。)に対して、他者による医療の決定が認められる ・以下の場合に代理人の権利は消失する。期限の満了、代理権の消滅、代理人の死亡、代理人による拒絶、代理人にその能力がなくなった場合、本人による撤回、本人の死亡、本人に契約を行う能力がない場合 ・この代理権は本人の判断能力に影響を受けないまたはこの代理権は本人に判断能力のない場合にも有効であるなど、本人の判断能力の有無にかかわらず有効であることが書面に示されている場合には、のちに本人の判断能力がなくなったり、生死が不明になっても有効である ・代理権の宣言書は、宣言書に記載の登記官によって作成される場合がある。この項には、署名入りの原本と同等の効力が認められる。宣言書が作成された登記官の事務所で撤回の意思が示されない限り、この宣言書は承認されている旨について本人の生存期間中有効である ・代理人は、本人の主治医が良心的に本人には決定能力があるという判断をした場合には、どのような状況であれ医療の決定を行うことはできない	N/A
43	Tennessee	○	(明確な規定はないが、以下の文から、事前指示には生命維持治療の差し控え・中止・提供のいずれも含まれることができると考えられる。) ・「リビング・ウィル」とは、本章に従って、緩和医療や臓器移植、身体処理等を含め、医療の実施または非実施に関する宣言者の希望を記載したものの	○	(明確な規定はないが、以下の文から、事前指示には生命維持治療の差し控え・中止・提供のいずれも含まれることができると考えられる。) ・「リビング・ウィル」とは、本章に従って、緩和医療や臓器移植、身体処理等を含め、医療の実施または非実施に関する宣言者の希望を記載したものの	・判断能力のある成人 ・書面、本人の署名 ・公証人または証人2名 ・宣言書には、証人のコンプライアンスを証明する宣誓約款が収められていること ・原則として規定のフォームを用いること ・リビング・ウィルの署名日に本州の住民でなかった場合には、そのリビング・ウィルが本章または宣言者の居住する州の法律に従っているならば有効である	・成人または独立した未成年者が、監督権のある医療提供者に伝えることで代諾者 (surrogate) を指名できる。この指名は口頭でも書面でも可能	・成人または法的に独立した未成年 ・書面、本人の署名 ・公証人または証人2名 ・事前指示書には、証人のコンプライアンスを証明する宣誓約款が収められていること ・事前指示書の署名日に本州の住民でなかった場合には、その事前指示書が本パートまたは本人の居住する州の法律に従っているならば有効である
44	Texas	○	生命維持治療を行っても6か月以内に死に至ると予想される終末期状態、生命維持治療を行わなければ死に至ると予想される回復不可能な状態のそれぞれについて、生命維持治療の差し控え・中止または継続のいずれかを選択できる。このほかに、希望する治療および希望しない治療を自由に記述できる	○	生命維持治療を行っても6か月以内に死に至ると予想される終末期状態、生命維持治療を行わなければ死に至ると予想される回復不可能な状態のそれぞれについて、生命維持治療の差し控え・中止または継続のいずれかを選択できる。このほかに、希望する治療および希望しない治療を自由に記述できる	N/A	・二人以上の証人 ・宣言者は、証人の前で署名する代わりに、医療代理権に署名後それを公証人に提示することも可能である ・本人が身体的な理由により署名できない場合、他の者が本人の前で、本人の明確な指示により医療代理権に本人の署名をすることができる。この場合、デジタル署名または電子署名も可とする ・本人が医療代理権を行使する前に、開示説明書 (disclosure statement) を受領し、内容を確認して理解したという声明文に署名しないかぎり、医療代理権は有効にならない	・判断能力のある成人 ・二人以上の証人 ・宣言者は、証人の前で署名する代わりに、事前指示書に署名後それを公証人に提示することも可能である ・判断能力のある成人の適格患者なら、書面によらない方法で事前指示を行うことができる。この場合、担当医師および証人2名の前で行う必要がある。医師はこれを証人の名前とともに医療記録に記載すること ・適格患者が18歳未満の場合、患者の配偶者(成人)、両親または法定後見人が代理で事前指示を行うことができる ・事前指示が書面であれば、公証なくても有効となる。医師、医療施設、医療提供者が事前指示書を公証とするよう求めることはできない。また独自の様式を使用するよう要求することもできない
45	Utah	○	宣言書内のオプションは4通り:代理決定の依頼/最大限の延命/あらゆる治療の差し控え・中止/態度の非表示	○	宣言書内のオプションは4通り:代理決定の依頼/最大限の延命/あらゆる治療の差し控え・中止/態度の非表示	N/A	N/A	書面、サイン・日付、証人必要

番号	州	6 事前指示の内容 医療指示①生命維持治療の差し控え・中止	6の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	7 事前指示の内容 医療指示②生命維持治療の提供	7の備考欄 (特筆すべき内容を記入)	8 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ①LW	9 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ②DPA (HCPA)	10 書面の成立要件・有効要件 (Validity) ③Combined AD
46	Vermont	○	本人は、本章の9701(19)に則って、栄養水分投与も含めて、緊急事態、短期間または長期間における生命維持治療の指示ができる(妊娠中の場合も含めて指示できる)	○	本人は、本章の9701(19)に則って、栄養水分投与も含めて、緊急事態、短期間または長期間における生命維持治療の指示ができる(妊娠中の場合も含めて指示できる)	N/A	N/A	日付入り。本人、または本人の指示に従い本人の立会いの中で、二人以上の18歳以上の証人の立会いの下署名。証人は、本人が強制されてADに署名されていないことを確認する。ADの署名時点で、本人が養護、看護施設、医療施設に入所していないことを条件とする。ただし、法的に定められた者によって、本人へのADの説明があったことを証明し署名された文書がある場合を除く
47	Virginia	○	N/A	○	N/A	N/A	N/A	書面での事前指示は2名の証人の前で署名されなければならない。事前指示書は、Article9に則り事前指示登録簿へ提出する。主治医により終末期であると診断されたID能力のあるあらゆる成人は、口頭でも事前指示を行うことができる。口頭での事前指示は、主治医と2名の証人の前でなされなければならない。
48	Washington	○	終末期であること、あるいは永続的に無意識状態が続いていると主治医が判断すること。生命維持治療が単に人工的に死のプロセスを遅らせていると判断されたとき	○ 定義あり	生命維持治療とは、ANHを含む機械的または他の人工的な方法によって生命活動を維持し、または回復・代替させる医学的・外科的介入を指す。ただし、限定的な患者に対しては、それは単に死のプロセスを延長しているに過ぎない	宣言者と血縁・婚姻関係にない、あるいは宣言者死亡後の相続に関して何の関係も持っていない2人の証人が必要。証人は主治医、および主治医の被雇用者、宣言者が入っている施設者であってはならない	被代理者の主治医、主治医の雇用者、宣言者が長期的なケアを受けている施設の長や雇用者は、事実上の代理者の資格を持たない	N/A
49	West Virginia	○	あらゆる延命治療、チューブや静脈注射による栄養・水分補給も含む	×	N/A	N/A	N/A	同意能力のある成人が作成できる ① 書面である ② 本人が作成している、or ③ 本人が作成することができない場合、本人の明確な指示で本人の目の前で他の人が作成している ④ 日付がある ⑤ 18歳以上の証人2人以上の目の前で、署名されている ⑥ 次のサブセクションdで規定されているように、その署名や証言が公証人の前で承認されている証人によって、署名され、証言されている
50	Wisconsin	○	・終末期状態の場合、生命維持治療の差し控え・中止を指示する。栄養補給管については、差し控え・中止または提供の二つの選択肢からいずれかを選択 ・遷延性植物状態の場合、生命維持治療および栄養補給管の両者について、それぞれ差し控え・中止または提供の二つの選択肢からいずれかを選択 (終末期状態、遷延性植物状態の判断は、宣言者を診断した医師2名の判断による。) [以下、医療代理権のフォームについて] ・この書面には、希望する医療、希望しない医療のどちらでも自由に記載することができる。また、医療代理人の権利を制限することができる	○	・終末期状態の場合、生命維持治療の差し控え・中止を指示する。栄養補給管については、差し控え・中止または提供の二つの選択肢からいずれかを選択 ・遷延性植物状態の場合、生命維持治療および栄養補給管の両者について、それぞれ差し控え・中止または提供の二つの選択肢からいずれかを選択 (終末期状態、遷延性植物状態の判断は、宣言者を診断した医師2名の判断による。) [以下、医療代理権のフォームについて] ・この書面には、希望する医療、希望しない医療のどちらでも自由に記載することができる。また、医療代理人の権利を制限することができる	・健全な精神を有する18歳以上の者 ・証人2名の前で宣言者が署名をしなければならぬ。宣言者が身体的な理由により署名することができない場合には、証人のうちの一人または他の者が、宣言者の明確な指示により、宣言者の前で宣言者の名前を署名しなければならない ・原本、判読可能な写真複写または電子ファックスの場合に宣言書は有効と考える	・健全な精神を有する18歳以上 ・医師2名または医師および臨床心理士 (licensed psychologist) の各1名が、本人には判断能力がないと診断し、その旨文書に署名した場合に医療代理権は有効となる。単に高齢であったり、不可解な行動をとったり、身体的に障害があるという理由だけで判断能力がないと診断するのは十分ではない。その診断をする者は、本人の親族および本人の財産分与に預かる者であってはならない ・書面であること ・本人が署名、日付を記入すること。または、本人の明確な指示によって本人の前で18歳以上の者が署名、日付を記入すること ・証人2名の前で署名すること ・本人の意思によるものであること ・原本、判読可能な写真複写または電子ファックスの場合に医療代理権は有効と考える	N/A
51	Wyoming	○	・医療提供者・施設の選択、退院 ・診療・外科手術・投薬プログラム・蘇生不要指示の認否 ・人工栄養・水分補給および他のあらゆる医療の提供、差し控え・中止	○	・医療提供者・施設の選択、退院 ・診療・外科手術・投薬プログラム・蘇生不要指示の認否 ・人工栄養・水分補給および他のあらゆる医療の提供、差し控え・中止	N/A	N/A	・成人か法的に独立した未成年指示は口頭か書面 ・医療代理権は、書面であること、本人によってあるいは本人の明確な指示で本人の前で他人によって署名されている ・持続的代理権は、公証人の前で承認されるか、署名か文書への本人の承認あるいは本人によって、文書の署名に立ち会った、少なくとも2人の証人によって署名されなければならない

表5 - 3

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
1	Alabama	<p>a) 医療の事前指示は、宣言者によって、次に挙げたいずれかの方法によって、いつでも取消することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取り消す意思を示すために、消し去る、焼く、引き裂く、破壊する、破損することによる 2. 宣言者あるいは宣言者の指示で行う人によって署名され日付が明記された医療に関する事前指示書の取消を書面にすることによる 3. そうした意思の表示が行われたと承認する書面に署名し、日付を明記する19歳以上の証人の前で、医療に関する事前指示書を取り消す意図を口頭で表明することによる。いかなる口頭の取消も、前述の書面の主治医あるいは医療提供者が受け取り次第、有効となることとする。主治医あるいは医療提供者は、患者の医療記録に、取消の知らせを受けた際の時間、日付、場所を記録しなければならない。 <p>b) 取消に関する実際の知識を持っていない限り、本節に従って行われた取消に基づいて行動するのに失敗したとしても、誰も刑事上もしくは民事上の責任を問われることは無い</p>	N/A	N/A	N/A	N/A
2	Alaska	<ul style="list-style-type: none"> ・医療代理人の撤回は、署名入り書面、あるいは本人が個人的に担当の医療提供者に情報提供することによる ・医療代理人の撤回を除き、本人は、いついかなる方法でも医療の事前指示のすべてもしくは一部を撤回できる ・精神疾患の場合、本人に判断能力があれば、本人によっていつでも全部あるいは一部を撤回することができる 	N/A	N/A	N/A	N/A
3	Arizona	<ol style="list-style-type: none"> 1 書面での撤回 2 口頭で代理人あるいは医療提供者に知らせる 3 新たな医療指示書を作る 4 代理人を取り消すあるいは不適格にするという明確な目的を例証するその他の行為 	N/A	N/A	N/A	N/A
4	Arkansas	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者の精神的、身体的状態に関係なく、宣言者によって、いつでもいかなる方法でも宣言が取り消される ・撤回は、本人あるいは撤回の証人によって、主治医あるいは医療提供者への伝達によって有効となる ・主治医あるいは医療提供者は撤回を宣言者の医療記録の一部としなければならない 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医と医療提供者は、宣言が発効する際、規定に従って行為しなければならない、あるいは20-17-207の移送規定に従わなければならない（以下、DPAと区別なし） ・故意に患者の移送をしなかった、あるいは終末期・永続的無意識状態の決定を記録しなかった医師や医療従事者は、軽犯罪クラスAで有罪 ・宣言者の同意なく他の宣言を隠したり、取り消したり、損じたり、消し去ったりした者は軽犯罪クラスAで有罪 ・他の宣言を改ざん・偽造したり、行為に撤回したという個人の情報を隠したり差し控えたりした者は、重罪クラスDで有罪 ・医療サービスの保証・受診のための条件として宣言の実行を要求したり禁じたりした者は重罪クラスDで有罪 ・宣言を実行するよう他人を強要したり不正に誘導したりした者は重罪クラスDで有罪 	<p>a) 宣言の撤回を知らない場合、宣言を実行したことによって、刑事・民事責任を課されない行為が行われたと宣言されたりすることは無い</p> <p>b) 医師や他の医療提供者は、合理的な医学基準に従って本法のもと行為していれば、刑事・民事責任を課されたり、専門職に相応しくない行為が行われたと宣言されることは無い</p>	<p>本規定に従いたくない主治医あるいは医療提供者は、可及的速やかに、宣言者のケアを他の医師あるいは医療提供者に代わってもらうよう、すべての合理的な段階を講じなければならない</p>
5	California	<ol style="list-style-type: none"> a) 同意能力のある患者は、代理人指名を署名入りの書面によって、あるいは医療提供者の管理者に個人的に伝えることによってのみ、撤回することができる b) 同意能力のある患者は、代理人指名以外、医療事前指示の全部あるいは一部を、いかなるときも撤回の意図を伝えるいかなる方法でも撤回することができる 	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
6	Colorado	LW: 宣言は宣言者が口頭で、あるいは書面で、あるいは以前の宣言書を焼いたり、引きちぎったり、削除したり、消し去ったり、破壊したりすることによって、撤回できる	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・表明された宣言を尊重すること ・医師や専門看護師は宣言に従って行為する ・他人の宣言を隠蔽・破損・損傷・破壊した者は軽犯罪クラス1を犯したことになり、18-1.3-501の規定により罰せられる ・他人の宣言を改ざん・偽造した者は重罪クラス5を犯したことになり、18-1.3-401の規定で罰せられる ・宣言を改ざん・偽造し、その宣言の条項が実行され、その結果、偽りの宣言による死を招いた場合、その人は、重罪クラス2を犯したことになり、18-1.3-401の規定によって罰せられる ・他人の宣言の撤回に関する情報を故意に差し控えた者は、軽犯罪クラス1を犯したことになり、18-1.3-501の規定によって罰せられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言に従って生命維持治療を中止・差し控える承認に署名する医師は、民事・刑事的責任を問われたり、資格の法的制裁を課されたりすることはない ・病院や人、専門看護師も同様 	宣言の内容に従うのを拒否する主治医あるいは専門看護師は、宣言の内容に従う他の医師、専門看護師に、宣言者のケアを代わってもらわなければならない
7	Connecticut	LWの撤回 <ul style="list-style-type: none"> ・宣言者の精神・身体状態に関係なく、宣言者によっていつでもいかなる方法でも撤回できる 医療代理人指名の撤回 <ul style="list-style-type: none"> ・宣言者本人によって、書面でのみ撤回される。書面は、宣言者と証人2人によって署名されていること 	N/A	N/A	N/A	N/A
8	Delaware	a) 精神的判断能力がある個人は、医療の事前指示書のすべて、あるいは一部を取り消すことができる 1) 署名された書面によって、あるいは 2) 2人の判断能力のある人、そのうち一人は医療提供者の前で、取り消すという意図を伝えるあらゆる方法で b) 書面でない取り消しは、両証人によって書面で残され、署名され、日付を入れられなければならない。この記録は診療録の一部として作られなければならない	N/A	N/A	N/A	N/A
9	District of Columbia	(a) 宣言の撤回は宣言者の精神的状態に関係なく、宣言者本人あるいは宣言者の指示で行う人によって、次に挙げた方法により取り消される。 (1) 宣言者あるいは宣言者の前で宣言者の指示で行う人によって宣言書を消し去ったり、焼いたり、引き裂いたり、破壊したり、破損することによる (2) 宣言者あるいは宣言者の指示で行う人によって署名され日付が明記された撤回の書面による。前述の撤回は、宣言者あるいは宣言者の代理人によって、主治医への伝達次第有効となる。主治医は、患者の医療記録に取消しの書面を受け取った時間と日付を記録しなければならない。もしくは、 (3) そうした表示が行われたと承認する書面に署名し、日付を明記する18歳以上の証人の面前で、取り消す意図を口頭で表明することによる。いかなる口頭の取消しも宣言者あるいは宣言者の代理人によって、主治医への伝達次第有効となる。主治医は、患者の医療記録に取消しの知らせを受けた際の時間、日付、場所を記録しなければならない	N/A	N/A	本章の規定に従い、事前指示に従って生命維持装置の差し控え、中止を行ったものは、民事的、刑事的責任に問われることは無い	適格患者の宣言に従えない主治医は、近親者など責任ある人物の指示に従い、患者の宣言の内容に従う他の医師に宣言者のケアを代わってもらわなければならない。この場合の移送は遺棄とならない。主治医が宣言に従えない場合、適格患者の移送を速やかに行わなければならない[3-2926 [repealed]]により、反職業的行為とする
10	Florida	765.104 訂正および撤回 (1) 決定能力のある本人は、いかなるときも事前指示もしくは代諾者の指定を訂正あるいは撤回することができる (a) 署名され、日付の入られた書面によって、 (b) 本人により、あるいは本人の指示により本人の前で他人により事前指示の物理的撤回もしくは破壊によって、 (c) 訂正あるいは撤回の意図を伝える口頭表現によって、 (d) 新たな医療指示書を作る	文章により終期が述べられていない場合、本人が撤回するまで有効である	事前指示の執行もしくは撤回を治療や入院の条件とする医療提供者もしくは医療施設は免許剥奪と懲戒の対象になると共に、最高1000ドルの罰金が科せられる	20参照	21参照

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
11	Georgia	医療の事前指示の撤回は宣言者の精神的状態や精神的責任能力に関係なく、宣言者本人によっていつでも次に挙げたいずれかの方法により撤回できる: (1) 新たな医療指示書を作る (2) 宣言者あるいは宣言者の前で宣言者の指示で行う人によって宣言書を消し去ったり、焼いたり、引き裂いたり、破壊することによる (3) 宣言者あるいは宣言者の指示で行う人によって署名され日付が明記された医療に関する事前指示書の撤回の意思を明確に示した書面による (4) 口頭もしくは他の手段で医療事前指示の撤回表明を18歳以上の証人の立会いのもと行い、その者がそれを30日以内に書面にて日付と署名をもって表した場合	・記入済みの書類の内容を定期的に見直すこと ・希望が変わった場合は新しい医療の事前指示を作成すること ・終期が述べられていない場合、本人が署名してから本人の死まで有効とする	N/A	*医療代理人の指示に従い行動する医療提供者は、たとえそれが宣言者の死や外傷に至ったとしても、民事、刑事責任に問われない。*医療代理人の指示に従うことを怠ったとしても、その事実を迅速に代理人に報告することで、医療提供者は、民事、刑事責任を問われない。医療従事者は良心に従い、本章に規定の行動を行った為、それが生命維持処置の差し控え、停止に至ったとしても、民事、刑事責任は問われない	事前指示を拒否または怠った場合、それが良心に基づく行為である場合、責任に問われない。医療提供者の行為が、医療代理人の支持や決定に反するものであっても、それが良心に基づき、適切な医療の水準を満たすものであり、患者を他の医療提供者に移動することに協力した場合、責任に問われない。この場合医療代理人にこの事実を迅速に報告すること。医療代理人は患者の他の医療機関への移動を手配する責任がある。移動を待つ間、指示を拒否する医療提供者は、適切な診察と医療の提供を続けなければならない
12	Hawaii	代理人の任命撤回は、書面又は口頭によって医療提供者に報告することによってのみ可能 (b)事前指示の一部もしくは全部を、医療代理人の任命以外は、その意思をいかなる方法によって伝達することで撤回できる (c) 医療提供者、医療代理人、後見人、代諾者は、本人による撤回の報告を受けた場合、即その旨を本人がかかりつけの医療提供者と医療機関に連絡すること (d) 特別な制定もしくは医療代理権に指定が無い場合、離婚や法的な別居は、元配偶者の医療代理権は撤回される (e) 最新の医療事前指示と、以前のものに矛盾があった場合、最新のものが優先される	N/A	医療提供者、施設は患者の指示、又はその医療代理人の指示に従わなければならない。 "Shall comply with...."	20参照	21参照
13	Idaho	いかなる時にも次に挙げられた方法により撤回できる 1)作成者、あるいは作成者の前で、作成者の指示により意図的に宣言書を削除したり、消し去ったり、焼いたり、引きちぎったり、いかなる方法により破壊することによって、撤回できる 3) 作成者により署名された書面での撤回 4) 作成者により口頭での撤回 ・LWの作成者が医療提供者に撤回の報告をすること	・署名された日から有効 ・有効期限は特に規定されていない	N/A	N/A	N/A
14	Illinois	宣言者の心身状態にかかわらず、以下の方法で宣言の撤回を行うことが出来る (1) 破く、焼くなどの手段で宣言書を破壊することで、撤回の意思表示をする (2) 本人もしくは本人の指示に従い、撤回を書面で表し日付を加えて署名する (3) 18歳以上の証人の立会いの下で、口頭もしくは他の手段で撤回の意思表示をする。証人は確認の署名を日付入りで行うこと	N/A	本章の規定に沿って作成された宣言の報告があった場合、医師は患者が末期と判断した時点で、その状況記録を提供することに努めなければならない。本章の規定に従わない医師は、民事責任に問われる	本章の規定にそって作成された事前指示に従い、患者の生命維持の差し控え、停止に関する医師は、民事、刑事的罪に問われることは無い	医師が指示に従うことを拒否する場合、従うことのできる医師に移動することは患者の責任である。もしそれが可能でない場合は、医師は次の優先順位に他の者にその移動の手配を依頼する (1)手配を患者本人によって依頼された者 (2)患者の後見人で法廷の指示を必要としない者 (3)患者の家族
15	Indiana	(a) A living will declaration もしくは life prolonging procedures will 宣言は宣言者によっていつでも撤回することができる (1) 署名と日付の記入による書面での撤回(2) 宣言者、もしくはその立会いの中、指名された代行者による宣言の破壊(3) 口頭による撤回希望の表現 (b) 撤回は担当医にその旨を伝達した時点で有効となる (c) 撤回を知らずに、撤回の指示に従わなかった者は民事的、刑事的責任に問われることは無い (d) 延命処置宣言の撤回は、延命処置の差し控え、中止の希望の証拠とはみなされない	N/A	N/A	N/A	医師は、適格患者から延命装置の差し控え、中止をすることを拒否する場合、その患者を、その事前指示宣言や、延命装置指示宣言に従うことの出来る医師に移動させること。正しいかの場合を除く (1)医師が、宣言が無効であり、患者本人もその指示に従ってもらうことを望まないことと証拠付けられる場合。かつ、 (2)有効性を患者本人が確認できない場合 (f)適切な調査、努力の末、患者の宣言を尊重できるほかの医師が見つからなかった場合、医師は延命装置の差し控え、中止を行うことが出来る (g)医師が宣言の有効性を疑い患者の移動を行わない場合、医師は以下のものに相談して、宣言の有効性を判断すべきである (1)すでに任命されている場合は、患者の後見人(2)医療決定の依頼を患者によって書面にて指名された者(3)患者の配偶者(4)患者の成人した子供。もし複数いる場合はその大多数の意見(5)患者の親(6)患者の成人した兄弟。複数いる場合はその大多数の意見(7)患者の宗教聖職者、または患者の意思をよく理解している者

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
16	Iowa	<p>・宣言者の精神的、身体的状態に関係なく、宣言者によって、いつでもいかなる方法でも宣言が取り消される</p> <p>・撤回は、本人あるいは撤回の証人によって、主治医あるいは医療提供者への伝達によって有効となる</p> <p>・主治医あるいは医療提供者は撤回を宣言者の医療記録の一部としなければならない</p>	N/A	<p>医療提供者または医療機関は事前意思に関する法律に従わなければならない。</p> <p>医療提供者、または医療機関はスタッフ及び地域において医療に関する事前意思に関する教育を行う事。故意に事前指示宣言を隠したり、差し控えたり、破棄した者、又は延命処置の差し控えや停止を目的として、事前指示を改ざんした者は、罰せられる</p>	<p>本章の宣言に従って患者から医療の差し控え・中止を行ったとしても、それによって医師や医療施設が民事的、刑事的責任に問われることはない</p>	<p>医療事前指示の宣言に従うことを拒否する医師は、他の医師への患者の担当移行を努める事。医療提供者が組織ポリシーによってこの法律に示される宣言または病院外での蘇生禁止指示に従えない場合は、これらが可能な他の医療機関への患者の移転に努める事</p>
17	Kansas	<p>宣言の撤回:(a) 宣言は宣言者によっていつでも以下の方法で撤回することができる:</p> <p>(1) 消し去る/焼く/破る、その他取り消す意図を以て破壊/外観を損なう;</p> <p>(2) 宣言者または宣言者の指示で行う人による署名と日付の入った撤回書;または、</p> <p>(3) 証人の前で宣言者が口頭で撤回の意図を表明し、その旨を日付と証人の署名と共に書面にする。口頭での撤回は、主治医に上記書面を主治医が受け取った時点で有効となる</p>	N/A	<p>(b) 故意に他人の宣言を隠す/取り消す/外観を損なう/消し去る/損傷した者、本人の意思に反して生命維持治療の差し控え/中止が行われるよう企図した者、およびそれにより生命維持治療が差し控え/中止され死期が早まった場合、レベル7の重罪で有罪とする</p> <p>(c) 宣言の改ざん/隠蔽、または宣言撤回を個人的に知っていたにも関わらずそれを故意に隠したり与えた場合も同様</p>	<p>(b) 撤回を知らずに行われた人が刑事/民事責任に問われてはならない</p>	<p>(a) 本法に準じた適格患者の宣言に従うことを拒否する主治医は、他の医師に患者を移さなければならない。適格患者の宣言に従わず、なおかつ転医のしない主治医は、K.S.A. 65-2837およびその修正条項に定められたプロにふさわしくない振る舞いを行ったとみなす</p>
18	Kentucky	<p>(1) KRS 311.6231に準じて作成された事前指示は、以下の方法で撤回可能:</p> <p>(a) 本人による日付・署名のある、撤回宣言の書面;(b) 2人の成人、うち1人は医療者の面前での、決定能力のある本人による口頭での撤回の意思表示;(c) 本人による事前指示書の破棄、または本人指示による本人の面前での他の人による破棄。</p> <p>(2) 決定能力のある本人による口頭での事前指示撤回表明は、それ以前の書面での事前指示に優先する</p> <p>(3) 本sectionに従い行われた撤回は直ちに有効となる。主治医/医療施設は、撤回通知を受け取るまでは撤回に従った治療実施を求められてはならない。撤回通知を受け取ったら、主治医/医療施設は本人のカルテに、受領した時間・日付・場所を記録しなければならない。事前指示撤回を知らず、良心に従って行われたあらゆる医師/医療施設は法的責任を負わない</p> <p>(4) KRS 311.6231による代理人指名は、決定能力のある本人によりいつでも権限の全部あるいは一部を縮小/制限できる。新たな指名は、全部/一部撤回が明確に無効とされていない限りその前の指名を撤回する</p>	N/A	N/A	N/A	N/A
19	Louisiana	<p>宣言者の精神状態あるいは判断能力にかかわらず、以下のいずれの方法でいつでも宣言は取り消せる:</p> <p>(1) 宣言者の指示で、宣言者の目の前で、宣言者本人または誰かによって破壊、焼く等々</p> <p>(2) 宣言者の署名と日付入りの、撤回意思が表明された書面。主治医はカルテに、撤回書面が通知された日時を記録</p> <p>(3) 宣言者からの、口頭または非言語的表明による撤回意思。このセクションで列挙されているあらゆる方法での撤回は、主治医とのコミュニケーションにおいて有効とされなければならない(口頭・非言語の場合)。主治医は撤回の通知を受け取った日時をカルテに記録するものとする。</p> <p>州務長官局の宣言書は撤回通知書によって撤回。州務長官は局が撤回通知を受け取った日時を記録。宣言に通知が記されるまでは、あらゆる医師または医療機関は宣言の効力にのっとり誠実に対応する</p>	N/A	<p>他人の宣言やDNRプレスレットを隠す、改ざん、等で損なった場合は民事上の責任を負う</p> <p>本人意思に反した生命維持治療の差し控え・中止を偽造した場合は、州法にのっとり即刻起訴する</p>	<p>宣言またはDNRプレスレットを着用している適格患者の生命維持治療の差し控えまたは中止によって、医療施設、医師、医師の指示下で動いた人は刑事あるいは民事的な罪に問われたり、専門職としてあるまじき行為であったとみなされてはならない</p> <p>宣言またはDNRプレスレットにしたがって生命維持治療の差し控え・中止を行う権限のある医師の指示の下で行ったあらゆる人、医療施設、医師、その他の人は、刑事あるいは民事的な罪に問われてはならない</p> <p>DNRプレスレットを着用した適格患者の生命維持治療を差し控え・中止した救急救命士は、民事・刑事的な罪に問われてはならない</p> <p>DNRプレスレットを着用していない適格患者に延命措置を施した救急救命士は、罪に問われてはならない</p>	<p>宣言を拒否する場合は、他の医師へ紹介する努力をしなければならない</p> <p>もし医療者の方針が宣言と合致しない場合は、宣言が有効となるようなところへ患者を紹介するよう尽力すべきである</p>
20	Maine	<p>法的能力のある個人は、署名入りの書面あるいは個人的に管理監督医療従事者へ伝えるだけで、代理人指名を無効にすることができる</p> <p>法的能力のある個人は、代理人の指名以外、いつでもいかなる方法でも撤回の意図を伝えることで、医療の事前指示の全部/一部を撤回できる</p>	<p>以前に作成された医療の事前指示との不一致がある場合は、不一致の及ぶ範囲において以前の指示を撤回する</p>	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
21	Maryland	事前指示は、宣言者によって、署名・日付入りの書面／電子文書、あるいは物理的な破棄、医療者への口頭での指示、新たな事前指示をすること、によって、いつでも撤回することができる 宣言者が医療者に口頭指示にて撤回を伝えた場合、医療者と証人はカルテにその旨を記載しなければならない 宣言者の責務として、合理的に可能な範囲で、事前指示の写しを渡した全ての人に撤回を通知しなければならない	N/A	N/A	N/A	N/A
22	Massachusetts	本人は、代理人／医療従事者に書面あるいは口頭で通知することによって、または、委任状を撤回する意図を証言することで、医療委任状を撤回することができる 医療委任状は次の場合も撤回されなければならない： (i) 本人が次の医療委任状を作成した場合、あるいは(ii) 医療委任状の下で配偶者が代理人である場合、本人と配偶者が、離婚あるいは法律に基づく別居状態となった場合	N/A	N/A	N/A	N/A
23	Michigan	7. 患者は自分自身のPADをいつでも、撤回の意図を伝えるいかなる方法によってでも、撤回することができる 8. 患者は精神科治療の決定の権限についてのPAD撤回権を放棄できる。放棄した場合、治療の撤回能力は、撤回の意図が伝えられた30日後まで認められない 9. patient advocateはPADの受領について、いつでも、何らかの方法でその意図を伝えることで、撤回できる (d) PADの患者による撤回。section5515に則り、例えば患者が治療決定に参加できない場合であっても、どのような方法でも撤回の意図を伝えることで、患者はいつでもPADを撤回することができる。もし、患者の撤回の意図について論争となった場合は、裁判所が患者のPAD撤回の意図について決定することができる。もし撤回が書面でなかった場合、PAD撤回の証人が、撤回の状況についての書面を作成し、それに署名し、可能であればpatient advocateに通知する。医師／精神保健専門家／医療機関がPAD撤回を知らされたら、それをカルテに記録し、ベッドサイドチャートにも記載し、patient advocateに通知しなければならない 他にも規定あり(1) 宣言者／patient advocateは、いつでも、いかなる方法でDNR指示を撤回したい意図を伝えても、撤回することができる。撤回が書面でなかった場合、撤回に気付いた者は、撤回の状況を書いた書面を作成し、それに署名しなければならない。撤回の際に、宣言者／主治医または主治医から権限委譲された者は、DNR指示書を破壊し、もし宣言者がDNRプレスレットを装着している場合はそれを外さなければならない	N/A	N/A	本法に従って宣言者への蘇生処置を差し控えた者または組織は、刑事／民事責任に問われない 以下の双方について、人または組織は刑事／民事責任に問われない： (a) DNR指示をしている者に対して、その事実を知らずに蘇生処置を施した場合 (b) DNR指示を撤回していることを知らずに、蘇生処置を施さなかった場合	N/A
24	Minnesota	宣言者の心身の状態にかかわらず、いつでも、どのような方法でも本人による撤回が可能。医療従事者に伝えた時点で撤回は有効となり、医療従事者はそれを医療記録に残さなくてはならない	N/A	医療従事者はLWIに可能な限り従わなくてはならない 以下の者は軽犯罪：宣言者の同意なくLWを意図的に隠匿・中断・毀損・消した者、撤回の意思を意図的に隠匿・差し控えた者、LWや撤回を改ざん・偽造した者、強制やだましてLWを出させた者、保険加入やその受け取りにおいてLWを出すことを強制または禁止した者 以下の者は重罪：上記の軽犯罪によって身体上の危害が発生した場合には、重罪とする	N/A	患者に同意能力がある場合：拒否することを本人に告げる。この場合、医療従事者には他施設に本人を移送する義務は負わない 患者に同意能力がない場合：可能な限り移送できる施設を探さなくてはならない
25	Mississippi	サイン入りの書面または主治医への個人的な伝達(informing)	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
26	Missouri	本人による撤回が可能。いつでも、どのような方法でもよい。精神的状態も身体的状態についても考慮する必要なし。撤回は医療記録に残す	N/A	N/A	N/A	N/A
27	Montana	本人による撤回が可能。いつでも、どのような方法でもよい。精神的状態も身体的状態についても考慮する必要なし。撤回は主治医や担当高度開業看護師 (advanced practice registered nurse) や他の医療従事者との意思疎通の上で有効となる(意思疎通がない場合には無効)。撤回は医療記録に残す	N/A	N/A	N/A	N/A
28	Nebraska	本人が同意能力があるうちであれば、どのようなやり方でも、いつでも撤回可能	N/A	N/A	N/A	N/A
29	Nevada	DPAについては記載なし 治療の中止と差し控えに関しては、当人の心身の状態のいかんにかかわらず、いつ、どのような方法でも撤回が可能	N/A	N/A	N/A	N/A
30	New Hampshire	書面の場合は日付と署名入り、口頭の場合は2人以上の証人の前で	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
31	New Jersey	LWの宣言者は、事前指示(及び代理指示、実行指示)を次に掲げる方法によって撤回することができる (1)口頭、または書面による通達を、ヘルスケア提供者、医師、看護師、もしくは他のヘルスケア専門職、信頼できる人物に、撤回する旨を伝えておくこと (2)本法第4節が定めるところにより、代理指示や、治療指示や実行指示を履行すること	N/A	N/A	N/A	N/A
32	New Mexico	・署名された書面もしくはヘルスケア提供者への個人的な通知により、代理人指名を撤回することができる。署名できない場合には、2人の証人の署名が必要 ・いつ、どのような形においても、事前指示書に関しては代理人指名の箇所以外は、撤回が可能	新規の事前指示の内容が有効となる	終末期決定、ANH、鎮痛、臓器提供、についてそれぞれオプションを意思表示、それに代理人が従う	一般的に受け入れられているヘルスケア基準に衷心から従っているヘルスケア提供者は、事前指示に従うことに関して、刑法・民法上の責務を負うことはない	N/A
33	New York	・医療代理人の撤回は、書面、もしくは口頭により可能	N/A	N/A	N/A	ヘルスケア提供者は、当該治療を提供しても宣言者が死ぬということが分かっていたとしても、代理人が望む場合は、治療の提供、及び、転院を阻害してはならない
34	North Carolina	書面での撤回、または口頭で代理人あるいは医療提供者に知らせる	N/A	N/A	N/A	N/A
35	North Dakota	a)指名された代理人は、いつでも指名を解除し、もって指示書の撤回を行うことができる b)書面や口頭やその他の有効な方法により、指示書の撤回が可能。報告を受けた者はすぐに代理人や主治医に連絡	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
36	Ohio	いつ、どのような方法でも撤回できる。ただし、主治医が事前指示に気づいている場合には証人やケア提供者とのコミュニケーションを図りながら撤回を認めていくのが望ましい	LWIについてはなし。DPAについては宣言者のオプションナル	LWIは、患者が入院前、入院中にサインしたフォームから優先されて取り扱われる	職務上の違反を除き、刑法・民法上の罪に問われることはない	不当な医療的決定の遅れを生じさせないためにも、他の医療機関に患者を転院させることを検討。転院までは、LWIに反してANHなどの措置を提供することができる
37	Oklahoma	事前指示はその一部でも全てでも、いつ、いかなる方法でも撤回することができる。それは宣言者の精神的・身体的状態によらない	N/A	意思決定に関する患者と医療者の信頼関係を基礎とするため、LWIには強い法的拘束力が働く	本法の手続きに従う限り、医師や医療者が民事的・刑事的責任に問われることはない	患者—医師関係、患者—医療者関係を重視するため、LWそのものを拒否することは出来ない。本法に従うことのできる他の医療者に決定を移譲する
38	Oregon	いつでも撤回可能。代理人および医療提供者に撤回の旨を伝える	本人が事前指示の有効期限を定めないうちがぎり期限はない。有効期限を定めている場合でも、その期日になる前に医療に関する指示を与えることができなくなった場合には、本人が再び指示を与えることができるようになるまで期限が切れないものとする	N/A	N/A	N/A
39	Pennsylvania	・本人の精神状態または身体的状態の如何にかかわらず、本人はいつでもどのような方法によってもリビング・ウィルを撤回できる。撤回の際には、本人または証人が主治医等の医療提供者にその旨知らせる（医療代理権の撤回規定：健全な精神状態にある場合には、本人は書面により、あるいは主治医や医療提供者、医療代理人に知らせることにより医療代理権を撤回できる。）	・リビング・ウィルに期限を明記していない場合には、本人によって撤回されるまで有効である ・医療代理権に期限が明記されていない場合には、本人または本人の後見人によって撤回されるまで有効である	リビング・ウィルが有効な場合には、主治医および医療提供者はその規定に従うこと。または（拒否する場合には）代替の医師を見つけること	N/A	N/A
40	Rhode Island	代理人の有する医療代理権を撤回する権利があり、代理人や医師、病院、医療提供者に口頭または書面で行う	期間を定めないうちがぎり、撤回するまで医療代理権は有効となる	・医師または医療提供者は、指示書の写しを医療記録に残すこと ・主治医が患者の妊娠を知っており、生命維持治療の継続によって生児出産まで胎児が成長する可能性が高いときには、この宣言に依る効力もない ・患者の宣言(declaration)に従うことを拒否する医師が、他の医師に代わらなかつた場合、職務規定違反(unprofessional conduct)となる ・終末期の病態にあるとの判断を記録しなかつた医師は、職務規定違反(unprofessional conduct)となる ・宣言に関して故意に隠匿したり、同意書を破棄した者、撤回を偽造した者等は、6か月以上1年未満の禁錮刑または2,000ドル以上5,000ドル未満の罰金刑とする ・生命維持治療の差し控えまたは中止を意図して宣言を偽造した者、撤回の連絡を故意に隠した者は1年以上5年未満の禁錮刑または5,000ドル以上10,000ドル未満の罰金刑とする ・これに加え、上記の違反を犯した者は民事的責任に問われる	・生命維持治療の差し控えまたは中止を行った医師、医師の指示のもとに生命維持治療の差し控えまたは中止を行った者、生命維持治療の差し控えまたは中止が行われた医療施設の所有者または経営者、医師の指示に従って生命維持治療の差し控えまたは中止を行った救急医療施設のスタッフ、事前指示に従って行動した救急医療施設のスタッフ、生命維持治療の事前指示の撤回に従って生命維持治療を実施した救急医療施設のスタッフには、民事および刑事的責任は問わず、職務規定違反に問うこともない	・主治医や医療提供者が、患者のリビング・ウィル(declaration)に従うのを拒否する場合には、他の医師に代わらなければならない ・患者の宣言(declaration)に従うことを拒否する医師が、他の医師に代わらなかつた場合、職務規定違反(unprofessional conduct)となる

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
41	South Carolina	<ul style="list-style-type: none"> 以下、代理権について ・代理人または医療提供者に口頭または書面により伝えることで、この書面を撤回でき、代理権を終わらせることができる 以下、リビング・ウィルについて ・以下の場合にリビング・ウィルの宣言は撤回される。ただし、主治医にその旨連絡されるまでこの撤回は有効とされない 本人が、本人の前で本人の指示によって他の者が破棄する。本人が書面に署名する。本人が口頭により撤回する。他の者が口頭により主治医にその旨連絡する場合には、医師との会話による撤回は本人の身体的または精神的状態のため不可能であり、他の者による口頭の撤回が妥当な期間内に本人の前で行われる場合にかぎる。本人が宣言を撤回する代理人を指定していた場合には、その代理人は口頭または書面により撤回できる。代理人は、本人が自分で撤回できない場合にかぎり、撤回できる。代理人は撤回を一時的なものとすることができる。本人がのちに別の宣言を作成することにより撤回できる 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言の偽造、撤回の隠匿や破棄によって治療の差し控えや中止が行われた結果、本人が死亡した場合には、州の刑法により起訴される 	<p>患者の病態が終末期にあるか、永続的無意識状態であると判断した医師が、単にその判断によって法に問われることはない。患者から生命維持治療を差し控えたり中止したりすることに関わった者は、生命維持治療の差し控えまたは中止という理由で刑法または民法違反に問われることはない</p>	<p>生命維持治療差し控えまたは中止の指示に従わない医師または医療施設は、その指示に従う医師または医療施設を見つけるためにしかるべき措置を講じること。それを行わなかった場合には職務規定違反 (unprofessional conduct) に問われる</p>
42	South Dakota	<ul style="list-style-type: none"> ・担当医および医療提供者に連絡することでいつでも撤回できる ・宣言者の身体的および精神的状態に無関係に撤回可能 ・書面で代理権を行使した本人が死亡したり、障害を負ったり判断能力がなくなったりしても、代理人等はその事実が知らされていない場合には代理権は撤回されない ・宣誓供述書に、代理人が代理権に従って行動した時点では本人の死亡、障害、能力欠如によって代理権が撤回されているということを知らない旨が記されていれば、代理権が撤回されていないという決定的な証拠となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤回されるまで有効 ・期限を記載していない場合には、時間を経過しても代理権は失われぬ 	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者が終末期状態にあると判断された場合には、宣言について連絡を受けている主治医が、終末期状態にあるとの判断と宣言書の内容について医療記録に記録すること ・患者の苦痛を緩和するため、快適性や衛生、人間としての尊厳を提供するための治療を提供することは、医療提供者の責務であることに変わりはない 	<p>医療提供者は、宣言を有効にする、撤回の事実を把握していない、終末期状態にあるか否かを判断する、宣言を拒否することに対して、民事または刑事的責任に問われず、職務規定違反に問われることもない</p>	<p>医療提供者が生命維持治療の差し控え・中止を拒否する場合には、代わりの医師や医療提供者を見つけ、患者を転院させるためにしかるべき措置を講じなければならない</p>
43	Tennessee	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者の精神状態または判断能力の如何にかかわらず、宣言者が主治医等の医療提供者に連絡することによっていつでも宣言書を撤回できる。それには以下の二通りの方法がある(1)書面による。この場合、証言者の署名が必要(2)宣言者が主治医に口頭で伝える。この場合、主治医は宣言者の医療記録にその旨残すこと ・判断能力のある者は、書面に署名または監督権のある医療提供者に伝えることで代理人の任命を撤回できる。判断能力のある者はいつでもいかなる方法によっても、代理人の任命を除き、事前指示のすべてまたは一部を撤回できる。無効判決、離婚または法定別居が行われた場合、代理人としての配偶者の任命は撤回される 	<p>宣言書は撤回されるまで有効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者またはその代理人には、リビング・ウィルまたは宣言書の写しを主治医または医療提供者に提出する責務がある ・リビング・ウィルを受け取った主治医は、それを医療記録として残すこと ・宣言者の同意なしに、故意に宣言書や別の撤回書を隠匿、撤回、汚損、破損、損傷させたり偽造した場合には、民事および刑事的責任に問われ、C級軽罪で訴追される。医療提供者の場合にはさらに管理責任および職務規定違反に問われる 	<p>本章の要件に従って患者から医療の差し控え・中止を行ったとしても、それによって医師や医療施設が民事的責任に問われることはない。医師の指示のもとに、本章に従って医療の差し控え・中止を行ったとしても、医療提供者が民事的責任に問われることはない。医師の指示のもとに、本章に従って医療の差し控え・中止を行ったとしても、医師や医療提供者は職務規定違反の罪に問われることはない</p>	<p>・医師等医療従事者がその良心に照らしてリビング・ウィルに従うのを拒否する場合には、宣言者にその旨伝えること。宣言者が判断能力に欠けている場合には、最近親者または法定後見人に伝えること。また、任意ではあるが、宣言に従う別の医師に患者を代わってもらうよう最大限の努力を払うこと。医療提供者が上記の手順に従わなかった場合には、民事的責任および職務規定違反に問われ、免許の取消または停止になる場合がある。医療提供者が、患者が転院するまでの一時的な間に医療を提供しても、民事的責任に問われることはない</p>
44	Texas	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者の精神状態や判断能力とは無関係にいつでも宣言を撤回できる ・宣言者または宣言者の前で他の者が宣言書を削除、汚損、破棄、焼却、切断等することにより撤回できる ・宣言者が書面の撤回書に署名・日付を記入することにより撤回できる ・宣言者が口頭で撤回の意志を表明することにより撤回できる ・書面による撤回の場合、宣言者または宣言者の代わりに者が担当医に撤回を知らせるか、撤回書を郵送してはじめて有効となる。担当医またはその代わりに指名された者は、患者の医療記録に医師が撤回書を受け取った日時を記載し、事前指示書の写しの全ページにそれぞれ“VOID(無効)”と記載する ・口頭による撤回の場合、宣言者または宣言者の代わりに者が担当医に撤回を知らせることによって有効となる。担当医またはその代わりに指名された者は、患者の医療記録に撤回の日時/場所を記載する。医師が撤回の知らせを受け取った日時および場所が異なる場合にはそれも記載。担当医または代わりに指名された者は、事前指示書の写しの全ページに“VOID(無効)”と記載する 	<p>・事前指示は撤回されるまで有効</p>	N/A	N/A	N/A
45	Utah	<p>書面、サイン・日付、証人必要</p>	<p>撤回の仕方が4通り宣言書内に記載されている: 書面の破棄 / 撤回書にサイン / 口頭 / 新しい宣言書</p>	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
46	Vermont	新規のADは前のものを更新する。撤回は次のことによって確定される 1)Capacityのある本人がADの一部もしくは全部を撤回するという旨の文書に署名。2)本人が個人的に主治医に撤回の旨を告げ、医師がそれをカルテに記録する。3)9707(h)に記載外の場合は、本人はADの一部もしくは全部をCapacityがあるかにかかわらず、口頭、文書、または他の方法で撤回意思を表現することによって、撤回することが出来る	N/A	医療提供者、医療看護施設、養護施設は有効なAD(事前指示)の存在を知る限り、ADにしたがって本人の意向に従わなければならない。ただし、本人の指示とADが明らかに矛盾している場合や、本人もしくはADの指示に従うことで医療提供者が法を犯すことになる場合、職業免許の規定に反する場合、または倫理的な矛盾がある場合を除く。ADの存在を知りながらADに従わなかった場合、または本人、Agent(医療代理人)、Guardian(後見人)の指示に従わなかった場合は、懲戒の対象となりうる	20参照	21 参照
47	Virginia	A. 事前指示は、撤回の意味とそれが及ぼす影響を理解する能力のある宣言者により、以下の方法によっていつでも撤回することができる (i) 署名と日付によって (ii) 宣言者本人または他者が宣言者の前で指示に従って、物理的に取り消すまたは破壊することによって (iii) 撤回の意図を口頭で伝えることによって部分的な撤回も可能 代理人指名の撤回があった場合、続く医療の決定は本articleの規定に則りなされなければならない 主治医に伝えられた時点から撤回は有効となる 撤回を知らずに行為したことで刑事あるいは民事責任を問われてはならない B. 事前指示登録所の登録は抹消されなければならない。しかし、Aを満たしていれば、登録抹消をし忘れても、事前指示の撤回を無効とするものではない	N/A	N/A	N/A	N/A
48	Washington	事前指示の破棄、撤回書、口頭での撤回、保健省に登録されている場合はオンラインで破棄、により撤回できる	記載なし	自己決定能力を失った時点から、家族の、もしくは主治医が最終決定を下すのを拒否してはいけない	ヘルスケア提供者は自然死法で定められる患者から、良心から生命維持治療について差し控えたり中止したりした場合、それが良心からであって怠慢ではない限り、民事的、刑事的、業務上の法的責任に問われることはない	LWを実行に移すにあたって、ヘルスケア提供者がそれに反対して治療のさし控え・中止を実行しなかったとしても、法的に責任を問われることはない
49	West Virginia	・当人によってのみいつでも ・次の方法のうちいずれかによって当人の明確な指示がある場合 1. 当人によって、あるいは、当人の前で当人の指示で誰かによって、破壊されている2. 当人、あるいは、当人の指示で行動する人による署名と日付が明記されている。LWあるいはMPAを書面で撤回する3. 明確な撤回の意図を確認する書面に署名、日付を明記する18歳以上の証人の前で、LWあるいはMPAを撤回するという意図を口頭で表明する ・撤回を知らなかった場合は、撤回しなかったことに対して、刑事・民事的責任を問われない ・最終的な離婚判決の付与によって、医療代理権代理人あるいは相続代理人として行為する、以前の配偶者の指名が自動的に撤回されることとする	N/A	N/A	N/A	N/A

番号	州	11 事前指示の撤回規定	12 事前指示の有効期限・定期的な更新規定	13 LWの法的拘束力・効力	14 LWの免責規定	15 LWを医療従事者が拒否する場合の規定
50	Wisconsin	<ul style="list-style-type: none"> 宣言書は次の方法により宣言者がいつでも撤回できる。a. 宣言者または宣言者によって指示された者が宣言者の前で、宣言書を削除、汚損、破棄、焼却、切断するb. 宣言者が撤回の意思、署名、日付を記載した書面による撤回書を作成c. 宣言者または宣言者の代わりに者が、主治医に撤回の意思を口頭で表明するd. 新たな宣言を実施 主治医は患者の医療記録に撤回の日時、場所を記録すること。撤回の知らせを受けた日時、場所が異なる場合にはこれも記録すること 医療代理権を変更したい場合には、破棄する、他の者に本人の前で破棄するよう指示する。署名日付入りの撤回書を作成する。証人2名の前でこの書面に「撤回」と記載することによって本書面をいつでも撤回できる。撤回を行ったら代理人、医療提供者およびこの写しを提供した者すべてに知らせること。代理人が配偶者または同棲相手であり、本書面に署名後、離婚または同棲を解消した場合は無効となる 証人2人の前で口頭で撤回の意思を示すことによってでも撤回できる 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 宣言者は、主治医に宣言書について知らせる義務がある。知らせを受けた主治医は、宣言書を宣言者の医療記録として扱うこと 医師が、生命維持治療または栄養補給管の差し控え・中止は宣言者に苦痛をもたらす、あるいは苦痛軽減措置によっても改善できないと判断した場合を除き、患者の指示に従わなければならない。患者の指示が生命維持治療または栄養補給管の提供である場合には、この指示に従うこと 判断能力のある適格患者の希望は、常に宣言より優先される。 宣言者の同意なく故意に宣言書を隠匿、削除、汚損、破棄または損傷した者は、500ドル以下の罰金もしくは30日以下の懲役または両刑に処せられる 宣言者の希望に反して、生命維持治療もしくは栄養補給管の差し控え・中止を意図して、宣言書を偽造もしくは撤回された宣言書を隠匿した者、または撤回の事実を知っていながらそれを隠蔽した者はF級の重罪に問われる 	<ul style="list-style-type: none"> 医師、入院医療施設、医療提供者が、医師の指示のもとに以下の行為を行っても刑事および民事的責任に問われることはない。1. 生命維持治療または栄養補給管の差し控え・中止2. 撤回について知らず、撤回に伴う行為を行わなかった3. 宣言に従わなかった。ただし、医師が適格患者の宣言に従わず、宣言に従う意思のある別の医師に患者を移すよう努めなかった場合には職務規定違反に問われる 良心に従い、宣言の証人として本節に基づき生命維持治療または栄養補給管の差し控え・中止に関わっても、民事的および刑事的責任に問われることはない 	<ul style="list-style-type: none"> 事前指示に従う意思のある別の医師に患者を引き渡すよう努める必要がある。これに違反した場合には、職務規定違反に問われる
51	Wyoming	<ul style="list-style-type: none"> 同意能力のある本人は、署名した書面でのみ、医療代理権代理人の指名を撤回できる また、医療の事前指示の全部あるいは一部について、医療代理権代理人の指名以外は、いかなるときもいかなる方法でも撤回することができる。ただし、口頭による撤回は、撤回後可及的速やかに、本人あるいは撤回の証人によって署名と日付が入れた書面によって文書化されることとする 法令や医療代理権に明記されていない限り、婚姻の無効判決、離婚、結婚生活の解消あるいは合法的別居の命令によって、代理人としての以前の配偶者の指名を撤回する 	N/A	N/A	N/A	N/A

表5 - 4

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
1	Alabama	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言者の同意なしに、他人の医療の事前指示を故意に隠したり、取り消したり、破損したり、取り除いたり、損傷したりする、あるいは、他人の医療の事前指示の取消を偽ったり、偽造したりする者は、A級軽犯罪とする ・宣言者の希望とは反対に、生命維持治療あるいは人工的に提供される栄養・水分の差し控えや中止を引き起こす、そしてそうした行動のために、直接的に生命維持治療あるいは人工的に提供される栄養・水分が差し控えられ中止されたり、死を早める意図がある場合、他人の医療の事前指示を偽ったり、偽造したりする、あるいは故意に医療の事前指示の取消を認知しているのにそれを隠したり、差し控えたりする者は、C級重罪とする 	合理的な医学的根拠に基づき、リビング・ウィル、正式に指名された代諾者の指示に従って指名された代理人によって、生命維持治療あるいは人工的に提供される栄養・水分を患者に提供、あるいは患者からの差し控え、中止に加担した医師、免許を受けた医療従事者、医療施設、他の医療福祉提供者、あるいはそれに関する他の雇用者は、それに関して取消（撤回）するという実際の情報が無い限り、それに関する結果として、刑事もしくは民事上の法的責任を課される、あるいは専門家によらずにふさわしくないまいが行われたと宣言されないこととする
2	Alaska	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・患者とコミュニケーションをとる ・患者の医療記録に事前指示やその撤回を即座に記録しなければならない ・患者が能力を喪失しているか、あるいは回復したか、患者の事前指示や、代理人の決定等に影響を与える他の状況が存在しているかどうか、患者の医療記録にその判断を記録しなければならない ・医療の事前指示に従う ・患者のために医療の決定を行うよう権限を与えられた人によって行われた患者のための医療決定に従う ・故意に法を犯した場合、権利を侵害された個人、個人の財産に対して1万ドルもしくは実際の損害賠償への責任を負う ・個人の医療の事前指示、医療の事前指示の取り消しを、本人の同意なく故意に改ざん・偽造・隠蔽・破損・消去、あるいは事前指示を出したり取り消したりあるいは出さないよう強要する、不正に誘導した場合、1万ドルまたは実際の損害賠償への責任を負う 	<p>本法に従ってDNRもしくは生命維持治療の中止・差し控えが行われた結果死を招いても、自殺や殺人（罪）を構成しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良心に基づき医療情報を提供する ・医療の事前指示に従う ・患者の医療指示に従うことを拒否する ・患者の医療指示に従い、良心に従って指示が有効である、撤回も終了していないと推測する ・指示のもと、心肺蘇生を中止・差し控える ・心肺蘇生や他の生命維持治療の提供に際して、それをもたらすあるいは加担する
3	Arizona	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供者は、患者の代諾者に行われた医療決定に従わなければならない 	<p>医療提供者は、次の場合、刑事・民事責任を科されず、専門職にふさわしくないと宣言もされない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 即座に不本意を伝え他の医療者にケアを代わってもらう場合で、提供者の良心を犯す決定や指示に従わない 2 代諾者とコミュニケーションをとる時間や機会が得られない場合、障害のあるあるいは無能力の患者の代諾者と相談できない 3 患者に関する裁判所の命令に頼る 4 後見人が生命維持治療の中止・差し控えるの権限を含む権限を付与した宣言を含む申し立てである要請に関してsection14-5303のsubsectionBに従わない
4	Arkansas	HCPAIにもとづき指名された代理人は、20-9-602に提示されたいかなる人にも優先される (以下、LWと区別なし) <ul style="list-style-type: none"> ・故意に患者の移送をしなかった、あるいは終末期・永続的無意識状態の決定を記録しなかった医師や医療従事者は、軽犯罪クラスAで有罪 ・宣言者の同意なく他の宣言を隠したり、取り消したり、損じたり、消し去ったりした者は軽犯罪クラスAで有罪 ・他の宣言を改ざん・偽造したり、故意に撤回したという個人の情報を隠したり差し控えたりした者は、重罪クラスDで有罪 ・医療サービスの保証・受診のための条件として宣言の実行を要求したり禁じたりした者は重罪クラスDで有罪 ・宣言を実行するよう他人を強要したり不正に誘導したりした者は重罪クラスDで有罪 	N/A	N/A	N/A	N/A
5	California	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者は ・ADやADの撤回を知った時は、すみやかに医療記録に記録し、書面である場合はコピーを要請しなければならない ・代理人や代諾者に知らせる合理的な努力をしなければならない ・患者の医療指示に従う義務 ・本法を故意に犯した医療従事者・施設は、個人に対して2500ドルもしくは実際の損害額を課される ・個人本人の同意なく個人の医療の事前指示およびその撤回を故意に改ざん・偽造・隠蔽・破損・消去した者、医療の事前指示の授与、撤回あるいは授与しないよう個人を強要したり不正に誘導したりした者は、10000ドルもしくは実際の損害額を課される ・他の書面による事前指示を変えたり偽造したりした者、故意に事前指示の撤回の事実を隠したり差し控えたりした者、患者の希望に反して患者を生き残るのに必要な医療を故意に差し控えたり中止したりした者、それによって、差し控え・中止されるために患者を生かし続けるのに必要な医療を引き起こした、危険にさらされるために患者の死を引き起こした者は、違法な殺人罪で刑事訴追される 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供者は、一般的に認められている医療基準に従って、良心によって行為する場合、民事・刑事上の責任を問われたり、専門職に相応しくない行為が行われたと宣言されたりすることは無い ・代理人もしくは代諾者として行為する人は、刑事・民事上の責任を問われたり、専門職に相応しくない行為が行われたと宣言されたりすることは無い

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
6	Colorado	医療者、医療施設は、良心に従い、本人の希望、事前の医療指示、あるいは事前の医療指示に沿って行為する代理人の決定を尊重し、各指示に従わなければならない	1. 良心に従って本人に代わって医療の決定を行う代理人、代諾者は、民事・刑事責任を問われない 2. 良心に従い、事前の医療指示に従って行為する代理人の医療決定を遵守する医療提供者や医療施設は、民事・刑事責任を問われず、法的制裁を課されたりすることはない	医療提供社あるいは医療施設は、他の医療提供者あるいは医療施設に本人を移さなければならない代理人も同様	N/A	N/A
7	Connecticut	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 患者の代わりに行為するすべての人は、善行原則 (good faith) に基づき行為することとする 快適なケア・疼痛緩和は、すべての事例において提供されることとする 医師は生命維持措置の除去・差し控えについて、医療代理人等に知らせなければならない 書面のリビング・ウィルあるいは医療代理人の指名のコピーを提供された医師あるいは医療提供者は、それを、宣言者の医療記録の一部にすることとする 	<ul style="list-style-type: none"> 次に挙げる項目に合致していれば、医師や医療機関はいかなる民事・刑事訴追も受けない 1. 生命維持装置の取り外し・差し控えの決定が、臨床の通常の基準に従って主治医による最善の医学的判断に基づいている 2. 主治医が患者を終末期にあるとみなしている、もしくは、神経学的判断をする資格のある、患者を検査した医師とのコンサルテーションによって、患者を遷延性植物状態にあるとみなしている 3. 主治医が患者の希望を考慮している
8	Delaware	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 患者のために作られた医療決定を実施する前に、医療提供管理者は、可能な場合、患者とその決定についてコミュニケーションし、その決定について、患者の医療記録に速やかに記録する 患者が無能力あるいは能力を回復している等の決定を行う主治医は、決定を患者の医療記録に速やかに記録する 医療提供者・施設は、①患者の指示に従うこと②本人の指示が無い場合、医療決定をするよう権限を与えられた人によって作られた患者のための医療決定に従うこと 治療維持の差し控え・中止を指示する宣言を作成するよう他人に強要したり、脅したりした者は、500ドル以上1000ドル以下の罰金、30日以上90日以下の懲役刑、もしくは両方に課せられる 他人が治療維持がその人の延命に使われるよう指示したという偽の印象をあたえるよう書面を隠蔽・破壊・偽造・改ざんした者は誰でも、重罪クラスCで有罪 	<ul style="list-style-type: none"> 良心に基づき、標準的医療に従って行為する医療提供者・施設は、民事・刑事責任を問われず、専門職に相応しくない行為が行われたと宣言されることもない ①権限を与えられた人の医療決定に従う ②その人が権限を失っているという信念に基づき医療決定に従わない ③事前指示に従い、指示が有効で撤回も終了もしていないと推測する ④医療決定の存在がわからず、緊急時に生命維持治療を提供する ⑤施設方針の医療判断の合意、良心に反する指示のため、事前の医療指示に従わない
9	District of Columbia	判断能力の無い患者の医療提供者は本章規定により承認された人物の決断を、本人の決断とみなし、治療の許可、拒否、停止を行うべきである	N/A	N/A	N/A	N/A
10	Florida	N/A	N/A	21参照	13参照	本章の規定に基づき医療指示に従って行為する医療施設、医療提供者、あるいは医療施設・提供者の医療指示に従って行為する人は刑事もしくは民事上の法的責任に問われない、あるいは専門家にふさわしくないふるまいが行われたと宣言されることは無い また、本章の規定により、代諾者あるいは代理人として患者に代わって行為する人は、民事・刑事責任を問われることもない

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
11	Georgia	全ての医療従事者は、宣言の報告を受けた場合、患者の事前指示と代理人の決定に従わなければならない。医療従事者は、患者の快適性と痛みに対処する権利を有する。医療代理人は、以下の事柄についての決定権は無い。精神外科手術、不妊手術、精神病の治療の為の強制的入院	医療代理人の決定や指示を拒否または怠った場合、それが良心に基づく行為であり、適切な医療水準を満たしている場合、責任に問われない。患者を他の医療提供者に移動することに協力すること。医療代理人もまた、事前指示に従って行動した場合、責任に問われない	医療提供者が、医療代理人の決断に従うのを拒否する場合には、迅速にその代理人に報告し、その旨を伝える。医療代理人は患者の他の医療機関への移動を手配する責任がある。移動を待つ間、指示を拒否する医療提供者は、適切な診察と医療の提供を続けなければならない	N/A	14、17と同様
12	Hawaii	19参照	N/A	21参照	医療提供者、施設は患者の指示、又はその医療代理人の指示に従わなければならない	(A)医療提供者もしくは施設は、良心に従い、一般に認められる水準を満たした医療をもって以下の行為を行った場合、民事及び刑事的責任に問われることも、専門家の不正行為とされ懲戒の対象となる事も無い(1)医療の差し控え、停止も含めた、医療事前指示又は医療決定代理権を与えられている者の指示に従った場合(2)決断時点で本人に決断能力が欠けていたと判断し、その決断に従わなかった場合(3)その有効性と、撤回や停止の無かった事を前提として、医療事前指示に従った場合 (B)本章に従い、良心に従ってなされた医療決断を行った医療代理人、代諾者、後見人は民事及び刑事責任に問われない
13	Idaho	N/A	N/A	N/A	POSTが存在する場合、医療提供者、救急医療者は患者の主治医の指示に従わなければならない	誠意を持って医療指示に従った場合、民事もしくは刑事上の法的責任を課されることはない
14	Illinois	本章規定の医療代理人による決断は、全ての医療提供者によって従わなければならない。ただし、医療提供者の患者の快適と痛みの解放の為の処置をする権利は認められる	規定に従って行動した医療代理人は法的罪に問われることは無く、その行為は、自殺、他殺とみなされることは無い	医療提供者が、医療代理人の決断に従うのを拒否する場合には、迅速にその代理人に報告し、その旨を伝える。医療代理人は患者の他の医療機関への移動を手配する責任がある。移動を待つ間、指示を拒否する医療提供者は、適切な診察と医療の提供を続けなければならない	N/A	N/A
15	Indiana	医療代理権の伝達があった場合、医療提供者は、患者の医療代理人の決断に従わなければならない	N/A	主治医や医療提供者が、患者の医療に関する持続的代理権に従うのを拒否する場合には次のことを行わなければならない 1)代理人に、その旨を伝える 2)迅速に、代理人の指名する他の医療提供者へ担当の移行に必要な手段をとる	N/A	N/A

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
16	Iowa	N/A	良心に従い、事前の医療指示に従って行為する代理人の医療決定を遵守する医療提供者や医療施設は、民事・刑事責任を問われたり、法的制裁を課されたりすることはない。延命処置の差し控え、中止の決定に当たっては、医療提供者は患者に、その反論の機会を与える事	DPAの指示に反して、患者の延命装置の差し控え、停止を行わなかった医療者は法的責任に問われることは無いが、DPAは他の医療施設にその患者を移動する手配をすることが出来る	N/A	N/A
17	Kansas	代理人は本人が無能力の間、行為する。その間の医療決定に関する持続的代理権に従った代理人の行為は本人が無能力でないときと同じ効力を持つ代理人の権限は、本人の主治医によって障害が認定されるまでは有効とはならない 本人により書面で与えられた代理権限は本人が全部または一部機能不全となったり生死が不明となった場合でも、以下の場合においては終了しない: (1) 代理権が「持続的代理権」となっている場合; (2) 代理権に以下のうち一つが実質的に述べられている場合: (A) 「これは持続的代理権であり、代理人の権限は、もし私が機能不全または生死が不明となった場合でも終了しない」;または、(B) 「これは持続的代理権であり、代理人の権限は、効力のある期間に、もし私が機能不全または生死不明となった場合でも終了し無効/無効可能とはならない」; (3) 代理権に本人による署名と日付があり、K.S.A. 53-501とその修正条項で定められた方法で周知されている場合	医療決定に関する持続的代理権が無効となつていることを知らずに、良心に基づき行為したあらゆる人は、その行為によって被った/課された責任を免除される	N/A	N/A	N/A
18	Kentucky	N/A	N/A	N/A	(1) 他人の事前指示を、本人の同意なく故意に隠す/取り消す/外観を損なう/消し去る/損傷し、または事前指示の撤回を改ざん/偽造し、その結果、患者が事前に表明していた意図と反する延命治療をもたらした者は、民事責任を負う (2) 事前指示の改ざん/偽造、または事前指示の撤回を知っていたにも関わらずそれを故意に隠したり差し控え、その結果、本人の希望に反して延命治療が差し控え/中止されたことにより、死期は早まった場合、Class B の重罪で有罪とする	(1) KRS 311.621から311.643に準じた事前指示に従い、終末期患者の延命治療または人口栄養/補液の差し控え/中止を行ったことで、医療機関/医師/その他医師の指示下で行為する人が、刑事訴追または民事責任を問われたり、専門職としてふさわしくない振る舞いをしたとみなされてはならない 事前指示に従い、終末期患者の延命治療または人口栄養/補液の差し控え/中止の権限を与えられている者が、その行為により刑事訴追または民事責任を問われてはならない (2) 代議者の権限についての独自調査は、代議者の欠格に関する情報がない限りは不要である。良心に基づき行為するいかなる代議者/責任ある関係者/医師/医療機関は、代議者/責任ある関係者としての医療の決定実施/実行を指示することで、刑事訴追または民事責任を問われてはならない。また、代理人/責任ある関係者の指示を拒否する場合も同様である。また、本人の指名した代議者/責任ある関係者による医療の決定に従って行為する場合も同様
19	Louisiana	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
20	Maine	他の医療代理権が定められていない限り、代理人権限の決定は本人が法的能力を失った場合においてのみ有効。本人が法的能力を回復した時点でその決定は効力を失う	N/A	N/A	法的能力のある成人または法的に独立した未成年は個々の医療指示を出すことができる 指示は口頭または書面 指示はある特定の状態になったときのみ有効 口頭での指示は医療従事者または5-805(b)で定められた代議者のみが有効	誠意を持った対応、および一般的に認められている標準的治療に従った対応をする医療従事者/施設は、以下の行為によって刑事/民事罰に問われたり、あるいは専門職としてあるまじきとはみなされない: (1) 治療の差し控え/中止を含む、患者の医療の決定を行う権限と能力を所持しているときみなせる人の医療の決定に従うこと (2) その時点で権限/能力が欠如している、あるいは決定がこの法律に準じていないと思われる人の医療の決定に従わないこと (3) 指示の作成時期が妥当で、なおかつそれが撤回/期限切れでないという前提において、医療の事前指示に従うこと (4) 管轄裁判所より命令があったときこのパートの下で、代理人/後見人/代議者として行為した個人は刑事/民事責任を問われたり、専門職としてあるまじきとして問われることはない

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
21	Maryland	N/A	N/A	N/A	宣言者／患者の同意なく、故意に事前指示を隠蔽／取り消し／破棄等した者、あるいは事前指示の撤回を改ざん／偽造した者、そしてそれによって患者が事前に表明していた意思に反する生命維持治療が行われた場合、軽犯罪により有罪となり、1000ドル以下の罰金あるいは1年未満の懲役、またはその両方に処する。他人の事前指示を改ざん／偽造した者、または§5-605の誓約書を改ざん／偽造したものが行われるよう故意に個人的に知り得た撤回の意思を隠し、宣言者の希望に反して生命維持治療の差し控え／中止が行われ、死が早まった場合、軽犯罪により有罪となり、1000ドル以下の罰金あるいは1年未満の懲役、またはその両方に処する	本subtitleに従って適切に権限を与えられた決定により、あらゆる治療の差し控え／中止を行ったこと、医療者は刑事訴訟／民事責任を問われたり、専門職としてふさわしくない行為をしたとみなされることはない 本subtitleで定められた権限に従って、治療の提供／差し控え／中止を行った医療者は、行為の同意／権限の欠如を理由とした範囲でのあらゆる申し立てにおいて責任を問われることはない 事前指示または「生命維持治療に関する指示」様式、その他本subtitleで定められた、生命維持治療の提供／差し控え／中止の権限を与えられた人は、以下の責任を問われることはない： (1) その行為に対する刑事訴訟または民事責任；あるいは、 (2) 権限に基づいて行われた治療の費用的責任 生命維持治療の提供／差し控え／中止を行う良心に基づいた任意的な理由があった場合
22	Massachusetts	医療従事者は、本人による決定、あるいは医療委任状でのあらゆる制約、裁判所命令と同じように、医療委任状に基づいて代理人が行った医療の決定に従わなければならない	ここで言うどの医療従事者／従業員も、医療委任状に準じた代理人の医療の決定を誠意を持って実行したことによって、民事／刑事責任を問われたり、専門職としてふさわしくない行為に携わったとみなされるべきではない医療委任状に従って代理人として行為したいかなる人も、本章に準じて誠意を持って医療の決定をしたことで、刑事／民事責任を問われるべきではない	本章は、医師の道徳的信念や宗教的信念に反するような代理人の医療の決定の履行を、医師に要求するものと解釈されてはならない。その場合は、同一施設内、あるいは家族が無理なくアクセスできる同等程度の施設の、代理人の決定を履行する意思のある医師に患者を移す。もし、医師または代理人が転院（転院）の手配をできない場合、医師は、代理人の決定の免除／履行の司法判断を求めなければならない 施設は本人による決定の履行を拒否することは法的に許容される ただし、 (a) 施設は、患者／医療代理人に対し、合理的に可能であれば、入院前または入院時にそのような方針がある旨を伝える。なおかつ、 (b) 患者を、家族が無理なくアクセスでき、代理人の決定を履行する意思のある同程度の施設へ転院させる。もし医師または代理人が転院（転院）の手配をできない場合、施設は、代理人の決定の免除／履行の司法判断を求めなければならない	N/A	N/A
23	Michigan	(1) 直近の、延命／保護／治療についての患者の希望が差し控え／中止されておらず、patient advocateがその希望を知っていたら、患者がその時点で治療決定等に参加できる能力の有無にかかわらず、patient advocateはその希望に拘束される (2) 合理的にpatient advocateであると信じられ、合理的に指示に基づく権限範囲内で行為していると思われ個人の見解により、治療の提供／差し控え／中止、保護、身体的／精神的治療を行う者は、患者が行った決定に従うのと同じ方法、同じ程度の責任がある (3) 治療の提供／差し控え／中止、保護、身体的／精神的治療を行う者は、正当な身体的／精神的治療を行わなければならない。patient advocateがsection5506～5515に準じている場合、そのpatient advocateの指示に拘束される。ただし、patient advocateが上記sectionに準じていない場合は、その指示に拘束されない (4) 患者に精神科治療を提供する精神保健専門家は、指示において表明されている患者の希望に従わなければならない。下記のうち1つ以上が当てはまる場合は希望に従わなくてもよいが、他の希望には従わなければならない。(a) 精神保健専門家の見解において、その領域の標準的治療に適合しない場合(b) 要求されている治療が合理的に利用可能ではない場合(c) 適用法に準拠しない場合、(d) 裁判所命令の治療に準拠しない場合(e) 精神保健専門家の見解において、本人または第三者の生命に危険が及び精神科救急の状態であり、この状況下での適合性がない場合 (5) patient advocateが、患者の最善の利益に則り行為しているかどうか議論となった場合は、患者の居住郡の裁判所に對し、指示の継続またはpatient advocateの解任について申し立てることができる	N/A	N/A	N/A	N/A
24	Minnesota	以下の者は軽犯罪：宣言者の同意なくLWを意図的に隠匿・中断・毀損・消去した者、撤回の意思を意図的に隠匿・差し控えた者、LWや撤回を改ざん・偽造した者、強制やだましてLWを出させた者、保険加入やその受け取りにおいてLWを出すことを強制または禁止した者 以下の者は重罪：上記の軽犯罪によって身体上の危害が発生した場合には、重罪とする	代理人は良心に従って行動した場合には罪に問われない 医療従事者は指定された代理人の決定に従った場合には罪に問われない	N/A	N/A	N/A
25	Mississippi	N/A	N/A	N/A	医療従事者や医療機関が、この法律に違反した場合には、500ドルの罰金または実際の被害額の内より大きい方＋弁護士費用 事前指示書、撤回書を本人の同意なく改ざん・偽造・隠匿・毀損・消去した者、または、個人に指示書の作成や撤回あるいはそれらをしないことを強制した者には2500ドルの罰金または実際の被害額の内より大きい方＋弁護士費用	医療従事者や医療機関が、事前指示に従って行動した場合には、その罪は問われない

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
26	Missouri	N/A	N/A	N/A	特に重大の理由もなく、宣言に反した行動をとった医療従事者は専門職としての無責任な行動(unprofessional conduct)とみなされる 意図的に宣言書を秘匿、失効、改変、消去、破損した者は軽犯罪に問われる(class A misdemeanor) 宣言者の意図に反して医療処置を中止・差し控えさせるために、宣言書を改ざん、偽造した者は、重罪に問われる(class B felony)	宣言に従って治療を中止・差し控えた場合に罪に問われることはない
27	Montana	N/A	N/A	N/A	以下の者は500ドル未満の罰金または懲役1年未満あるいはその双方を科す軽犯罪(misdemeanor)に問われる:宣言を拒否する場合の移転義務を怠った医療従事者/意図的に宣言の記録をしなかった医師や高度開業看護師/故意に宣言者の同意なく宣言を秘匿・破棄・毀損・消去した者/宣言を改ざん・偽造した者や宣言の撤回を故意に秘匿したり出さなかった者/宣言の執行を要求したり禁止したりする者/宣言を強制したり、だまして引き出そうとした者	宣言に従って治療を中止・差し控えた場合に罪に問われることはない
28	Nebraska	N/A	N/A	N/A	代理人の決定に従うに当たって医療従事者は、同意能力を失っていない場合の本人の決定に従う際と同様に、独立した医学的判断をするべきである 以下の者はクラスII重罪(Felony):意図的にDPAに権限なくサインしたり、改変したり、あるいは、これを改変、偽造、隠匿、破壊したり、DPAの撤回を意図的に隠匿、破壊して、延命治療や人工栄養・水分補給の中止や差し控えを引き起こし、結果として本人の死期を早めた者 以下の者はクラスI軽犯罪(misdemeanor):本人の許可なく意図的にDPAやその撤回を改変、偽造、隠匿、破壊した者、および、代理人の決定を拒否するに際して意図的に患者の転院を妨げた医療従事者	代理人の誠実な決定が刑事、民事において罪に問われることはない 代理人の決定に従った医療従事者が刑事、民事、専門職上の罪に問われることはない
29	Nevada	N/A	N/A	N/A	以下の者は軽犯罪(misdemeanor):宣言書または終末期の状態の決定について記録を残さなかった医療従事者、故意に宣言者の同意なく宣言やその撤回を秘匿・破棄・毀損・消去した者、宣言の発布や拒否を保険加入の条件として課した者 以下の者は重い軽犯罪(Gross misdemeanor):宣言を拒否するにもかかわらず、患者の移転を怠った医療従事者、脅迫してあるいは騙して宣言を実行させた者 以下の者は殺人罪:他者の宣言を偽造または改ざん、あるいは、故意に宣言の撤回を隠匿したり知らない振りして、治療の中止や差し控えを引き起こして、他者の死期を早めた者	DPAについては記載なし 治療の中止と差し控えに関しては、これに従って医療従事者が罪に問われることはない
30	New Hampshire	N/A	N/A	N/A	指定された医療従事者はLWまたはDPAに従わなくてはならない 以下の者はクラスB重犯罪:故意に作成、改変、偽装、偽造等した者	LWまたはDPAに従って行動した代理人、および、医療従事者が民事でも刑事でも罪に問われることはない

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
31	New Jersey	本法8節で規定されるような、宣言者の意思決定能力の喪失が確認されれば、ヘルスケア代表者は宣言者の代理となつて、ヘルスケアの決定を行うことができる。ヘルスケア提供者は本法が与える権限の範囲で決定を行うことができる	本法における諸条件に従って事前指示の遂行を行うにあたっては、ヘルスケア代表者は、刑法上、民法上の責任を負うことはない(加えて、本法における治療についての決定は、他の法律や職業規律に反する形で認められるものではない。また、本法に従って事前指示を作成したとしても、保険加入やその他利益に影響が及ぶことはない。)	医師(や看護師、その他専門職)は個人的・専門的信念から、生命維持に使われている手法を中止する/差し控えることを辞退することができる。そのさい、可及的すみやかに、真摯にヘルスケア代表者や医療関係者に伝えなくてはならない	・宣言者の同意なしに、ADの内容およびそれらの修正・破棄につき、故意に隠蔽したり、破棄したり、改ざんしたり、差し控えたりすると、第4級の罪に問われる ・他者のADの内容を改ざん、偽造、もしくは破棄すると、第4級の罪に問われる ・ADの行使における強制、詐欺、修正や破棄も同様	・本法ADの規定に従うのであれば、ヘルスケア代表者は、刑事的・民事的責任を負うことはない ・同様に、ヘルスケア提供者も、本法の規定に従えば、また職業上の倫理基準を侵さない限り、刑事・民事的責任を負うことはない
32	New Mexico	HCPAIにもつき指名された代理人は、宣言者がその能力について制限をかけた限り、主治医やその他ヘルスケア専門職により宣言者の意思決定能力が失われたと判断された場合には、当該宣言者の医療決定権を委ねられる	一般的に受け入れられているヘルスケア基準に衷心から従っているヘルスケア提供者は、治療の中止や差し控え、臓器提供など、医療の決定を行う人物に従うことに関して、刑法・民法上の責務を負うことはない	N/A	N/A	N/A
33	New York	医師、看護師、心理士、ソーシャル・ワーカーとのコンサルテーションの後に、代理人は、宣言者(主体)の願望にそつて、実行しなくてはならない。もし宣言者の願望が合理的に見て不適切だと判断された場合は、宣言者の最善の利益に従うが、宣言者の願望が人工的栄養と水分補給に関するものであった場合、それを覆す権限を、代理人は持たない	本法に従つて、行為者がヘルスケアの決定をした時、善意によりそれに従うヘルスケア提供者は刑法・民法的な責任を迫ることはない。本法に従つた代理人についても、刑法・民法的な責任を負うことがない	ヘルスケア提供者(病院を含む)が、宗教的・道義的に代理人の意思と対立するポリシーを持っており、かつ法的にも代理人の意志行使が認められるであろう場合、病院側は代理人にその旨を伝え、宣言者の意志が実行可能な施設に転院させる義務を持つ	N/A	N/A
34	North Carolina	・死後の臓器提供、剖検、死体処理の決定以外の決定については、宣言者の死をもって代理決定権を失う ・代理人が死亡した場合は、HCPAIの効力は失われる	HCPAIに従う限り、ヘルスケア提供者はその決定について法的責任を負うことはない	N/A	N/A	N/A
35	North Dakota	N/A	N/A	N/A	裁判所が反対する決定を下さない限り、ヘルスケア指示における代理人の指名やその指示内権限は、後見人のそれを凌駕する	23-12-13に規定されているインフォームド・コンセントに従う代理人は、刑事的・民事的責任を問われることはない

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
36	Ohio	医師が患者の終末期あるいは永続的な無意識の判断を下した場合、DPAはその患者と同等の権限を持つ。ただし多くの例外規定を持つ	事実上の代理人は、その決定を良心により、その権限内で実行に移すことで、犯罪の訴訟や職務上の責任、訴訟やその他民事訴訟の責任を追究されることはない	主治医やその者に雇用されている医療従事者は、その良心によりDPAの決定を拒否することができる。ただし、1337.13で規定されている、DPAの指示に従うべき事項が優先される	N/A	N/A
37	Oklahoma	DPAを指名しなかったからといって、法的に定められたヘルスケア代理人の権限が失われると解釈すべきではない	オクラホマ事前指示法を遵守し、良心から意思決定を下すヘルスケア代理人に対して、刑事的・民事的責任が問われることはない	N/A	N/A	N/A
38	Oregon	N/A	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意なく故意に、本人の死期を早める生命維持治療や人工的な栄養および水分補給の差し控えや中止を意図して、事前指示書等の書類を変更、偽造、隠したり破壊すること、復元や取り消したりすることはA級重罪(Class A felony)とする。ただし、医療上の決定に影響を与えることを意図して、本人の同意なく故意に事前指示書等の書類を変更、偽造、隠したり破壊すること、復元や取り消したりすることはA級軽罪(Class A misdemeanor)とする 医療提供者は、いかなる契約および法律によっても、生命維持治療や人工栄養・水分補給の中止または差し控えを実施する義務を負わない 	代理人は、医療代理人として善意のもとに行った行動に対して、刑事および民事的責任、職業上の規定違反等に問われない。医療提供者は、事前指示や医療代理人による医療の決定に従って実施した行為については、刑事訴訟の対象にならず、民事責任または職業上の規定違反に問われない
39	Pennsylvania	<ul style="list-style-type: none"> 医療代理人には、本人と同じように医療情報に対する権利(開示請求、写し、開示の同意、開示拒否)がある 主治医や医療代理人は、医療代理人による医療の決定に対して、本人による決定と同じように従うこと 	医療提供者は、医療情報を代理人に開示しても罪には問われない	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 本人・患者の希望に反して生命維持治療を差し控えたり中止させることを意図し、その結果直接的に生命維持治療を差し控えたり中止して死に至らせた者、または本人・患者の事前指示書を偽造した者、事前指示書もしくはDNR指示の撤回を意図的に隠した者は殺人罪で起訴されるものとする (1)本人・患者の同意なく事前指示書、プレスレットまたはネックレスを隠匿、撤回、改変、汚損、破壊または損傷する行為 (2)不当な詐欺行為や脅迫によって事前指示書を作成させたり、プレスレットやネックレスを身につけさせたりする行為 (3)事前指示書、プレスレットまたはネックレスを偽造・捏造、改変、撤回し、その結果本人・患者に提供される医療を直接的に変更する行為は第三級の重罪(felony of the third degree)に処せられる 	<ul style="list-style-type: none"> 代わりの医師を見つけることができずに生命維持治療を行うことになっても、リビング・ウィルや医療代理人による決定に従わなかったことに対して刑法または民事責任に問われない 医療提供者は、リビング・ウィルまたは事前指示に表明された患者の希望に従い、生命維持治療や心肺蘇生の継続、差し控えまたは中止を行っても、刑法および民事的責任、職業上の違反に問われず、行政処分に処せられることもない 医療代理人が、医療の代理権に従う場合には、本人に対する善意のもとに行われた行為または行われなかった行為に対して民事および刑事的責任に問われることはない
40	Rhode Island	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が違法行為を許可したり、本人の希望に反する行為を行ったり、本人の希望が不明の場合に、明らかに本人の最善の利益に反するような行為を行ったときには、裁判所は代理人から医療決定権を取り上げることができる 代理人には、本人の身体的および精神的状態に関して、口頭、書面を問わずいかなる情報も要求、閲覧、受領、開示に関する同意を行う権利がある 主治医は、医療に関する持続的代理権が行使されているのを知っている場合には、医療記録にその旨記載すること 主治医が患者の妊娠を知っており、生命維持治療の継続によって生児出産まで胎児が成長する可能性が高いときには、医療代理権にいかなる効力もない 医療代理権に従うことを拒否する医師が、他の医師に代わらなかった場合、職務規定違反(unprofessional conduct)となる 持続的代理権に関して故意に隠匿したり、同意書を破壊した者、撤回を偽造した者等は、6か月以上1年未満の禁錮刑または2,000ドル以上5,000ドル未満の罰金刑 生命維持治療の差し控えまたは中止を意図して医療代理権を偽造した者、撤回の連絡を故意に隠した者は1年以上5年未満の禁錮刑または5,000ドル以上10,000ドル未満の罰金刑とする これに加え、上記の違反を犯した者は民事的責任に問われる 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の持続的代理権に従って行動する医師、医師の指示のもとに行動する者、持続的代理権が行使される医療施設の所有者または経営者、事前指示に従って行動する救急医療施設のスタッフ、生命維持治療の事前指示の撤回に従って生命維持治療を実施する救急医療施設のスタッフ、持続的代理権に従って行動する代理人には、民事および刑事的責任は問わず、職務規定違反に問うこともない 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医や医療提供者が、患者の医療に関する持続的代理権に従うのを拒否する場合には、他の医師に代わらなければならない 医療代理権に従うことを拒否する医師が、他の医師に代わらなかった場合、職務規定違反(unprofessional conduct)となる 	N/A	N/A

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
41	South Carolina	<p>・代理人には、人工呼吸、栄養・水分補給および心肺蘇生をはじめとする身体機能に影響を及ぼす治療の差し控え・中止に同意または拒否する権利がある。また、苦痛を取り除くことを意図した薬剤投与または処置が、本人の身体に損傷や中毒、死を早める可能性があったとしてもそれを許可または拒否する権利がある</p> <p>・医療提供者または介護提供者は、医療代理権があることを知っている場合には代理人の指示に従わなければならない</p> <p>・医療代理権の偽造、撤回の隠匿や破棄によって治療の差し控えや中止が行われた結果、本人が死亡した場合には、州の刑法により起訴される</p>	<p>善意により代理人の決定に従う医療提供者は、これによって民事および刑事的責任に関われることはなく、職務規定違反に関われることもない。医療代理権に従って医療の決定を行った代理人は、これによって民事および刑事的責任に関われることはない</p>	<p>代理人による生命維持治療差し控えまたは中止の指示に従わない医師または医療施設は、その指示に従う医師または医療施設を見つけるためにしかるべき措置を講じること</p>	N/A	N/A
42	South Dakota	<p>・代理人には鎮痛ケアの差し控え・中止を行う権利はない。ただし、代理人には以下の場合のみ、人工栄養・水分補給の差し控え・中止を行う権利がある</p> <p>(1) 鎮痛ケアや苦痛軽減に人工栄養・水分補給の必要性はなく、主治医が本人の死は間近であると考えている場合</p> <p>(2) 人工栄養・水分補給でも消化困難な場合</p> <p>(3) 人工栄養・水分補給による負担がその利益を上回る場合</p> <p>(4) 本人が決定能力を喪失する前に、人工栄養・水分補給の差し控えまたは拒否を表明している事実が明らかな場合</p> <p>(5) 本人が、代理権を示している書面で、人工栄養・水分補給の差し控えを行うよう表明している場合</p> <p>(6) 本人が、代理権を示している書面で、代理人に人工栄養・水分補給の指示を行うことを承諾している場合</p>	<p>・本章に基づき医療の決定を行う資格があるとされた者による医療の決定に従い、行動または行動するのを拒否した医療提供者は、医療の決定を行った者がそれに足る十分な資格、能力、関心を有するもしくは有しなかったことについて、または医療記録を開示したことについて刑法/民法の責任に関われることはなく、職務規定違反に関われることもない</p> <p>・医療の決定を行う能力がないと判断された者による指示または決定に医療提供者が従わなかったとしても、それによって刑法/民法の責任に関われることはなく、職務規定違反に関われることもない</p> <p>・医療の決定を行う能力があると判断された者による指示または決定に医療提供者が従っても、刑法/民法の責任に関われることはなく、職務規定違反に関われることもない</p> <p>・本章にもとづき、他の者に代わって医療の決定を行うことができる者と判断した者が、実際にはその権限がなかったり能力がなくても、それによって刑法/民法の責任に関われることはない</p>	N/A	N/A	N/A
43	Tennessee	<p>・代理人が本人のために行う医療の決定については、司法の場での承認を経ずに有効となる</p> <p>・指定医師によって患者には判断能力がないとみなされた場合、代理人(agent)や後見人(guardian)が指名されていないまたは連絡が取れない場合にかぎり、成人または独立した未成年である患者の代わりに代理人(surrogate)が医療の決定を行うことができる</p>	<p>医療提供者または医療施設が、その良心および一般的に受け入れられている医療水準に従って行動する場合には、以下の行為に対して民事的および刑事的責任または職務規定違反に関われることはない</p> <p>(1) 医療の差し控え・中止の決定をはじめとする医療の決定を行う代理人に従うこと</p> <p>(2) 医療の決定を行う資格のないと考えられる者による決定を拒否すること</p> <p>(3) 事前指示が有効であると仮定してそれに従うこと</p>	N/A	<p>・患者の判断能力の欠如を診断した医師、あるいは患者の判断能力の回復を診断した医師、またはその診断を知らされた医師には、その決定を迅速に患者の臨床記録に記録し、可能な場合にはその旨患者に伝えるほか、患者の代わりに医療の決定を行う者にも伝える義務がある</p> <p>・侵害医療提供者または医療施設が故意に本パートの規定事項に違反した場合には、損害を与えた当事者に対し、2500ドルの支払いまたは実際の損害分の支払いのいずれか大きい方を負う義務があり、かつ弁護士費用を支払わなければならない</p> <p>・本人の同意なしに、故意に事前指示書または撤回書を偽造、捏造、隠匿、汚損、破損させた場合、あるいは事前指示の実施、撤回または非実施を強制した場合には、損害を与えた当事者に対し、2500ドルの支払いまたは実際の損害分の支払いのいずれか大きい方を負う義務があり、かつ弁護士費用を支払わなければならない</p>	N/A
44	Texas	<p>・本人の担当医は、事前指示の実施前に本人に治療方針や治療の差し控え・中止について知らせよう努めなければならない</p> <p>・担当医および医療提供者に相談したうえで、本人の宗教的および道徳的信念をはじめとする代理人の希望に従って医療の決定を行うこと。本人の希望に関して知識のない場合には、本人の最善の利益となるように医療の決定を行うこと</p> <p>・代理人が次の事項に関する同意を行ってはならない。入院を伴う精神保険サービス、痙攣治療、精神外科手術、妊娠中絶、本人の苦痛軽減のための提供を主な目的とした治療の不履行</p>	<p>・医師や医療提供者等が、後見人の指名を知らなかったり、代理人以外の者に医療の決定権を与えるという裁判所の命令に関して知らなかった場合には、代理人による医療の決定を行ったことに対して刑事的および民事的責任に関われることはなく、職務規定違反に関われることもない</p> <p>・医療の決定が代理人の良心に基づき、医療代理権および本節の規定に従っている場合には、刑事および民事的責任に関わらない</p> <p>・担当医、医療提供者、介護(養護)施設の従業員のほか、医師もしくは医療提供者の管理下にある代理人が、良心、医療代理権、代理人の指示および本節の規定に従う場合、その行為および不履行について刑事および民事的責任に関わらず、職務規定違反にも当たらない</p>	<p>・本人の医療提供者または介護(養護)施設の従業員が、本節または医療代理権と代理人の指示が一致しないためにこれに従うのが不可能であると考える場合、できるだけ早くその旨代理人に伝えること。代理人は別の担当医を選択できる。代理人の指示が生命維持治療の差し控え・中止に関する場合には、セクション166.045および166.046下を医療従事者が拒否する場合の規定参照)が適用される</p>	<p>・通格患者が代理人を指名していた場合、担当医および代理人の指示に従って医療の決定をする。代理人の指名がない場合、事前指示が患者の現在の希望を反映していると考えられるときには担当医がその指示に従うこと</p> <p>・担当医が患者の事前指示について知っている場合には、患者を終末期状態または回復不可能な状態と診断したときには、宣言者が通格患者であることを保証するものを提供する必要がある。通格患者の生命維持治療を差し控え・中止する前に、担当医はこれから行う手続が本章と患者の希望に沿ったものであるかを判断しなければならない</p> <p>・本人の同意なく事前指示書を故意に隠匿、削除、汚損、破棄、損傷した場合には法律違反となる。本節下での違反はA級軽犯罪である</p> <p>・本人の希望に反して、生命維持治療の差し控え・中止を意図して指示書を偽造、隠匿したり、指示の撤回を故意に隠匿することによって生命維持治療を差し控え・中止させ、その結果本人の死を早めた場合には、殺人罪として起訴される</p>	<p>・撤回を知らない場合には、撤回に伴う行為の不作為に関して民事的および刑事的責任に関われることはない</p> <p>・医師または医療施設が、本節に従って通格患者の生命維持治療を差し控え・中止しても、患者の事前指示の適用時に適切な医療を実施しているかぎり、これに対して民事的責任に関われることはない</p> <p>・医療従事者が医師の指示に従って、本節に基づき通格患者の生命維持治療の差し控え・中止に際しても、患者の事前指示の適用時に適切な医療を実施しているかぎり、これに対して刑事的責任および職務規定違反に関われることはない</p> <p>・医師または医療従事者が医師の指示に従って、本節に基づき通格患者の生命維持治療の差し控え・中止に際しても、患者の事前指示の適用時に適切な医療を実施しているかぎり、これに対して刑事的責任および職務規定違反に関われない</p> <p>・撤回を知らない場合には、撤回に伴う行為の不作為に関して民事的および刑事的責任に関われることはない</p> <p>・医師または医療施設が、本節に従って通格患者の生命維持治療を差し控え・中止しても、患者の事前指示の適用時に適切な医療を実施しているかぎり、これに対して民事的責任に関われない</p> <p>・医療従事者が医師の指示に従って、本節に基づき通格患者の生命維持治療の差し控え・中止に際しても、患者の事前指示の適用時に適切な医療を実施しているかぎり、これに対して刑事的責任および職務規定違反に関われない</p> <p>・本人の同意なく事前指示書を故意に隠匿、削除、汚損、破棄、損傷した場合には法律違反となる。本節下での違反はA級軽犯罪である</p> <p>・本人の希望に反して、生命維持治療の差し控え・中止を意図して指示書を偽造、隠匿したり、指示の撤回を故意に隠匿することによって生命維持治療を差し控え・中止させ、その結果本人の死を早めた場合には、殺人罪として起訴される</p>
45	Utah	N/A	N/A	N/A	<p>以下の者は軽犯罪(class B misdemeanor)とする:意図的に宣言者の同意なく他人の指示書を秘匿・失効・破損・消滅・毀損した者/指示書や撤回書を改ざん・偽造・変更した者</p> <p>以下の者は殺人罪とする:宣言書や撤回書の偽造、隠匿等により、宣言者の意図に反して、延命処置を中止・差し控えさせ、結果として死に至らした者</p>	<p>代理決定に従ったうえでの行動は罪に関われない</p>

番号	州	16 DPAの法的拘束力・効力	17 DPAの免責規定	18 DPAを医療従事者が拒否する場合の規定	19 Combined ADの法的拘束力・効力	20 Combined ADの免責規定
46	Vermont	AD(事前指示)の存在を知りながらADに従わなかった場合、または本人、Agent(医療代理人)、Guardian(後見人)の指示に従わなかった場合は、懲戒の対象となりうる	20参照	21参照	AD(事前指示)の存在を知りながらADに従わなかった場合、または本人、Agent(医療代理人)、Guardian(後見人)の指示に従わなかった場合は、懲戒の対象となりうる	良心に従い、本章に規定の事柄を実行したものは民事、刑事的責任に問われることは無い
47	Virginia	N/A	N/A	N/A	もし事前指示の一部が無効または違法であったとしても、事前指示の残りの部分には影響を及ぼさない A. 当該地域に居住あるいは本拠地を置く患者に関して、治療の継続、差し控え、中止についての巡回裁判所への申し立てがあった場合、それらの行為が合法ではない根拠がある際には裁判所はそれら行為を禁ずることがある B. 本articleは、title37.2のChapter8、その他の法律に従って、精神科治療を含む治療に関する裁判所命令を得るための申し立てを制限するものではない	本articleあるいは54.1-2990Iに則り、永続的DNR指示または治療の提供/継続/差し控え/中止を行った結果、医療施設/医師/医師の指示下で行為した者が刑事/民事責任を問われてはならない、また専門職としてふさわしくない行為に従事したとみなされてはならない 代理人または54.1-2986Iに基づき、治療の提供/継続/差し控え/中止の権限を付与された者または承諾した者が、(i) その行為によって刑事訴訟/民事責任を問われたり、(ii) 医療費の支払責任を課されてはならない 倫理委員会のメンバーや、委員会メンバーではないがケースへの決定や助言に関わった医師が、その役割に誠実に対応した結果、作為や不作為によって刑事訴訟や民事責任を問われることがあってはならない
48	Washington	法廷にて代理人権を認められるには、一定の条件を満たした法廷誓約書が必要。ただし、その法的拘束力について、宣誓者本人、事実上の代理人、後見人等が法的判断を求めることができる	良心に従い、合理的に権限を行使する限りにおいてDPAの判断は免責される	特に規定はないが、DPAの有効性について、司法に判断を仰ぐケースが一般的だと思われる	N/A	N/A
49	West Virginia	N/A	N/A	N/A	・LWおよびMPAの存在を知らされた主治医は、本人の終末期および植物状態診断の後遅れること無く、その状態を医療記録に明記し、本人もしくはMPA代理人、代諾者に情報提供することとする	・法に従い、医療代理権代理人・代諾者・POST(医師の事前指示)の指示に基づいた善行順守のために、民事・刑事的責任を問われることは無い ・同様に、本人のLWに従って延命治療を差し控え・中止したことによる民事・刑事的責任を問われることは無い
50	Wisconsin	・医療代理人は、本人の医療の決定に対して、本人を除く誰よりも優先権を有する ・以下の施設に本人が入院することを医療代理人が同意することはできない。精神疾患施設、知的障害者用の中間看護施設(intermediate care facility)、薬物依存症/ハビリ施設など(treatment facility) ・医療代理人が本人に代わり、精神保健に関する研究、精神外科治療、電気けいれん治療または手荒な精神保健療法に同意することはできない ・s. 157.06 (4) (b) or (9) (a) 1. (別法: Chapter 157. Disposition Of Human Remains)に基づき、医療代理人が本人の身体を顕体とすることができる ・いかなる者であれ、直接または間接的に、医療代理権を行使するために個人を強制、脅しまたは脅迫した場合、500ドル以下の罰金もしくは30日以下の懲役または両罰に処せられる ・いかなる者であれ本人の同意なく故意に医療代理権を理度、削除、汚損、破壊した者は、500ドル以下の罰金もしくは30日以下の懲役または両罰に処せられる ・医療代理人以外の者が代理人に指名されたかのような印象を招かせることを意図し、医療代理権を故意に隠匿、偽造した者は1000ドル以下の罰金もしくは9ヶ月以下の懲役または両罰に処せられる ・医療代理権の撤回を隠したり、偽造したものは、1000ドル以下の罰金もしくは9ヶ月以下の懲役または両罰に処せられる ・医療代理人が、医療代理権が本人の自発的な意思によらず行われていたり、本人の許可なく変更されていたり、撤回されていることを知っているにもかかわらず、医療代理人として行為した者は、1000ドル以下の罰金もしくは9ヶ月以下の懲役または両罰に処せられる	・医療施設、医療提供者が、以下の行為を行っても刑事および民事的責任に問われることなく、職務規定違反にもならない 1. 本人の判断能力がないと診断する 2. 医療代理権または医療代理人の決定に従わなかった。ただし、医師がそれに従う意思のある別の医師に患者を移すよう努めなかった場合には職務規定違反に問われる 3. 撤回について知らず、医療代理権に従った 4. 撤回について知らず、撤回に伴う行為を行わなかった 5. 医療代理人から医療の決定に関する情報を取得しなかった ・いかなる医療代理人も、その良心の下に医療の決定を行ったならば、そのことに対して刑事および民事的責任に問われることはない。医療代理人が本人の配偶者でないならば、医療代理権の下に購入または契約した商品やサービスに対して個人的に責任を負うことはない	N/A	N/A	N/A
51	Wyoming	N/A	N/A	N/A	・医療決定は、裁判所の承認なしに発効する ・書面の医療事前指示は、その人の後見人の個々の指名も含む ・かかりつけの医療従事者は、医療の事前指示とその撤回、代諾者の指名とその失格を知った時には、すぐに患者の医療記録にその存在を記録し、書面である場合はコピーを要求することとする ・同意能力を失っている、あるいは回復しているとの決定を記録し、患者本人や、医療決定を行う権限を与えられている人に知らせなければならない ・医療従事者は、患者の指示に従わなければならない ・医療代理権代理人の医療決定に従わなければならない ・意図的に、あるいは患者の指示や医療決定の真意のない無視によって本法を犯した医療従事者・施設は、損害を受けた個人に対して、5000ドルもしくは実際の損害額の責任を課される ・本人の同意なく、個人の医療の事前指示あるいはその撤回を故意に改ざん、偽造、破壊、消去した者、あるいは医療の事前指示の授与、撤回あるいは授けしめよう個人を強要したり不正に誘導したりした者は、個人に対して2500ドルあるいは実際の損害額の責任を課される	・良心・標準の医療に従って行為する医療従事者・医療施設は、民事・刑事責任を問われることは無い 患者のための医療決定権限を有している人による医療決定に従う 本人が権限を失っているという信念に基づいて、その人の医療決定を順守するのを辞退する 医療の事前指示を順守する、その指示が作られた時に有効であり、それが撤回されているあるいは終了していると推定する 医療の事前指示があることを知らずに、緊急時に生命維持治療を提供する 指示が医療従事者の良心に基づく医療判断あるいは道義心、あるいは医療施設の書面による指針に反するため、医療決定あるいは医療の事前指示を順守するのを辞退する ・医療代理人あるいは代諾者として良心に基づき行為する者は、民事・刑事訴訟を受けたり、専門職に相応しくない行為が行われたと宣言されたりすることは無い

表 5 - 5

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
1	Alabama	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供者は、ただちに、宣言者や宣言者のために行為するよう指名された個人に助言しなくてはならない。そのような拒否は法的責任に問われることはないが、患者の希望に沿う他の医療提供者に担当を代えるよう許可しなければならない。そのような医療提供者は、リビング・ウィルや医療代理人あるいは代諾者の指示に従う別の医療提供者への宣言者の適時移送に関して、宣言者あるいは宣言者のために行為するよう指名された個人を支援するよう合理的に協力しなければならない。移送中は、すべての生命維持治療は、人工的に提供される栄養・水分も含まれるが、適切に維持されなければならない 看護師、医師、他の医療提供者は、生命維持治療の差し控えあるいは中止に加わるあらゆる状況において、彼らがそうすることに反対しても、いかなる法、契約にも強制され無い 	<ul style="list-style-type: none"> 医療代理人 判断能力のある19歳以上の成人 宣言者の離婚、家族関係の離縁、あるいは婚姻の無効宣言は、医療代理人としての宣言者の前の配偶者の指名を取り消すこととなる いかなる状況においても、患者の医療提供者あるいは患者の医療提供者とは関係のない雇用者は、医療代理人になれない 	<ul style="list-style-type: none"> 代諾者 同意能力のある成人 主治医は、医学的根拠の合理的な範囲で、次のことを判断する <ul style="list-style-type: none"> a 個人(本人)がもはや自らの治療を理解し、評価し、指示することができない。 b 本人に前述の可能性を取り戻せる望みがない。 2人の医師は、そのうちの1人は主治医で、もう1人はそうした診断をする資格を有しており経験のある者とし、本人を自分自身で診察し、本人の疾患や症状が長期にある、あるいは慢性性植物状態にあるということを確認し、医療記録に証明している。 3. 主治医あるいは他の医療提供者、代諾者は、本人の症状を治療する際に提供者にガイダンスを与える、有効な医療の事前指示の存在を認識していない。 4. 治療にあたる主治医は、医学的根拠に合理的な範囲で、生命維持治療、人工的に提供される栄養・水分の差し控え、中止が患者にとって、過度の痛みや不快感につながらないと判断している。 ・次の順序で代諾者となることができる <ol style="list-style-type: none"> 1. 司法的に指名された後見人 2. 患者の配偶者 3. 成人した患者の子ども 4. 患者の両親の1人 5. 成人した患者のきょうだい 6. 患者と親しい親族関係にある、生存している患者の近親者の1人 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が指定する後見人 事前指示が無い場合に surrogate になれる。優先順位は1番 	<p>証人は、医療の事前指示書を作成する本人の代わりにまたは指示で、医療の事前指示書に署名した、その点に関して医療代理人として指名された、宣言者と血縁、養子、婚姻関係にあった、本州の無遺言相続法に従ってあるいは宣言者の希望あるいは新たな遺言補足書のもとで、宣言者の財産分与の権限を有した、あるいは宣言者の医療に直接的、経済的に責任のあるいかなる者もなり得ない</p>
2	Alaska	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供者、施設は、 <ol style="list-style-type: none"> ①患者にその旨をすみやかに伝える ②担当が変わるまで、継続してケアを提供する ③即座に協力して、患者あるいは権限を与えられた人の決定に従うために、別の医療従事者・医療施設に担当を代わってもらうようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人 患者がケアを受けている医療施設の所有者、管理者、雇用者になることはできない 本人と血縁、婚姻、養子関係にない限り、DPAに基づく代理人は、本人がケアを受けている医療施設の所有者、管理者、雇用者になることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 代諾者 代理人、後見人が指名されていないとき、活用できないときに医療決定することができる ①配偶者 ②成人した子ども ③両親 ④成人したきょうだい ・適格者がいない場合、患者のために特別のケアを行い、患者の価値観をよく知っている人 	<ul style="list-style-type: none"> 司法的に指名された、本人の医療決定を行う権限を有している人 被後見人の指示に従い、裁判所が明確に撤回権限を与えない限り、被後見人が無能力になる前に作られた医療の事前指示を撤回することはできない ・裁判所の命令がない限り、代理人の医療決定は、後見人の決定に優先する ・後見人による被後見人のための医療決定は、司法の承認なく、発効する 	<ul style="list-style-type: none"> 本人がケアを受けている医療施設に雇用されている医療提供者 本人にケアを提供している医療提供者の雇用者 代理人
3	Arizona	<p>提供者の不本意を即座に伝え、患者のケアの責任を、代理人の指示に従い患者の希望通りに行ってくれる他の提供者に代わってもらう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代理人 血縁、養子、婚姻関係にない限り、受託者の資格が保留・撤回されている人は代理人になれない 	<ul style="list-style-type: none"> 代諾者 患者の配偶者 患者の成人した子ども 患者の両親 患者が結婚していない場合、患者の家庭内パートナー 患者に近い友人 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 本人に代わって医療決定をするよう指名された人 本人に医療ケアを直接提供している人
4	Arkansas	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 医療代理人 18歳以上 主治医の意見で、適応患者が永続的無意識状態、あるいは無能力、精神的、身体的にコミュニケーションが不可能な場合に、生命維持治療の差し控え・中止を含む医療決定を行うことができる 	N/A	N/A	N/A
5	California	<ol style="list-style-type: none"> 患者、患者の医療決定をするよう権限を与えられた人に対し、従えないということを知らせる 患者が拒否しない限り、すみやかに患者の指示に従う別の医療者にケアの責任を代わってもらうよう努力する 別の医療者に移すまで、適切な疼痛管理や緩和ケアを提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人 代理人は、相続人あるいは代替代理人を含む 患者がケアを受けている医療施設の管理者、雇用者になることはできない 患者がケアを受けているコミュニティケア施設、居住型ケア施設の所有者、雇用者になることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> 代諾者 有効期間は、治療中か罹患中、もしくは医療施設に入院中、あるいは60日間のどちらか短い方 家庭内パートナーは配偶者と同じ権限を持つ 患者がケアを受けている医療施設の管理者、雇用者になることはできない 患者がケアを受けているコミュニティケア施設、居住型ケア施設の所有者、雇用者になることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人 Conservatorとは、裁判所が指名した後見人で、患者のための医療の意思決定を行う権限を持つ 次に上げるすべてを満たさない限り、LPSAに定められた後見人は、医療の意思決定を行うための代理人や代諾者として、被後見人によって指名されることはできない 1) 医療の事前指示書が他に有効でない 2) 被後見人が弁護士によって公式な代理人を務められている 3) 被後見人の代理を務めている弁護士が実質上述べている証明書に署名している 	<ul style="list-style-type: none"> 成人 (C) 次に上げる人は証人にはならない <ol style="list-style-type: none"> 1) 患者の医療提供者あるいは患者の医療提供者の雇用者 2) コミュニティケア施設の経営者あるいは雇用者 3) 高齢者の入居型ケア施設の経営者あるいは雇用者 4) 医療の永続的委任状である代理人 5) 各証人は以下の宣言を行わなければならない E) 少なくとも証人のうち一人は、患者とは血縁、婚姻、養子関係に無く、事前指示書が作成される際に存在する意思のもと、あるいはその時に存在する法の運用によって、患者の死に伴い患者の遺産を相続する権利を与えられていない個人でなければならない F) 上記E)を満たしている証人は、以下の宣言に署名しなければならない G) 本節の証人に適用できる規定は、医療の事前指示書が認められた人の前で公証人に適用しない

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
6	Colorado	N/A	・代理人	・医療の代理決定者 ・患者の配偶者、両親、成人した子ども、きょうだい、孫、患者の親しい友人 ・患者の代理決定者は、患者と親しく、患者の医療決定に関する希望を最近情報提供された可能性のある人	N/A	LW: 証人は次に挙げる者はなることができない a) 主治医あるいは他の医師 b) 宣言者が患者の医療施設あるいは主治医の雇用者 c) 宣言者の死後、財産分与を受ける人
7	Connecticut	患者の希望に従いたくない主治医、医療提供者は、即座に患者のケアを患者の希望に従う別の医師、医療提供者に代わってもらうよう、合理的な手段をとらなければならない	・医療代理人 ・病院・居住型施設、ナースングホームの雇用者、管理者は医療代理人になれない ・本人の医療ケアの経済的責任を有している政府機関の雇用者、管理者も医療代理人になれない ・医師は医療代理人になれない	・後見人、相続人 ・裁判所の法的能力を有する権限によって権限を与えられていない限り、後見人は、保護された本人の医療指示や他の希望に従うこととする	対照的に裁判所命令がない場合、医療代理人の医療決定は、後見人のそれを超えて優先権を有する。ただし、以下の1~3のものとは除外される 1. 医療決定が、セクション17a-56b, 17a-587, 17a-588あるいは54-56dの規定の影響下にある人に関する時 2. 保護された本人が入院している間、セクション17a-543のサブセクションcに基づき権限を与えられた命令の影響下にある保護された本人のため、後見人が指名されている時 3. セクション17a-543aに基づいて権限を与えられた命令の影響下で、保護された本人のために、後見人が指名されている時	・代理人指名された人は証人になれない
8	Delaware	1. 患者に即座に伝える 2. 移送が済むまで、患者への生命維持措置を含む継続的なケアを提供する 3. 患者、患者の代理人、代諾者によって特定された他の医療提供者・施設に患者を移送するのを妨げてはならない	・代理人 ・代理人は、権限を与える本人のための医療の決定を行うために、医療代理権において指名された個人を意味する ・血縁・婚姻・養子関係に無い限り、agentは、本人がケアを受けている入居型高齢者医療施設の経営権を所持する、あるいは経営者や従業員であることはできない	・代諾者 ・Surrogateとは、成人の個人で1) 判断能力があり、2) 合理的に有効で、3) 判断能力のない患者に代わって、延命治療の使用を始める、あるいは始めること、継続すること、中止することを拒否したりする医療の意思決定を行うことができる、4) 本法に従って主治医によってそうした決定を行う人として特定された人 ・代理人や後見人がいないとき、指示がその点について述べていない場合、代諾者が医療決定を行うことができる ・指名がない、あるいは指名が合理的に活用できない場合、次に挙げる順に surrogateとして行為することとする a. 配偶者、離婚申し立てが提起されていない限り b. 成人の子ども、両親 c. 成人のきょうだい d. 成人の孫 e. 成人の姪あるいは甥	後見人は成人の障害者の指示に従うこととし、成人の障害者の事前の医療指示を撤回することはできない	ただし次に該当する人は除く 1. 宣言者と血縁・婚姻・養子関係にある 2. 宣言者の財産分与権を与えられている 3. 医療の事前指示書を履行する際、あらゆる宣言者の財産分与権に對して現在のあるいは初期の(はつきりしない)要求を持っている 4. 宣言者の医療のために直接的な経済的責任を負っている 5. 宣言者が患者か入居者である医療機関の経営権を持っている、あるいは経営者である、もしくは従業員である
9	District of Columbia	N/A	法定代理人: 資格要件は定められていない	同意の代理権:(1)同意が後見人や資産保全者の権利の範囲内であれば、裁判所により任命された後見人あるいは患者の資産保全者にある。 (1A) 裁判所により任命された患者の知的障害者保護人(sections 7-1304.13に基づき、同意を承諾、拒否、または撤回する権利がある場合。 (2)患者の配偶者、または家庭内パートナー (3)患者の成人した子ども (4)患者の両親の一人 (5)患者の成人した兄弟 (5A)患者が修道会員である場合は宗教上の役員者、あるいは教区司祭 (5B)患者の親しい友人 (6)患者と最も親しい親族関係にある、生存している患者の近親者	N/A	次に該当する人は除く (A) 宣言者の代理あるいは指示によって事前指示書に署名した人(B) 宣言者と血縁・婚姻・家庭内パートナー関係(C) 本州の無遺言相続の法律、または、宣言者の遺言書あるいは遺言補足書により、宣言者の財産分与権を与えられている(D) 宣言者の医療の直接的な経済的責任を負っている(E) 宣言者が患者である医療機関の従業員、主治医、主治医の従業員である HCPA: 成人である二人の証人は本人、本人の医療提供者、本人の医療提供者の従業員であってはならない。 成人である二人のうち、少なくとも一人は、宣言者とは血縁、婚姻、養子関係に無く、事前指示書が作成される際に存在する意思のもと、あるいはその時に存在する法の運用によって、患者の死に伴い患者の遺産を相続する権利が与えられていない個人でなければならない
10	Florida	患者の希望あるいは代理人の指示に従いたくない医療提供者・施設は、即座に患者のケアを患者の希望に従う別の医療提供者・施設に代わってもらうよう、合理的な手段をとらなければならない。本章では医療提供者・施設は患者が次の条件を満たすなら道徳的・倫理的信念に反する行為を義務付けない (a) 緊急状態でない、 (b) 入院にあり、患者に書面で医療提供者・施設の道徳的・倫理的信念の方針を伝えた (2) 患者の希望あるいは代理人の指示に道徳的・倫理的信念の理由で従いたくない医療提供者・施設は7日以内に以下のどちらかの行動をとらなければならない (a) 患者を他の医療提供者・施設へ移送する。移送する側の医療提供者・施設が患者の移送費用を負担すること。または、 (b) 患者が移送されていない場合、s. 765.105の規定に当てはまらなければ、患者の希望あるいは患者の代理人の指示に従うこと	医療代諾者(代理人) health care surrogate	判断能力のなくなった患者もしくは知的障害のある患者で、事前指示の無い者、代諾者の無い者は、以下の優先順位の人物によって、医療の決断を行うことが出来る (a) すでにいる場合は、法廷によって任命された後見人(b) 配偶者(c) 成人した子、複数いる場合は、できる限りその大多数の決断(d) 本人 parent of the patient(e) 成人した兄弟、複数いる場合は出来る限りその大多数の決断(f) 成人した親戚で、本人の健康状態、宗教、信仰や道徳観をよく知り、理解と関心を示す者(g) 親友(h) 規定の医療ソーシャルワーカー これらの代理人は各医療提供者の倫理委員会によって選ばれた者であり、その医療提供者の雇用者であってはならない。任命された代理人は、要請があった場合、その決断を助ける為、患者と直接関係の無い医師を、助言者として与えられる。生命維持装置の差し控え、中止の決断は倫理委員会で評議される	N/A	少なくとも証人の一人は本人の配偶者あるいは血縁関係であってはならない

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
11	Georgia	15, 18と同様	医療代理人: 宣言者の医療ケアに関わっている医師あるいは医療提供者は医療代理人になれない	N/A	<p>法廷により後見人を任命する必要がある場合は本人がPART 3に記入して後見人を任命することができる。本人に判断能力がない場合は法廷が任命する。PART 1で本人が医療代理人を任命している場合は、同じ人物を後見人として任命することが可能。医療代理人と後見人が異なる場合は医療ケアの決定権の優先権は医療代理人に与えられる</p>	<p>証人の両者とも健全な精神状態であり、18歳以上でなければならぬが、本人がこの書類に署名する際に立ち会う必要はない</p> <p>次上げる人は証人にはなれない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療代理人 ・患者の死に伴い患者の遺産を相続する権利が与えられていない ・患者の医療提供に直接かかわっている人 ・証人の一人だけであれば患者が治療を受けている病院、高度看護施設、ホスピス、もしくは他の医療施設の従業員、代理人、または医療スタッフでも良い。ただし、直接患者の医療ケアに関わっていない者
12	Hawaii	医療提供者は良心に従って、事前指示、もしくは医療代理人の決断を拒否することが出来る。医療提供者は、患者の事前指示や、医療代理人の決断が、組織の方針に矛盾するものであった場合、それを拒否することが出来るが、その方針の説明は、患者や医療代理人に、迅速に行われなければならない。事前指示や医療代理人の決断が、医学的に無効な衣料を要求するものであったり、一般的に認められている医療の水準に矛盾するものであった場合拒否することが出来る	本人と血縁・婚姻・養子関係に無い限り、本人がケアを受けている医療施設の所有者、管理者、雇用者はなることができない	Surrogate. 代償者 患者は主治医に報告することで、代償決定者を任命、撤回することが出来る	「後見人は法廷によって任命された者であって、個人の医療決定権を有する。」と言う以外の記述なし	<p>以下のものは証人にはなれない</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療提供者 (2) 医療提供者又はその施設の雇用者 (3) 医療代理人 <p>最低でも一人のものは次の条件を満たさなければならないAt least one of the individuals used as a witness for a power of attorney for health care shall be someone who is neither:</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 血縁関係もしくは養子関係の無いもの (2) 署名時点で本人からの遺産相続が決定している者
13	Idaho	患者の医療ケアから撤退する前に誠意を持って患者の希望通りに行為してくれる他の医師・医療提供者に代わってもらうよう、合理的な手段をとらなければならない	<p>医療代理人あるいは法廷代理人: 次に挙げられた人は代理人になれない</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 治療に関わっている医療提供者 (2) 本人と親族の関係に無い限り、治療に関わっている医療提供者の従業員 (3) 地域ケア施設の経営者 (4) 本人と親族の関係に無い限り、地域ケア施設の従業員・医療代理人に配偶者 前の配偶者の指名を取り消すこととなる 	N/A	N/A ・代理意思決定者 ("surrogate decision maker")について言及されている(30参照)	証人の必要なし
14	Illinois	N/A	<p>家族、友人、他いかなる人で、(i) 18歳以上の者; (ii) 個人的によく知っている者; (iii) 信頼関係にあり、本人の最善を考え、たとえそれがその人の考えに反するものであったとしても、本人の希望に従いそれを実行する意思のあるもの。(iv) 本人や医師との話し合いに参加できる者。(vi) そこにおいて、責任を全うする意思のあるもの</p>	"Surrogate": 代償者。家族、友人、後見人がこれになれる	N/A	<p>医療提供者とその親族、本人の利用している医療施設の所有者、運営者、及びその親族、親、子、兄弟、本人の子孫、(婚姻、養子縁組によるいかなる関係も含む) 医療代理人とその継承者</p>
15	Indiana	N/A	N/A Attorney in fact: 資格要件の規定の記載なし	<p>(1) 法廷によって任命された後見人もしくは本章8節にある規定にもとらうて任命された代理人。後見人がいない場合、後見人が分からない場合、後見人が拒否する場合は、(2) 親、子、成人した兄弟。(本章9節において、不適任者とされるものを除く。)もしくは(3) 宗教に属しているものによっては、その宗教の聖職者が決断を代償することが出来る</p>	<p>本人の人格や遺産の保護に関する事柄について、後見人の指名を法廷に申告することが出来る。法廷は最新の代理権を考慮したうえで後見人を任命する。後見人は、法廷の指示なしに、医療に関する決定、医療代理権の訂正や撤回を行う力は無い</p>	<p>(1) 宣言者の指示に従って、宣言者に代わって宣言に署名した者</p> <p>(2) 宣言者の親、配偶者、もしくは子である者</p> <p>(3) 遺産相続の対象者である者</p>

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
16	Iowa	N/A	Attorney in fact: 法的代理人。署名時点で本人の看護、治療にあつたている医療提供者、もしくはその雇用者でない事。ただし、これらのものが本人と血縁関係にある場合を除く	正式名称の規定なし。次の優先順位で医師は決断に当たって相談する事。1)配偶者 2)成人した子息、複数いる場合はその大多数。3)片親もしくは可能な場合は両親。4)成人した兄弟 決断が延命処置の差し控え、中止に関する場合は、決断の場に証人の立会いを必要とする	本人に指名され、法廷に承認されたもの。(633.635 subsection 2参照)	以下の者は宣言の証人になれない。 (1)署名時点で本人の看護、治療にあつたている医療提供者 (2)名時点で本人の看護、治療にあつたている医療提供者の雇用者 (3)18歳未満の者
17	Kansas	N/A	代理人 subsection (c) of K.S.A. 65-4921と修正条項で定められている治療を行う医療者、治療を行う医療者の執事員、 subsection (a)(2) in K.S.A. 59-629で定められている施設に従業員/所有者/管理者/役員は、以下の場合を除き、医療決定に関する持続的代理権の下で医療の決定を行う代理人として指名されることはできない (1) 本人と血縁/婚姻/養子縁関係にある場合、または、 (2) 本人と代理人が、信仰生活の契約によって結びついている同一コミュニティのメンバーで、礼拝の実施または手伝い、および実質的・定期的に宗教/慈善/教育的献仕または医療サービスの実績がある場合 または、委任状による代理人 書面の持続的代理権において本人が指名した代理人としての個人/法人/組織	N/A	N/A	18歳以上の2名の証人の前での署名が必要。証人は、代理人は不可、または血縁/婚姻/養子縁関係にある者も不可、また、カンザス州の相続法上または本人の意思・補足により、本人の財産相続権がある者、本人の医療費の直接的な支払責任者は不可
18	Kentucky	(2) 患者の事前指示、または代諾者/責任ある関係者の決定に従うことを拒否する主治医/医療機関は、直ちにその旨を患者/責任ある関係者、および患者の家族/後見人に通知しなければならない。遺言患者の事前指示、または責任ある関係者による決定に従うことを拒むいかなる医師/医療機関も、事前指示に従ってこれる他の医師/医療機関への患者の移送を妨げなければならない。もし、患者/家族/後見人が転院を求めそれが認められたら、医師/医療機関は、患者の医療記録・他の情報/治療継続に医学的に必要な援助を、受け入れ先の医師/医療機関に提供しなければならない (3) 患者の事前指示、または責任ある関係者の医療決定に、道徳的/宗教的/職業的理由に基づき従わない旨を、病院/医療機関に対し書面で提示した、公的/民間病院または医療機関のいかなる医師/看護師/従業員も、患者への通知および移送に関する本sectionのsubsection(2)の要求に従っている限り、事前指示/決定に従うことを拒むことはできない (4) 事前指示/責任ある関係者による医療決定に従うことを拒否するいかなる医師/看護師/スタッフ/従業員に対し、患者への通知および移送に関する本sectionのsubsection(2)の要求に従っている限り、懲戒処分や、免許/認証/地位/その他資格の認定の停止または制限、といった罰を科すことは不法な差別的待遇である	代諾者 (4) 本人が入所または患者である医療施設の従業員/所有者/管理者/役員は代諾者として指名される、あるいは行為することはできない。ただし、4親等以内の血縁関係/同一の宗教または共済組織のメンバーである場合は除く	医療の決定の権限を与えられる責任ある関係者 (1) 主治医により決定能力がないと診断された成人が事前指示を作成してなかった場合、または決定しなければならない事項が事前指示に示されていない場合、下記のうち1つの関係者が患者に代わって医療の決定を行う権限を与えられる。上から順に優先権があり、上位のクラスが合理的に利用不可能/行為する意思または能力がない場合は次のクラスのそれに権限を与えられる。 (a) もし司法上、患者の後見人が選定されており、医療の決定が後見人の職務範囲内であった場合は、その後見人; (b) もし持続的代理権が明確に医療の決定権を帯びている場合、持続的代理権において指名された代理; (c) 患者の配偶者; (d) 成人した子息、または患者に2名以上の子息がある場合は、合理的に相談可能な成人した子息の過半数; (e) 患者の親; (f) 患者の最も近くに居住する血縁者、または同様の関係の血縁者が2名以上いる場合は、合理的に相談可能な過半数	N/A	以下の人は、証人/公証人/その他誓約権限のある者にはならない: (a) 本人と血縁関係にある者; (b) 連邦法の下での相続受益者 (c) 本人が患者である医療施設の従業員。ただし公証人である場合を除く; (d) 本人の主治医; (e) 本人の医療費に対する直接的な支払い責任のある者
19	Louisiana	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
20	Maine	(1) 直ちにその旨を患者およびもし可能ならその時点で患者の医療の決定を行う権限のあるすべての人に通知しなければならない (2) 転院するまで、あるいは管轄裁判所が決定に関する最終的な命令を下すまでは、患者に治療を提供し続けなければならない (3) 患者あるいはその時点で患者の医療の決定をする権限のある人が支援を拒まない限り、直ちに指示/決定に従う意思のある医療従事者/施設への転院について最大限の努力をしなければならない	代理人 ただし、本人と血縁、婚姻、あるいは養子縁関係にある者で、本人がケアを受けている居住型長期療養施設の所有者、経営者、または従業員の場合は代理人になれない	代諾者 以下、代諾者となれる家族の優先順位は下記のとおり (1) 法的に離婚していない配偶者(1-A) 配偶者と同じように、感情的・身体的・経済的関係を分かち合っている成人(2) 成人した子ども(3) 親(4) 成人した兄弟姉妹(5) 成人した孫(6) 血縁または養子縁関係にある、成人した姪・甥(7) 血縁または養子縁関係にある、成人した叔父・叔母(8) 血縁または養子縁関係にある他の成人で、患者の価値観をよく知っており、かつ合理的に協議可能な者 もし上記(b)に挙げた代諾者が合理的に利用不可の場合、患者の価値観をよく知り、代諾者として合理的に利用可能である、患者に特別な心配を表明する成人を代諾者とする 患者が治療を受けている居住型長期療養施設の所有者、管理者、従業員は代諾者になれない。ただし、下記の場合を除く (1) 配偶者(2) 成人した子ども(3) 親(4) 決定より前の段階で6か月以上同居していた血縁者	N/A	N/A

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
21	Maryland	ID無能力患者の生命維持治療の差し控え/中止の指示が、一般的に受け入れられている患者の治療の基準と矛盾すると医療従事者が考える場合、以下を行わなければならない: (i) 入院患者の場合は、その施設の諮問委員会に申し立てを行う;または、 (ii) 管轄裁判所に申し立てを行い、生命維持治療の差し控え/中止の実施命令または免除を求める。 医療従事者が、医療代理人または代諾者の指示に従う意思がない場合、 (i) 医療代理人/代諾者に以下を伝えなければならない: (i) 指示を拒否する旨; (ii) 転院を希望することができる旨;および、 (iii) 他の医療従事者に患者を移すことについて全ての合理的な努力をする旨; (2) 転院の手助け;および (3) 転院までの間に、指示に従わないと患者の死をもたらす可能性が高い場合は、本人の指示、あるいは代理人/代諾者の指示に従う	医療代理人 宣言者が医療を受けている施設の所有者/経営者/従業員;または、宣言者が医療を受けている施設の所有者/経営者/従業員の、配偶者/親/子ども/兄弟姉妹は不適格者 ただし、以下の場合は除く 本subtitleの § 5-605(a)で定められた代諾者の資格がある者; 宣言者がその施設で医療を受け始める、または受ける契約をする前に、既に指名されていた場合	代諾者 ID無能力と判定され、かつ本subtitleに従って代理人を指名していなかった場合、または代理人が利用できない場合、以下の順番で医療の決定をすることができる (i) もし指名されていれば、後見人; (ii) 配偶者または家庭内パートナー (iii) 成人した子ども(iv) 親(v) 成人した兄弟姉妹(vi) 下記(3)の条件を満たす友人または他の身内 上記で述べた、医療の決定ができる友人または他の身内とは、下記を指す: (i) 判断能力のある個人;かつ、 (ii) 以下の誓約書を主治医に提示する者とする: 1. 患者の身内または近い友人であること;および2. 患者の活動・健康・個人的信条に精通するのに十分な定期的なコンタクトをとっていたという具体的な事実および状況	N/A	N/A
22	Massachusetts	N/A	医療代理人 本人と血縁/婚姻/養子関係にない限り、医療委任状作成時点で、本人が入院/入所している、あるいは入院/入所の申請をしている施設の経営者/管理者/従業員は、医療代理人になることはできない	N/A	N/A	医療委任状に医療代理人として指名されている人は、当該委任状での証人にはならない 下記(ii)(iii)を除き、全ての判断能力のある個人は事前指示の証人になることができる。宣言者が治療を受けている医療施設の従業員、NP、医師であっても、良心に基づき行為する場合は可能 (ii) 宣言者の医療の代理人の場合 (iii) 少なくとも証人のうち1人は、宣言者の財産相続権があることがわかっている者であってはならない。または、宣言者の死亡によって何らかの金銭的利益を得ることがわかっている者であってはならない
23	Michigan	N/A	委任状による代理人 患者の支持者	N/A	N/A	(4) 患者の配偶者、親、子息、孫、兄弟姉妹、法定推定相続人、その時点で受遺者である者、医師、患者の生命/健康保険または患者を治療している医療機関または高齢者居住施設、患者に精神保健サービスを提供している地域精神保健サービス/精神科病院の支援者または従業員は証人にはならない うち少なくとも1名は、宣言者の配偶者/親/子息/孫/兄弟姉妹/法定推定相続人であってはならない
24	Minnesota	N/A	proxy	N/A	N/A	LW:遺産相続の可能性のある者、LW上の代理人(proxy)、DPA:医療代理人(Health care agent)、少なくとも一方は非医療従事者
25	Mississippi	医療施設の方針や一般的な倫理原則に反する場合には、拒否することができる この場合も、拒否を患者か代理人に伝え、当人が拒まない限りは転送施設を捜し、それまでは変わらずケアを提供する	agent	surrogate 優先順位: 配偶者(離婚していない場合)⇒成人の子ども⇒両親⇒成人の兄弟⇒価値観等を理解している他者	Guardianは事前指示書の中で任命することもできる	血縁者、姻族、養子縁者、宣言者の遺産に関係のある者

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
26	Missouri	良心や信念に反する場合、宣言の拒否や代理人の決定の拒否は可能。ただし、宣言を拒否する場合には、可能な限り別の医師や別の医療施設に移す	Attorney in fact なれない人: guardian/conservator/ 主治医とその上司(ただし、二等親以内の親戚、社会的、宗教的、地域的等の理由で非常に強いつながりがある場合を除く)	conservator	事前指示があり、かつ、後見人が選定された場合には、公聴の後に裁判所によって権限や義務、責任の範囲の特定を行う	N/A
27	Montana	主治医または担当高度開業看護師 (attending advanced practice registered nurse)が宣言を実行したくない場合には、できる限り他の医療従事者や医療機関に移れるようにする	attorney-in-fact	consent by others	有効な宣言がなく、終末期や意思決定不可能になった場合に有効。 優先順位: 配偶者→成人した子息(複数の場合には多数派)→両親→成人した兄弟(複数の場合は多数派)→血縁や縁組上もっとも近い成人した親戚	裁判所の要請がある場合にはfull guardianが同意や中止の決定を行う
28	Nebraska	医療提供機関は、本人や代理人の決定が病院の方針に反する場合、かつ、そのような方針を事前に通知していた場合には、これを拒否することができる。この際に、医療機関が転院を手助けしてもよい 医療提供機関は、本人や代理人の決定が個人の宗教的、道徳的信念に反する場合には、速やかにその意向を伝え、その決定を拒否することができる。この際には、速やかに転院を手助けするべきである	Attorney in fact なれない人: 主治医、血縁・姻戚・養子縁組関係のない主治医の従業員、血縁・姻戚・養子縁組関係のない本人がかかっている病棟の所有者・経営者・従業員、血縁・姻戚・養子縁組関係のない10人かそれ以上の人の代理人となっている者	Guardian	代理人から指名され、その代理人が同意能力を喪失した場合	配偶者、両親、子供、孫、兄弟、法定推定相続人、受遺者として知られている者、主治医、代理人、本人が加入する生命・健康保険の従業員、医療を提供する組織の従業員や管理者は1人までしか証人になれない
29	Nevada	DPAについては記載なし 治療の中止と差し控えに関しては、医療従事者は拒否する場合には多施設への転院のための合理的な努力をするべき	agent なれない人: 担当医療従事者、医療提供者の職員、医療機関の職員、医療機関の経営者(ただし、これらの者が配偶者、法定後見人、最近親者の場合は例外)	N/A	医療上の代理決定が執行された後に、裁判所によって後見人が指名された場合、代理決定権は消失する。ただし、その場合であっても、後見人は医療上の代理決定等に含まれる本人の意向に従うべきである。	医療提供者、医療提供者の職員、医療機関の経営者、医療機関の職員、代理人、血縁、姻戚、養子縁組の関係のない者、および、遺産に関係ある者は一人まではOK
30	New Hampshire	病院として拒否する場合には、8.5×11(インチ)以上の紙で拒否の明示を掲示すること 医療従事者が個人的に拒否する場合には、本人または家族に拒否の意向を伝える(本人は別の医療従事者や医療機関への転送を要請することができるし、医療従事者にもそのための合理的な努力をする義務がある)	agent	N/A	遺言検認裁判所が判	代理人、配偶者、相続人、主治医、APRN、遺言に関連する者 雇用関係にある者は一人まではOK

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
31	New Jersey	医師は、彼の衷心からの個人的・職業的信念に基づいて、生命を維持している方法の差し控えや中止を拒否することができる。その場合、その医師は善意に基づき、宣言者やヘルスケア代表者等にその決定をできるだけ速やかに伝えなければならない。また、ケアを行う看護師やその他の医療専門職も、善意により、生命を維持するための方法の差し控えや中止を拒否することができる。その場合、宣言者が無視され、尊厳を持って扱われないことを避けるため、宣言者やヘルスケア代表者、看護師長などに早急に連絡する必要がある。このとき、本法では、他の法律に反したり、職業基準に反するやり方でヘルスケアの開始・継続・差し控え、中止を行うことを要請することはない	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスケア代表者 (Health care representative) 明確な規定はなし。宣言者の配偶者、別法で定める家庭内パートナー、成人した子ども、親や他の家族メンバー、友人、宗教的なアドバイザー、その他宣言者が選ぶ者が含まれるが、この限りではない 宣言者がケアを受けているヘルスケア施設の管理者や被雇用者は、宣言者との血縁関係等の関係がない限り、ヘルスケア代表者にはなれない。ただし、主治医ではない医師は、ヘルスケア代表者になることが可能 複数の者がヘルスケア代表者になることができ、宣言者は彼らに対して決定権の優先順位を与えることができる 	N/A	N/A	ヘルスケア代表者 (designated health care representative) はADの作成にかかると証人には成り得ない
32	New Mexico	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 医療代理人 18歳以上 主治医の意見で、適応宣言者が永続的無意識状態、あるいは無能力、精神的、身体的にコミュニケーションが不可能な場合に、生命維持治療の差し控え・中止を含む医療決定を行うことができる 	代諾者 (Surrogate): 宣言者 (成人、独立した未成年) によって代理人と後見人が前もって指名されていないとき、次の者が代諾者として認められ、ヘルスケアに関する決定を行うことができる <ul style="list-style-type: none"> 配偶者もしくはそれに相当する者 成人した子や兄弟 親や祖父母 代諾者としてふさわしくない者をあらかじめ指定しておくことも可。患者がケアを受けているヘルスケアの施設の被雇用者や所有者は、血縁関係や婚姻関係、養子関係にない限り、代諾者になることはできない	N/A	N/A
33	New York	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 代理人 (Health care agent) 宣言者がケアを受けている医療施設の所有者、管理者、雇用者になることはできない 本人と血縁、婚姻、養子関係にない限り、DPAに基づく代理人は、本人がケアを受けている医療施設の所有者、管理者、雇用者になることができない 	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 本人がケアを受けている医療施設に雇用されている医療提供者 本人にケアを提供している医療提供者の雇用者 代理人
34	North Carolina	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 代理人 (Health care agent; Health care power of attorney) 18歳以上の意思決定能力のある成人 主治医および主治医の被雇用者でない 宣言者がヘルスケアを受けている施設の被雇用者ではない 宣言者と相続に関連する血縁関係がなく、婚姻関係にもない 	<ul style="list-style-type: none"> 事前指示 (HCPA) の指名がなかった場合) 主治医や、決定能力のある心理士によって、HCPAの代理として決定を行うことができる 宣言者の道徳的・宗教的理由から、主治医や心理士に対して指名が行われていない場合、意思決定能力のある18歳以上の成人、health care agent以外の人物で、宣言者のヘルスケアに従事していない人物が HCPAになることができる 	後見人は裁判所により指名される。後見人は一般法35A-1201(a)(5)に従って行動しなければならない	9.の記述に対応
35	North Dakota	宣言者のヘルスケア提供者・長期ケアサービス提供者は、良心やその他の反対理由から、宣言者の指示に反対して行動することができる	代理人 次の条件に当てはまらない人物 <ul style="list-style-type: none"> 宣言者のヘルスケア提供者 宣言者のヘルスケア提供施設の被雇用者 長期にわたってヘルスケアを提供している者およびそのようなケア施設の被雇用者 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人 しかしながら、後見人の権限は、代理人のそれよりも小さい 	後見人は第30章においてその資格要件が定義されている。(本人の利益・福祉を考慮できる人ならだれでも申請でき、裁判所が指名する)	公証人もしくは証人は、代理人、宣言者の配偶者や子、血縁関係、婚姻関係、養子関係、相続に關係する者、宣言者のケア提供の財源者、主治医であってはならない

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代誌権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
36	Ohio	N/A	法定代理人。最低2人の証人が必要(証人の資格要件については25「証人の禁止規定」を参照)	後見人 資格要件については2111章を参照	資格要件については2111に記載。検認裁判所によって指名される	宣言者と血縁関係または婚姻関係にあつてはならない。主治医であつてはならない。宣言者がケアを受けている施設の管理者であつてはならない
37	Oklahoma	N/A	「ヘルスケア代理人」18歳以上の成人で、主治医ともう一人の医者により、宣言者が決定能力を失ったと判断された場合、生命維持装置の差し控え・中止、あるいは提供を判断できる、宣言者によって指名された者	ヘルスケア代理人の指名をしなかった場合にはその権利を放棄したとみなされる。本法により代替の医師が立てられる	N/A	N/A
38	Oregon	医療提供者が、医療の事前指示または医療代理人による決定を実施できないまたは実施したくない場合には下記の規定が適用される。 a. 医療提供者は速やかに医療代理人に伝えること b. 医療の決定に議論の余地がある場合には、医療代理人または医療提供者は裁判所による指針を求めること c. 医療の決定に議論の余地がない場合には、医療代理人は他の医師または医療提供者に代わるようしかるべき対処をすること d. 医療代理人がおらず、医療の決定に議論の余地がない場合には、医療提供者は患者を退院させるか、他の医療提供者に代わるようしかるべき対処をすること	・代理人 ・本人と親戚関係(血縁、婚姻または養子縁組)にないかぎり、主治医もしくはその従業員、または本人が入居する医療施設の所有者、経営者、従業員(入居前に指名した場合は除く)は代理人になれない	・医療代理人が指名されていない場合には、以下の順で代理人に定める a. 後見人 b. 配偶者 c. このリストに挙げられた者によって指名された成人(18歳以上) d. 本人の子ども(成人)の過半数 e. 両親のいずれか f. 兄弟姉妹(成人)の過半数 g. 親戚(成人)または親友(成人) このうちいずれも見つからない場合には、主治医が生命維持の差し控えまたは中止を決定できる	・医療代理人がいいる場合、以下の順で代理人に定める a. 後見人 b. 配偶者 c. このリストに挙げられた者によって指名された成人(18歳以上) d. 本人の子ども(成人)の過半数 e. 両親のいずれか f. 兄弟姉妹(成人)の過半数 g. 親戚(成人)または親友(成人) このうちいずれも見つからない場合には、主治医が生命維持の差し控えまたは中止を決定できる	・二人の証人のうち、一人は次の要件にあてはまらないこと a. 親戚(血縁、婚姻または養子縁組) b. 本人の死亡時に遺言書または法律により財産分与に預かる権利のある者 c. 本人が入居する医療施設の所有者、経営者または従業員 (以下は、両証人に関する禁止規定) ・代理人 ・指示書作成時の主治医
39	Pennsylvania	・本人に判断能力があるなら本人に、判断能力がないなら医療代理人にその旨伝えること ・他の医師または医療提供者に代わること ・代わりの医師を見つけることができずに生命維持治療を行うことになっても、リビング・ウィルや医療代理人による決定に従わなかったことに対して刑法または民事責任に問われず、行政処分処せられることもない ・医療提供者は、医療代理人が代理人としてのしかるべき権利をもたない判断した場合には、その代理人による指示や決定に従うのを拒否しても、刑法および民事的責任、職業上の違反に問われず、行政処分処せられることもない ・医療提供者は、倫理的または合理的な医学的知見に基づき、事前指示または医療代理人の決定を拒否しても、刑法および民事的責任、職業上の違反に問われず、行政処分処せられることもない	・医療代理人 (health care agent) ・本人の配偶者が医療の代理人に指名されている場合、そのいずれか一方が離婚手続きを開始した時点でその指名は撤回される。ただし、離婚しても指名が引き続き有効であることが事前指示書に明確に示されている場合にはその限りではない ・複数の医療代理人を指名することができる ・本人と親戚関係(血縁、婚姻、養子縁組)にない場合には、主治医等の医療提供者および本人が医療を受けている医療提供施設の所有者、経営者、従業員は代理人になれない	・医療代理人の指名がない場合には、次の優先順位により代理人の役を担うことができる。配偶者、配偶者の子ではない子(成人)/子(成人)/両親/兄弟姉妹(成人)/孫(成人)/宗親や道徳に関する本人の好みや価値観に関する知識を有する者 ・本人と親戚関係(血縁、婚姻、養子縁組)にない場合には、主治医等の医療提供者および本人が医療を受けている医療提供施設の所有者、経営者、従業員は代理人になれない	N/A	・本人の代わりに、本人の指示によってリビング・ウィルに署名する者はその証人になることはできない。医療提供者は、本人に医療サービスを提供している場合には、本人の代わりに本人の指示によってリビング・ウィルに署名することはできない ・本人の代わりに、本人の指示によって医療代理権に署名する者はその証人になることはできない。医療提供者は、本人に医療サービスを提供している場合には、本人の代わりに本人の指示によって医療代理権に署名することはできない
40	Rhode Island	N/A	・代理人 ・担当している医療提供者、医療を提供している施設の従業員(親戚の場合は可)、コミュニティケア施設の経営者、コミュニティケア施設の従業員(親戚の場合は可)は代理人として指名できない ・もう一人別の代理人を指名してもよいし、指名しなくてもよい。代理人が配偶者の場合、婚姻関係が解消されたときにはその資格を失う	N/A	N/A	・代理人として指名した者、医療提供者、医療施設の従業員、コミュニティケア施設の経営者およびその従業員は証人になれない ・血縁または婚姻関係にない者

番号	州	規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代権を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
41	South Carolina	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・(医療)代理人 ・医療代理人は、18歳以上の健全な者。本人の親戚である場合を除いて、本人が患者となっている医療提供者またはその従業員でないこと、本人の入居する介護施設の従業員でないこと、またはその配偶者でないこと ・代理人は複数指名することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が医療に関する決定を行うことができないまたは行いたくない場合には、後見人 (guardian)、遺言検認裁判所または Adult Health Care Consent Act に則った surrogate (代理人？遺言検認裁判所？) が本人が書面に記した指示に従って決定すること 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・医療代理権について、証人は、本人の親戚(血縁、婚姻または養子縁組。具体的には本人の配偶者、両親直系の祖先・子孫またはその配偶者)でないこと/本人の医療費を直接負担している者でないこと/本人の死亡時に遺言書、または無遺言相続による相続人として財産分与を受ける権利のある者でないこと/本人の生命保険の受取人でないこと/証人のうち2名以上が本人が患者である医療施設の従業員でないこと/主治医または主治医のことで働く従業員でないこと/本人の死亡時に本人の財産への要求権のある者でないこと ・リビング・ウィルについては、証人は、本人の親戚(血縁、婚姻または養子縁組。具体的には本人の配偶者、両親直系の祖先・子孫またはその配偶者)でないこと/本人の医療費を直接負担している者でないこと/本人の死亡時に遺言書、または無遺言相続による相続人として財産分与を受ける権利のある者でないこと/本人の生命保険の受取人でないこと/証人のうち2名以上が本人が患者である医療施設の従業員でないこと/主治医または主治医のことで働く従業員でないこと/本人の死亡時に本人の財産への要求権のある者でないこと ・さらにリビング・ウィルについては、宣言時に宣言者が入院していたり、介護施設に入居している場合には、State Ombudsman, Office of the Governorによって任命されたオンブズマンと、2名の証人のうちの一人として行動し、かつ本章に規定した証人としての資格を満たしたオンブズマンによる証人ではなければならない
42	South Dakota	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人 (attorney in fact/agent) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する持続的代理権がなく、後見人がいない場合には、以下の順序で、判断能力のない者のために医療の決定を行うことができる。配偶者、子(成人)、両親、兄弟姉妹(成人)、祖父母または孫(成人)、叔父叔母/従兄弟/甥姪(成人)、親友 ・主治医は、代理人がいなくても、代理人が医療の決定を行うのを拒否する場合には、代理権の指名がないものとして手続きを進めること 	N/A	N/A
43	Tennessee	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供者や医療施設が、本パートの小節に決った事前指示や医療の決定を拒否する場合、(1)可能であれば即座に患者に知らせるほか、患者の代わりに医療の決定を行う者に知らせること (2)患者の転院まで、あるいはそれが不可能であるとの決定がされるまで継続的な医療を提供すること (3)患者やその代理人が拒否しないなら、事前指示や医療の決定に従うのを厭わない他の医療提供者または医療施設に転院させるよう最大限の努力を払うこと (4)転院ができない場合でも、医療提供者または医療施設に事前指示に従うよう強制しないこと ・代理人または代諾者が、その良心および刑事的責任、職務規定違反に問われることはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・代諾者 (surrogate) ・指定医師によって患者には判断能力がないとみなされた場合、かつ代理人や後見人が指名されていないまたは連絡が取れない場合に限り、成人または独立した未成年である患者の代わりに代諾者が医療の決定を行うことができる ・代諾者は、患者に特別なケアを施し、関心のある成人であり、患者の個人的価値をよく知っている者であること(※) ・代諾者の優先順位: 配偶者、子(成人)、両親、兄弟姉妹(成人)、そのほかの親戚(成人)、上記の条件を満たすそのほかの成人 ・代諾者の資格のある者が見つからない場合には、指定医師が施設内倫理委員会等に相談して勧告を受けるか、患者の医療に直接関与していない別の医師からの同意を得たのちに医療の決定を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の決定が後見人の決定に優先する 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力のある成人であり、代理人ではないこと ・少なくとも1名が、本人と親戚関係(血縁、婚姻、養子縁組)にないこと ・少なくとも1名が、本人の死亡時に、遺言書または遺言補足書により財産分与に預かる権利のないこと 	
44	Texas	<ul style="list-style-type: none"> ・担当医が患者の事前指示または医療の決定に従わない場合には、医療倫理委員会による調査を受けることになる。担当医はこの委員会の委員であってはならない。患者には調査の間生命維持治療を実施すること ・事前指示や治療の決定に関する判断をした患者または医療の決定に責任を負う者は、医療倫理委員会の調査過程または本項に規定した医療施設が採用した方針および手続きに関して書面による報告を提出することができる ・事前指示や治療の決定に関する判断をした患者または医療の決定に責任を負う者は、期限について正しいの意が放棄されない限り、患者の事前指示に関する議論を開始する前の48時間以内に委員会による調査過程について情報を提供する ・事前指示や治療の決定に関する判断をした患者または医療の決定に責任を負う者は、以上の情報の提供時に、セクション166.052(f) (患者の転院の権利に関する説明書)に記載した説明書の写を添付すること ・事前指示や治療の決定に関する判断をした患者または医療の決定に責任を負う者は、以上の情報の提供時に、転院を受け入れる準備のある、あるいはその手助けをする意思のある医療提供者および関係施設の一環としてセクション166.053に基づきテキサス州 Health Care Information Councilが管理するウェブサイトに説明書の写を提供すること ・事前指示や治療の決定に関する判断をした患者または医療の決定に責任を負う者は、調査過程の間に実施される会議に出席する権利があり、またその間の決定事項を審議を受け取り得る。この書面に患者の医療記録を含めなければならない ・担当医、患者または医療の決定に責任を負う者が、調査過程の間に決定した事項について異なる場合は、事前指示に従う意思のある別の医師に患者を紹介するよう努めると、患者が医療施設を移す場合には、医師が別の医師、同施設内の別の医療環境、別の施設に患者を移すのを施設の従業員が手助けすること ・患者または医療の決定に責任を負う者が、担当医より調査過程によって適切でないと判断された生命維持治療を要する場合には、患者の転院までの生命維持治療を提供すること。別の施設に転院するための費用は患者が負担する義務がある ・調査および調査結果は、上記規定に基づいた指示のない限り、決定事項(※事前指示に従わない旨の決定)を審議して患者または医療の決定に責任を負う者に提供すれば、その後10日以内は生命維持治療を実施する義務がない ・患者の担当医および調査過程に従って生命維持治療が適切でないと判断された患者が、その判断から6か月以内に同じ施設に再入院した場合、担当医および施設内倫理委員会の委員である consulting physician が、患者の病歴は改定していないは悪化したという記述を致すのせり上記の規定に準ずる必要はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人 (agent, designated person) ・本人の医療提供者は代理人になれない ・本人の親戚でないかぎり、本人の医療提供者の従業員は代理人になれない ・本人の介護(養護)施設の従業員 (residential care provider) は代理人になれない ・本人の親戚でないかぎり、本人の介護(養護)施設の従業員は代理人になれない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適格患者が代理人を指名していた場合、担当医および代理人が宣言者の指示に従って医療の決定をする。代理人の指名がない場合、事前指示が患者の現在の希望を反映していると考えられるときには担当医がその指示に従うこと ・適格患者が事前指示を行っていない場合には、担当医のほか、法定後見人または医療代理権によって指名された代理人が、生命維持治療の差し控え・中止をはじめとする医療の決定をする。法定後見人や代理人がいなければ、担当医のほか、可能な限り配偶者、子(成人)、両親、最も近くに居住する親戚の優先順位で1名が医療の決定を行う。ここに挙げられた者が医療の決定を行う場合には、暫定的な後見人の手続きを行わなければならない。いずれでもない場合には、患者の治療に關与していない別の医師が、施設内倫理委員会の代表者と治療の決定に関して意見を一ししなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人の申し立てにより、遺言検認裁判所が代理人の権利を停止するか取り消すかを判断する。裁判所は、医療代理権に記載された本人の希望を考慮し、裁判所の決定が下されるまで、後見人が医療の決定を行う唯一の権利を有する。後見人が指名されていない場合には、代理人が医療の決定を行う権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力のある成人 ・少なくとも一人が、宣言者によって治療の決定を行うよう指名された者でないこと ・少なくとも一人が、宣言者の親戚(血縁または婚姻)でないこと ・少なくとも一人が、宣言者の死亡時に、遺言書または遺言補足書によって宣言者の財産分与に預かる権利のないこと ・少なくとも一人が、担当医の雇用者でないこと ・少なくとも一人が、宣言者が医療を受けている医療施設の雇用者(宣言者に直接医療を提供している雇用者、医療施設またはその上部団体の役員、責任者、共同経営者、事業所職員)でないこと ・少なくとも一人が、事前指示書に署名した時点または書面でない場合には発行時点で、宣言者の死亡後に宣言者の財産の一部に対して請求権のある者でないこと
45	Utah	<ul style="list-style-type: none"> 代諾者の意思決定能力が疑われる場合、指示書作成時の意思決定能力が疑われる場合には、拒否することができる 	agent	<ul style="list-style-type: none"> default surrogate 優先順位: 成人の配偶者(ただし、離婚している場合、法的に離別している場合は除く)→家族(ただし、18歳以上で決定能力あり)子ども・両親・兄弟・孫・祖父母 	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位: 代理決定⇒ guardian⇒ degault surrogate 	<ul style="list-style-type: none"> 宣言書の代筆者/血縁または姻族/宣言者の財産(遺産)に関連のある者/利害関係者/宣言者の死によって利益を得るもの/宣言者の死によって資産への権利や利益が発生する者/医療を提供している医療従事者/指名される代理人当人

番号	州	21 Combined ADを医療従事者が拒否する場合の規定	22 DPA手続きによって本人が指定・指示指名した代理人の名称と資格要件	23 本人が指名・指示していない場合に代諾者を与えられる者の名称と資格要件	24 後見人 (guardian) の資格要件	25 証人の禁止規定
46	Vermont	ADに従うことを拒否する場合、次のことを迅速に行うこと 1)可能な場合には本人に、もしくは指名された代理人、後見人に通告する。2)本人、代理人、後見人がADの指示に従うことに同意し代行者へ責任を移動することに協力する。3)代行するサービス提供者が見つかるまでのサービス提供を続行する事。4)本人のカルテにAD執行拒否の理由とその対処について記録する	Agent: 本人の医療提供者は Agentとなる資格なし。その他の資格要件の特記なし	N/A	N/A	医療代理人、遺産相続人、本人の配偶者、親、成人の兄弟、子もしくは孫
47	Virginia	主治医が(i) 事前指示、または(ii) 代理人の医療決定、または(iii) 54.1-2986に規定された権限のある者の医療決定に従うことを拒否する場合、他の医師に患者を移すための合理的な努力をしなければならず、また54.1-2990に従わなければならない 本sectionは、医学的または倫理的に不適切な医療要求であると主治医がみなした場合でも適用される A. 本articleの規定は、医学的、倫理的に不適切な医療を行うことを医師に求めるものではない。医師の決定と患者／患者の事前指示、代理人あるいは54.1-2986により権限付与された者の決定と対立する場合は、医師は患者あるいは患者の代理人等への情報提供に合理的な努力をしなければならない。もしそれでも対立が解決しない場合は、医師は患者の求め等に従う意思のある他の医師へ患者を移す合理的な努力をしなければならない。移送には少なくとも14日の猶予を与えること。この間は、医師は生命維持治療を提供し続けること	代理人	authorized person 1. 患者の後見人。後見人は本section下でなされる医療の決定のために指名される者であると解釈されてはならない;あるいは、 2. 患者の配偶者(離婚協議中で、離婚が成立していない場合を除く);あるいは、 3. 患者の成人した子息;あるいは、 4. 患者の親;あるいは、 5. 患者の成人した兄弟姉妹;あるいは、 6. 患者の親族(血縁順); 7. 生命維持治療の差し控えあるいは中止に関する治療の提案を提案する場合は、 (i) 患者への特別な配慮と気遣いを示している成人で、なおかつ(ii) 患者の宗教的信条および価値観をよく知っており、彼らが知る範囲で治療に関する患者の従前の好みを知る人がいる。ただし、その時点で患者に治療を提供しているところの管理者、従業員、代理人は除く	N/A	N/A
48	Washington	N/A	事実上の代理人	N/A	後見人の規定はあるが、資格要件についてとくに記述はなし	項目8を参照
49	West Virginia	リビング・ウィル、医療代理権、医療従事者が信頼出来ると決定した他のあらゆる手段に含まれる指示は、従われなければならない 医療代理権代理人や医療代諾者、他の権限を与えられた人と協力して、当人のMPA、LWを尊重する別の医師に本人のケアを代わってもらうようにしなければならない	医療代理権代理人: 18歳以上で本法第6条に従って医療決定をするよう他の人によって指名された人 ただし、次の人は医療代理権代理人になれない。本人を治療している利用従事者▽本人に関係ない治療している医療従事者の雇用者▽本人のために働いている医療施設の経営者	代理決定者、代諾者: 18歳以上で合理的に可能で、能力の無い人に代わって医療の決定を行い、その能力を有している人。本人の主治医やナース・プラクティショナーによって指名される ①配偶者②成人した子ども③両親④成人したきょうだい⑤成人した孫⑥親しい友人⑦公的機関、公的後見人などあらゆる人・機関	後見人: (本法とは別に) Chapter44の規定に従い裁判所によって指名された人	・リビング・ウィルあるいは医療代理権に署名している人 ・本人と婚姻・血縁関係にある人 ・本人の財産相続権を与えられている人 ・本人の医療の経済的責任を有している人 ・主治医 ・医療代理権代理人
50	Wisconsin	N/A	・医療代理人 (health care agent) ・医療提供者、医療提供者の従業員または医療施設の従業員で、宣言者がその患者またはそこに入院している場合、あるいはその配偶者である場合には、医療代理人に指名できない。ただし、親戚を除く	N/A	・後見人がいる場合でも、医療代理権は有効。医療代理人が後見人より優先される	・宣言書の署名時に、証人は以下の者であってはならない。宣言者の親戚(血縁、婚姻、養子縁組)、宣言者の財産分与の権利があるとわかっている者、宣言者の医療に対して財政面で直接責任のある者、宣言者をケアする医療提供者、宣言者が患者となっている施設の牧師(chaplain)および社会福祉士以外の医療提供者または介護(養護)施設の従業員 ・医療代理権の署名時に、証人は以下の者であってはならない。本人の親戚(血縁、婚姻、養子縁組)。同棲相手。本人の財産分与の権利があるとわかっている者。本人の医療に対して財政面で直接責任のある者。本人をケアする医療提供者。本人が患者となっている施設の牧師(chaplain)および社会福祉士以外の医療提供者または介護(養護)施設の従業員。本人の医療代理人
51	Wyoming	本人の指示あるいは医療決定を拒否する医療従事者・医療施設は、 ①患者や医療決定の権限を有している人に可能な限り知らせること ②治療担当を変更するまで、生命維持治療の継続を含む、継続したケアを提供する ③患者や医療決定の権限を有している人が援助を拒まない限り、すみやかに患者の担当を、患者の指示や医療決定を順守する他の医療者あるいは他の施設に代わってもらえるよう、あらゆる努力を行う	・医療代理権代理人 ・本人と血縁、婚姻、養子関係がない限り、医療代理権代理人は、本人がケアを受けている居住施設あるいはコミュニティケア施設の所有者、経営者、雇用者がなることはできない	・代諾者 ・本人が指名していない、あるいは指名が活用できない場合、次の順序で優先的に代諾者として行為できる ①配偶者、ただし合法的に離縁していない限り ②成人した子ども ③両親 ④祖父母 ⑤成人したきょうだい ⑥成人した孫 ・もしそれでも該当しなければ、特別のケアや考慮を示している、患者の個人の価値観をよく知っている、合理的に代諾者として行為できる成人 ・患者と血縁、婚姻、養子関係にない限り、患者がケアを受けている居住施設、コミュニティケア施設の所有者、経営者、雇用者が代諾者になれない	・裁判所の反対命令が無い限り、医療代理権代理人の医療決定は、後見人のそれに優先する ・後見人の権限については、別法(3-2-201a iii)	①治療している医療提供者、医療提供者の雇用者 ②書面で指名された委任状による代理人 ③コミュニティケア施設の経営者、施設あるいは経営者の雇用者

表5 - 6

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
1	Alabama	d) 医療の事前指示書は次に挙げる場合に有効になることとする: 1. 主治医によって、宣言者はもはや自身の治療を理解し、正しく評価し、指示することができないと断定される 2. 2人の医師は、そのうち1人は主治医、また1人はそうした診断をする資質があり診断経験のあることとし、自ら宣言者を診察(検査)し、診断し、宣言者の疾患や怪我が終末期にあるか、遷延性植物状態にあるという医療記録を文書で記録している	主治医によって妊娠していることが知られている宣言者の医療の事前指示書は、宣言者の妊娠中は効力を発しない	宣言者がリビング・ウィルと代理人指名の両方を作成している場合、生命維持治療あるいは人工的に提供される栄養・水分の提供、差し控え、中止に関して、本章に基づき、正規に指名された医療代理人による決定は、宣言者のリビング・ウィルあるいは代理人指名が別の方法で表明していない限り、宣言者のリビング・ウィルに優先することとする	本章のいかなる規定も、慈悲殺あるいは医師による補助自殺を大目に見たり、権限を与えたり、承認したり、あるいは本章において規定されるように自然死の過程を許すという以外に、生命を終結させるための肯定的なあるいは故意の行動、あるいは不作為を許可すると解釈されることはない	・代諾者の決定 ・司法的に指名された後見人 ・施設内倫理委員会が満場一致で取り扱う ・主治医、医療スタッフ主任、牧師等で構成する委員会の満場一致で取り扱う
2	Alaska	本人が同意能力を失っていると判断された時にのみ、発効する。判断するのは、 ・主治医 ・精神疾患の時は裁判所 ・精神疾患のケースで緊急時は、主治医か別の医療提供者	次のいずれかの場合、効力を与えられない ①患者が妊娠していて同意能力のない女性である ②指示や決定が、生命維持治療の差し控え・中止である ③生命医事治療の差し控え・中止が合理的な医療判断において、患者の死を招く可能性がある ④生命医事治療が提供されれば、胎児が生児出生の段階まで発達しうる	N/A	本法は慈悲殺、自殺補助あるいは安楽死にいかなる権限も与えない	代理人、後見人がいない場合、代諾者による決定
3	Arizona	本人が医療決定できないとき	N/A ただし、サンプルフォーム内で、もし妊娠している場合、生命維持治療の差し控え・中止をしてほしくない	有効な事前指示書の規定間に相違がある場合、最も最近の指示が患者の希望を表していることみなされる	本章は自殺、自殺補助、慈悲殺を承認したり、権限を与えたりしない	・医療代理権による代理人指名が無い場合、裁判所が指名する後見人がいない場合、代諾者が医療決定する ・医療従事者が、代諾者を見つけれなかった場合、施設内倫理委員会と相談し、推薦を受けた後、主治医が患者の医療決定を行うことができる
4	Arkansas	i) 主治医に宣言の内容が伝達された時 かつ ii) 宣言者が主治医と別の医師のコンサルテーションによって、終末期状態にあり、もはや生命維持治療の実施について決定することができないか、永続的無意識状態にあると判断された時	主治医に妊娠していると知られている適応患者の宣言は、生命維持治療を継続すれば胎児が出生可能時まで発達することが可能な限り、発効しない	N/A	RTPUA ・宣言に従ったことによる生命維持治療の差し控え・中止は自殺や殺人を構成することはない ・慈悲殺、安楽死に権限を与えたり承認したりすることはない DPA ・安楽死や自殺補助、自殺、その他米国内州刑法を犯すあらゆる行為に権限を与えたり、促進したりするものではない	・本人が未成年、あるいは有効な宣言や医療代理人が指名されていない、あるいは主治医の意見でもはや医療決定ができない場合、宣言は次に上げる個人あるいはカテゴリーに従って最初に本人に代わって作成される(実行される) ①司法後見人②18歳未満の未婚者の場合、患者の両親③患者の配偶者④患者の成人した子ども、1人以上いる場合、決定に参加する患者の成人した子どもの過半数⑤18歳以上の患者の両親⑥患者の成人したきょうだい、あるいは1人以上いる場合、決定に参加する患者のきょうだいの過半数⑦親代わりの人⑧患者の成人した相続人の過半数
5	California	患者に同意能力がない、あるいは同意能力が回復している、あるいは、医療指示や代理人、代諾者の権限に影響を与える別の症状が存在しているかどうかの決定は、主治医によって行われなければならない	N/A	N/A	慈悲殺、自殺補助、安楽死に権限を与えたり、承認したりすることは無い	N/A
6	Colorado	・主治医ともう一人別の医師による終末期状態、永続的植物状態であり、治療や手術の拒否能力が無いと判断がある ・配偶者、成人した子ども、両親、きょうだい、他の指名した人のうち少なくとも1人に知らせる ・48時間以内に何も反応がなければ、主治医は生命維持治療や人工栄養・水分補給の中止、差し控えを行う	宣言者が妊娠していて、胎児に生存能力がある場合、患者が妊娠していない状態になるまで、宣言は効力を発しない	N/A	LW: 生命維持治療の差し控え・中止は、自殺や殺人を構成しない MDPA: 安楽死や慈悲殺を認めたり、権限を与えたり、承認するものではない	・代理決定者による決定 ・決定能力がないと主治医もしくは裁判所が決定した場合、その事実を患者の医療記録に残す ・その決定と、患者のために代理決定者が選択されなければならないことを、患者もしくは患者の関係者に知らせる ・関係者は、患者に代わって誰が医療決定するか合意するための努力をしなければならない ・代理人の決定で、人工栄養・水分補給を患者から中止、差し控える場合、主治医と第二の独立した神経学、神経外科の専門医によって人工栄養水分補給の提供継続が、単に死を引き延ばすだけであるということを認定する必要がある
7	Connecticut	1. 効力を発揮するのは、公文書が主治医に提供された時 2. 宣言者が、主治医によって、無能力であると決定された時 医療代理人が指名された後いかなる時も、主治医は、無能力の決定について、医療代理人として指名される人の要請に基づき、書面で開示することとする	妊娠している患者には適用されない	N/A	N/A	・患者の意思がリビング・ウィルに表明されていない場合、主治医は、患者によって直接主治医に行われた声明を、可能なら、患者の医療代理人、患者の近親者、法定後見人あるいは後見人(相続人)、1-56rにしたがって患者に指名された人と相談することによって、患者の希望を決定しなければならない

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対応・手続き
8	Delaware	<p>・医療の事前指示書が発効するのは、宣言者が判断能力を喪失していることと決定された際に限られる。事前指示書が生命維持治療の提供、中止、差し控えに適用される際には、事前指示書の発効は、宣言者が判断能力を喪失し、限定された状態にあると決定された際に限定される</p> <p>・判断能力の喪失・回復の診断は、書面による医療の事前指示で特定された主治医あるいは他の医師(ら)によって行われなければならない</p>	<p>生命維持措置の継続的適用によって、胎児が子宮外で生きることができなくなるまで発達することが可能である限りは、生命維持措置は、妊婦として知られている患者から差し控えたり中止したりすることはできない</p>	N/A	N/A	代諾者による決定
9	District of Columbia	<p>LW:18歳以上であること。患者の様態が終末期であるとの判断は生命維持治療の実施にかかわらず、不治の怪我、疾患もしくは病気が死をもたらし、生命維持治療は死を先延ばしにするだけであると判断された場合。終末期の診断は2人の医師によるものであり、そのうち1人は主治医、自らが患者を診察し、診断し、生命維持治療の実施にかかわらず、患者の怪我、疾患もしくは病気が死をもたらし、生命治療は人工的に死を引き伸ばしていると判断した場合。DPA:本人の判断能力が無くなった時</p>	<p>事前指示の宣言があった時点で、本人が、規定の医療機関に入所している場合。ただし証人の一人が、本人の弁護士(Advocate)もしくは代理人(Onbudsman)である場合を除く</p>	N/A	<p>生命維持治療の差し控え・中止は、自殺や殺人を構成しない。 HPCA: 本章のいかなる規定も、安楽死や慈悲殺を認めたり、権限を与えたり、承認するものではない</p>	<p>(a) 医療に関する持続的代理権がなく、本人が21-2204に基づき治療に関する判断が不可能であるとみなされた場合、患者に代わって次にあげる個人の順序である医療サービス、治療、手当てに関して承諾、拒否、または撤回する権利が与えられる。(1) 同意が後見人や資産保全者の権利の範囲内であれば、裁判所により任命された後見人あるいは患者の資産保全者である。(1A) 裁判所により任命された患者の知的障害弁護士が section 7-1304.13に基づき、同意を承諾、拒否、または撤回する権利がある場合。(2) 患者の配偶者、または家庭内パートナー(3) 患者の成人した子ども(4) 患者の両親の一人(5) 患者の成人した兄弟(6) 患者が修道士である場合は宗教上の役員者、あるいは教区司祭(8) 患者の親しい友人(6) 患者と最も親しい親族関係にある、生存している患者の近親者 (b) この章にあげられた承諾、拒否、または撤回する決定権は患者の意思、または、患者の意思が未確認であり、確認できない場合、誠意をもって患者の最善の利益に基づき決定すること。 (c) (a) 節の(2)から(6)に規定された人が患者の代わりに承諾、拒否、または撤回を決定する場合、必ず少なくとも一人の証人が立ち会うこと。 (d) 先行に指名された個人が合理的に活用できない場合、精神的判断能力がない場合、または、行動する意思がない場合、決定権は優先順位リストの順で次に合理的に有効で、精神的判断能力があり、協力する意思のある人に与えられる</p>
10	Florida	<p>(a) 患者が自ら権利を行使するまでの回復が医学的に見込めない状態である (b) 本人が終末期状態、持続性のある植物状態、あるいは患者の健康状態が治癒の見込み無く不可避的な状態である (c) 口頭あるいは書面で宣言された制限や条件が注意深く考慮され、満たされていること 延命治療の差し控えあるいは中止は主治医ともう一人の医師が別々に患者を診察した後、終末期状態、持続性のある植物状態、回復の見込み、もしくは、事前指示に含まれている病状あるいは制限を確認して、診断結果を医師の署名とともに患者の医療記録に記載してから実行できる</p>	N/A	N/A	<p>本章のいかなる規定も、安楽死や慈悲殺を認めたり、権限を与えたり、承認するものではない 本章のいかなる規定も、延命治療の差し控え・中止は、自殺を構成しない</p>	<p>765.305 LWがない場合の手続き (1) LWがない場合、患者の指定した代諾者に延命治療を差し控えたり中止したりする決定権が与えられる。但し、延命治療を差し控えたり中止したりする権利が患者によって代諾者に与えられている場合のみ (2) 代諾者が決定能力のない患者の治療を差し控える権利を行使する前に次の点を確認する必要がある (a) 患者が自ら権利を行使するまでの回復が医学的に見込めない状態である (b) 患者が終末期状態、植物状態、あるいは患者の健康状態が治癒の見込み無く不可避的な状態である</p>
11	Georgia	<p>・事前指示書は本人が医療ケアに関して意思を伝えることができなかった場合、あるいは意思を伝えることができなくなった場合に効力を生じる ・LWはこの章に基づき、終末期状態、こん睡状態、持続的植物状態の場合に延命治療の差し控え、もしくは中止を指示する本人が自発的に作成した書面。 as such chapter existed on and before June 30, 2007. ・本人の健康状態が治癒の見込み無く不可避的な状態、または、回復が医学的に見込めない状態であると主治医ともう一人の医師が診察により診断を下し、書面で記録することによって断定される</p>	N/A	<p>PART-ONE で医療代理人を任命した場合は医療に関して代理人はすべての決定権がある If you have selected a health care agent in , then your health care agent will have the authority to make all health care decisions for you regarding matters covered by PART TWO. Your health care agent will be guided by your treatment preferences and other factors described in Section (4) of PART ONE.] Health care agent has more authority over guardian.</p>	N/A	<p>事前指示が作成されていない場合、終末期状態あるいは、持続的こん睡状態にある患者の人工栄養・水分補給の使用、差し控え、中止、または、延命治療の使用、差し控え、中止に関しての意思を本章は推定しない</p>
12	Hawaii	<p>医療代理権に指定が無い限り、医療代理権は本人が判断能力にかけると診断された時点で有効となり、本人の判断能力が回復した時点で無効となる</p>	N/A	N/A	<p>本章のいかなる規定も、安楽死や慈悲殺を認めたり、権限を与えたり、本章規定以外の生命維持の差し控え、中止を承認するものではない</p>	<p>医師が患者に判断能力が無いと判断した時点で、医師又はそれに指名された者は、その患者にその事実を出来る限り伝達し、本人の関係者にも連絡を取ること。そして、その者を通して本人の親族と話し合い、Surrogate Decision-maker(代償決定者)を指名するよう依頼する。関係者たちは、出来る限り意見の一致をはかる。代償決定者となるものは、患者本人と親近であり、本人の医療に関する最近の希望を理解している者とする。もし、代償決定者や他の親族、関係者たちの中で意見の一致が難しい場合は、その仲の誰でも、本章の551により法廷によって後見人となることを要請することができる。これができるのは、代償決定者の任命について話し合いに参加してきた本人の関係者、親族に限る</p>

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
13	Idaho	本人が意思伝達不能となり、根治不可能、不可逆な外傷、疾患、病と医師によって判断され、人工的な栄養水分補給はただ人工的に延命しているだけで、延命装置の使用にかかわらず死は間近であると判断された場合。植物状態と判断された場合	妊娠と診断された場合、妊娠中は宣言が効力を発揮しない	・本人が事前指示に示した希望に従い、また、本人により知らされた希望に従い、代理人は医療ケアの決定を行うこと ・本人が自ら医療ケアに関して決定したい場合は代理人の決定権を制限することができる	本章は安楽死、慈悲殺、自殺補助、またその他の自殺行為に権限を与えたり、促進したり、承認したりすることはない	代理意思決定者: ・法廷に任命された後見人 ・他人のLiving Willもしくは医療に関する持続的代理権に命名された者 ・既婚の場合、配偶者 ・本人の成人した子ども ・本人の親 ・親の権限の委任を持っている人 ・状況下で責任の権限を持つ適切な親族 ・医療ケアに関して代表責任のある、決定能力のある人 ・本人が医学的緊急状態にあり、病院、医療、歯科、外科の医療処置を差し控えたり、遅らせることにより命に係わる危機的状況になる可能性が高く、本人が治療に関しての希望を残していない、あるいは、希望を伝えることのできない場合は担当医療提供者がふさわしいと判断した処置を行うこと
14	Illinois	医師によって、根治不可能、不可逆的な外傷、疾患、病の診断を受けた場合	妊娠中	N/A	本章は慈悲殺を承認せず、自然死を許す以外、故意に死をもたらす行為や省略を承認しない	代償者は家族、友人、後見人のいずれかで、医師の相談を受ける
15	Indiana	終末期の規定: 以下のひとつ以上を持つ者が対象 (1)進行性慢性疾患の終末期 (2)進行した慢性の衰弱 (3)回復の見込みが無い、延命処置なくしては死が間近であると診断された外傷、疾患、病 (4)心肺停止した場合蘇生が医学的にほぼ不可能、又は可能であってもすぐまた停止することの予期される疾患を持った者	妊娠中	N/A	本章は慈悲殺を承認しない	N/A
16	Iowa	宣言者の様態が終末期であるとみなされ、宣言者は治療に関する判断が不可能な場合	本人が妊娠中は無効。本人が妊娠中であって、延命処置の続く限り胎児が出生可能となるまで発育できる場合	代理人は宣言者の希望を尊重する事。代理権や宣言に明記が無い限り、代理人の権限は制限されない	本章のいかなる規定も、慈悲殺あるいは医師による補助自殺を大目に見たり、権限を与えたり、承認したり、あるいは本章において規定されるように自然死の過程を許すという以外に、生命を終結させるための肯定的あるいは故意の行動、あるいは不作為を許可すると解釈されることはない	1. 本章に基づく宣言が無い場合、終末期にあり、こん状態、判断能力が無い、もしくは心身的に意思疎通不可能な患者の延命処置は、以下の者と医師との話し合いと、知れる限りの本人の意思に基づき、差し控え、中止をすることが出来る a.本章144Bまたは633B.1にも基づいて任命された医療代理人 T b. もしすでに任命があれば、本人の後見人(本章633.635, subsection 2)に基づき、 c. 配偶者 d.成人した子息、複数の場合はその大多数、成人した兄弟 決断が延命処置の差し控え、中止に関する場合は、決断の場に証人の立会いを必要とする e. 両親もしくは可能な場合は両親 f. 成人した兄弟 2. 決断が延命処置の差し控え、中止に関する場合は、決断の場に証人の立会いを必要とする W 上の1、2. は本人が妊娠して、延命処置の続く限り胎児が出生可能となるまで発育できる場合を除く。ただしこの場合にも、延命処置の差し控え、中止に関する権利と義務は有効である
17	Kansas	二人の医師(うち一人は主治医)が別個に終末期で苦しんでいる状態であることを診断し書面で証明した患者	妊娠中であると主治医により診断された適格患者の宣言は、妊娠中は効力を持たない	N/A	(a) 本法に準じた適格患者の生命維持治療の差し控え/中止は、いかなる場合においても自殺および K.S.A. 21-3406で定められている自殺補助罪の構成要素となつてはならない 本法は、慈悲殺を見逃す/正当性を認める/是認するもの、または本法で定める死の自然な過程以外で、故意の行為や不作為で死をもたらすものと解釈されてはならない	N/A
18	Kentucky	N/A	もし妊娠しており、それが主治医に知られている場合、この指示は妊娠中は効力を持たない (4) 事前指示に関わらず、妊婦への生命維持治療および人工栄養/補液は行われなければならない。ただし、主治医ともう1名の医師の診察によって、それらの処置が胎児の発育や生存を維持することを可能にせず、妊婦に有害となったり、あるいは投薬によっても緩和できない激しい苦痛が延長される場合は除く	N/A	(1) 事前指示に基づいた延命治療または人工栄養/補液の差し控え/中止は、いかなる場合においても自殺の構成要素とはならない KRS 311.621から311.643は、慈悲殺を容赦/認可/是認するものとして解釈されてはならない。また、自然な過程以外のあらゆる積極的/故意の死を認めるものと解釈されてはならない	N/A

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
19	Louisiana	N/A	N/A	N/A	N/A	(2) 意識障害等のある適格患者があらかじめ宣言を作成していないときは、以下のいずれかの人が患者本人に代わって宣言を作成する。(a)もし任命されれば、チューターかキュレーター、このサブパラグラフは宣言を作成するために任命がなされていないと解釈するものではない。(b) 2名以上の証人と患者の署名のある書面によって、成人の患者が事前指名している人(たち)には、判断能力がなくなったときに宣言を作成する権限がある。2名以上が指名されている場合は、以下の順番で権限あり。(c) 法的に別れていない配偶者。(d) 成人した子息。(e) 親。(f) 兄弟姉妹。(g) 祖父母・孫等。(3) 上記(d)～(g)が複数いる場合は、その中の大多数が納得できるような相談に尽力すべき
20	Maine	法的能力のある成人または法的に独立した未成年は個々の医療指示を出すことができる 指示は口頭または書面指示はある特定の状態になったときのみ有効 口頭での指示は医療従事者または5-805(b)で定められた代諾者のみが有効	N/A	より以前に作成された医療の事前指示との不一致がある場合は、不一致の及ぶ範囲において以前の指示を撤回する	このパートは、慈悲殺／補助自殺／安楽死、あるいは他の連邦規則による禁止の範囲において禁止されている治療の提供／差し控え／中止の権限を与えるものではない	代諾者は、成人または法的能力のある未成年について、主治医によって法的能力が欠如しているとされ、かつ代理人または後見人が指名されていないあるいは合理的に利用不可で、かつ主治医によってその患者が終末期または遠延性植物状態であると診断された場合は、生命維持治療の差し控え・中止を決めることができる 代諾者は、成人または法的能力のある未成年が、主治医によって法的能力欠如を診断され、かつ代理人または後見人が指名されていない状況で、あらゆる医療の決定を行う権限もある。ただし、代諾者は、手術あるいは救命や医学的に必要な治療の拒否は除く
21	Maryland	書面に特段の定めがない限り、事前指示は、宣言者の主治医および二番目の医師が、患者にID能力がないことを書面にて証明したときに有効となる もし患者に意識がない、あるいはどのような手段でも意思疎通が図れない場合、上記に規定の二番目の医師による証明は不要である	医療者は以下の場合を除き、代理人が指名されていない事前指示、あるいは代諾者の承諾に基づいて、生命維持治療の差し控え／中止は行わない:	N/A	本subtitleは、自然死のプロセスよりも慈悲殺または安楽死、積極的に死をもたらしを見逃すあるいは権限を与える、是認するものと解釈されてはならない 本subsectionに則った生命維持治療の差し控え／中止は、いかなる場合も自殺とみなされてはならない	事前指示がない場合、生命維持治療に同意するか拒否するかについての患者の意図は推測しない
22	Massachusetts	本sectionに基づき、医療代理人の権限は、本人が医療の決定をする法的能力が欠如していると判定された後、あるいは意思疎通ができなくなったと判定された後に有効とされなければならない 本sectionに準じて医療の決定をする能力がないとの判定がなされたにもかかわらず、本人が医療委任状に従って代理人が行った医療の決定に反対する場合は、本人の決定を優先する。ただし裁判所命令によって本人の医療の決定をする能力がないことが判定されている場合を除く	N/A	医療委任状に従った、代理人による本人のための医療の決定は、医療委任状の中で、あるいは委任状を覆すという裁判所命令といった別段の定めのある場合を除いて、本人に判断能力があったときに決定された持続的代理権に準じて行なう人などによる決定と同等の優先権がある	本章のいかなる規定も、自殺／慈悲殺を構成する／許す(大目に見る)／正当性を認める／是認するものと解釈されてはならない。 また、自然死の過程以外の積極的に自身の生命を終わらせる行為や故意に自身の生命を終わらせる行為を容認するものと解釈されてはならない	医療委任状が締結されていない場合において、ここでの規定は、法的に認められた判断能力欠如／法的能力欠如の患者に代わる責任ある当事者(responsible parties)のIC取得を妨げるものであってはならない 本chapterのいかなる規定も、本chapter制定前に締結された医療の決定権限の代理権を妨げるものであってはならない 判断能力のある成人が、医療の代理人を指名していなかったり、あるいはこの条項に準じた詳細な医療の指示を与えていなかった場合、その人の医療についての希望に関する推測はすべきではない
23	Michigan	1. 本patient advocate designationは、患者が自身の身体的／精神的治療に関する決定に参加できなくなった場合に限り有効である。もし本PADに職務についての権限が含まれている場合は、患者の死後にも行使の権限が残る (1) 本subsection(3)の場合を除き、PADに基づく権限は、患者が身体的／精神的治療の決定に参加できなくなった場合に限り、patient advocateにより行使され得る。患者の主治医およびもう1名の医師または認定心理学者による検査で参加不能が決定され、その旨は書面でなくてはならず、患者のカルテに採り、少なくとも1年に1回は再検討されなければならない。もし患者の宗教的信念により検査が禁じられており、その旨が指示書で述べられている場合、患者は指示書において、本subsectionで定める参加不能の決定をどのように行うべきか示しておかなければならない。精神科治療決定に関する患者の能力の決定は、section55151に則り行わなければならない	3. 本PADでは、妊婦が死に至るような治療の差し控え／中止の決定はできない。一適用というより、作成時の条件	N/A	N/A	N/A
24	Minnesota	主治医が意思決定能力を喪失したと判断した場合	宣言者が妊娠中	N/A	同法は慈悲殺、安楽死、自殺、自殺ほう助を許容したりするものではない	N/A
25	Mississippi	主治医による意思決定能力の欠落の判定後	N/A	N/A	同法は慈悲殺や自殺ほう助、安楽死を許可したり、認めるものではない	agent⇒guardian⇒surrogate
26	Missouri	主治医ともう一人の医師による無能力の判定 現在受け入れられている医学的な基準を用いて判定 医療記録に組み込まれる	宣言者が妊娠している場合	N/A	N/A	N/A

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
27	Montana	主治医または担当高度開業看護師 (attending advanced practice registered nurse)による末期状態、または、意思決定能力の喪失の認定	宣言者が妊娠している場合	N/A	同法は慈悲殺や安楽死を許可したり、認めたりするものではない	N/A
28	Nebraska	主治医と別の医師によって同意能力の欠如が判定された場合 その決定は書面で残され、医療記録として記録されなくてはならない	N/A	代理人の指定がすべての決定に優先する	同法は殺人や自殺、及び自殺ほう助を許容したり、認めたりするものではない	代理人の指定がない場合には、本人の希望について一切の推定をしてはならない
29	Nevada	医師、精神科医、心理士のいずれかによって無能力が決定された場合	N/A	N/A	治療中止や差し控えによって引き起こされる死は、自殺や殺人とはならない 治療中止と差し控えを認める法は、慈悲殺や自殺ほう助、安楽死を許可したり、認めたりするものではない	N/A
30	New Hampshire	意思決定能力喪失/終末期/遷延性意識障害を医療従事者が判定し、書面に残す	宣言者が妊娠している場合(ただし、LW等に従わないことで重大な危害が本人に及ぶ場合や胎児の発達と出産が見込めない場合にはその限りではない)	N/A	同法は慈悲殺や安楽死を許可したり、認めたりするものではない	N/A
31	New Jersey	・主治医によって判断。書面にて宣言者の意思決定能力の喪失について、その経過・内容を含めて記載 ・意思決定能力の喪失について、一人もしくは複数の他の医師の確認作業が必要(ただし、意思決定能力の喪失が明らかであり、主治医と代理人が確認作業の必要性を認めない場合を除く) ・心神喪失による意思決定能力の喪失については、専門家の査定が必要 ・代理人として宣言者から指名されている医師は、意思決定能力喪失の決定に関する権限を持たない ・宣言者と代理人への通知は、宣言者のカルテに記載されていなくてはならない ・宣言者によって指定された特定の状況下でなくても、主治医その他臨床家は指示の方針にできるだけ従わなければならない	本法で直接明記されていないが、2人の成人の証人が不在のまま、作成されたAD(健全な心で、かつ不当な影響下で書かれていないことが証明できないAD)については、その効力が疑われると考えられる	・明確な規定はないが、もしLWとDPA(や主治医の判断)との衝突が見られた場合、当事者はヘルスケア施設によって定められた手順によって、あるいは施設内倫理委員会や施設によって、この問題のために指名された人物との話し合いにより、解決の道を探ることとする。場合によっては管轄の裁判所の判断を仰ぐこともある ・ただし、主治医以外の宣言者のケアに関わっているヘルスケアの専門家、宣言者のヘルスケア施設の管理者は、上述の話し合いについて異議を唱えることができる	本法の第15節の生命維持治療の差し控え/中止の規定に従い、善意により、ADの文言及び本法の条件に従う限り、当該行為は他殺、自殺ほう助、積極的安楽死に当たらない	・事前指示がない場合、合理的判断とその宣言者の医学的状態に適合した方向づけ、治療法選択の行使のうえで、宣言者の指示や願望を示すその他の証拠の文言、意図、精神を効力化するため、ヘルスケア代表者は善意により合理的な分別を行う ・事前指示に書かれていない限り、宣言者の願望が十分に決定できない場合、ヘルスケア代表者は宣言者の最善の利益を考慮して決定を行うものとする
32	New Mexico	i) 主治医に宣言の内容が伝達された時 かつ ii) 宣言者が主治医と別の医師のコンサルテーションによって、終末期状態にあり、もはや生命維持治療の実施について決定することができないか、永続的無意識状態であると判断された時	主治医に妊娠していると知られている適応宣言者の宣言は、生命維持治療を継続すれば胎児が出生可能時まで発達することが可能な限り、発効しない	N/A	RTPUA ・宣言に従ったことによる生命維持治療の差し控え・中止は自殺や殺人を構成することはない ・慈悲殺、安楽死に権限を与えたり承認したりすることはない DPA ・安楽死や自殺ほう助、自殺、米国本州刑法を犯すあらゆる行為に権限を与えたり、促進したりするものではない	代理人が指名されていれば、代理人は宣言者の最善の利益を鑑み、決定を行う
33	New York	本人が同意能力を失っていると判断された時にのみ、発効する ・主治医によって医学的合理性を持って判断される ・精神疾患の時は精神科の医師とのコンサルテーションが必須 ・宣言者が発達障害のときに意思決定を要するときには、専門の訓練を受けた医師や心理士とのコンサルテーションが必須	次のいずれかの場合、効力を与えられない ①宣言者が妊娠していて同意能力のない女性である ②指示や決定が、生命維持治療の差し控え・中止である ③生命維持治療の差し控え・中止が合理的な医療判断において、宣言者の死を招く可能性がある ④生命維持治療が提供されれば、胎児が生児出生の段階まで発達する	本法にそって、ヘルスケア提供者が宣言者の意思決定能力の欠落を示したとしても、代理人がその決定に異議を唱える場合、代理人の意思決定が優先される	N/A	代理人、後見人がいない場合、代諾者による決定
34	North Carolina	宣言者 (principal)によって指名された医師や心理士が、宣言者の意思決定能力の喪失を決定したときにDPAが発効される	N/A	N/A(HCPAの規定のみ)	HCPAに基づく生命維持措置の差し止め、差し控えは、自殺、民法・刑法上の死因、専門職上の服務違反にはならない	N/A
35	North Dakota	宣言者の主治医の判断により、ヘルスケアの決定が出来ない旨を書面にて確定し、カルテにもその旨を記載し、宣言者が決定能力を回復しないことが望めない場合しかし、宣言者がヘルスケアの決定が可能であっても、宣言者の権限により、代理人が決定を行う場合もある。この条項については指示書によって拒否できる	N/A	N/A	本規定によって、自然死以外の、慈悲殺や積極的な死や死を見送ること(安楽死)を認めるものではない	宣言者の最善の利益に従う。代理人の知りうる限りの宣言者の個人的価値を付度する

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による帮助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
36	Ohio	患者が永続的な無意識状態に陥っている時、又は終末期状態にある時(と主治医が判断した時)。永続的な無意識状態の判断は、専門医が行う。終末期の判断は、医学的基準に照らして、生命維持治療に関する判断が行えないとの判断を基準とする	事前指示自体が撤回された場合	両権限が競合しない限りにおいて、LWIに優先権が与えられる	本法の解釈によって、他殺や自殺、自殺帮助や安楽死を認めるものではない	後見人の指名の手続きを検認裁判所にて行う
37	Oklahoma	一般に、宣言者が精神的・身体的に医学的意思決定を下すことができなくなった場合	N/A	N/A	本法の解釈によって、他殺や自殺、自殺帮助や安楽死を認めるものではない	N/A
38	Oregon	a. 終末期状態 b. 永続的な無意識状態 c. 生命維持の処置が病状を改善させず、永続的に激しい痛みをもたらす状態 d. 致死性の進行性疾患で永続的にコミュニケーションを取ることができず、食物および水を安全に飲み込めない、自己のケアをできない、家族などを認識できず、病状が著しく改善する可能性のない状態	代理人には、本人に代わって瘻管治療、精神外科、不妊、妊娠中絶に関する決定を行う権利はない	・以前に医療代理権の設定をしていた場合には、それを継続するか、破棄するか選択できる ・事前指示と医療代理権のいずれも有効で、両者の指示が互いに反している場合には、実施時期が新しい方に優先権がある	慈悲殺や故意に生命を断つ行為を認めない。医療代理人は医療の決定に、本人の希望として自殺企図があるものと考えてはいけない。本章の規定に従った生命維持治療の差し控えまたは中止は、いかなる目的にせよ自殺、帮助自殺、慈悲殺および殺人帮助ではない	・本人が事前指示をしていない場合には、代理人が、本人が望んでいたと思われる医療指示を行うよう努める義務がある ・医療代理人がいけない場合には、以下の順で代理人に定める a. 後見人 b. 配偶者 c. このリストに挙げられた者によって指名された成人(18歳以上) d. 本人の子ども(成人)の過半数 e. 両親のいずれか f. 兄弟姉妹(成人)の過半数 g. 親戚(成人)または親友(成人) このうちいずれも見つからない場合には、主治医が生命維持の差し控えまたは中止を決定できる
39	Pennsylvania	本人の主治医が、本人が医療の決定について理解、判断できず、永続的な無意識状態または終末期の病態にあり、治療の有無にかかわらず死に至る状態であると判断しないかぎり、リビング・ウィルは有効とならない	リビング・ウィルや事前指示の有無にかかわらず、妊婦に対しては生命維持治療および栄養・水分補給の提供を行う	他の事前指示と対立しているような場合には、直近のものが優先される	本章のいかなる規定も、慈悲殺、安楽死および自殺帮助を認めるものではない	事前指示がない場合には、医療代理人は宗教的および道徳的な信念等をはじめとする本人の好みや価値観を考慮して医療の決定を行うこと。胃管や静脈内投与、他の人工的または侵襲的方法による栄養・水分補給の差し控えまたは中止に関して、本人の書面による指示がない場合には、医療代理人は本人が栄養・水分補給の差し控えおよび中止を希望していないものと判断すること。ただし、これに関して以前に本人による明確な意思表示があった場合にはその限りではない
40	Rhode Island	N/A	・主治医が患者の妊娠を知っており、生命維持治療の継続によって生児出産まで胎児が成長する可能性が高いときには、医療代理権にいはかなる効力もない ・主治医が患者の妊娠を知っており、生命維持治療の継続によって生児出産まで胎児が成長する可能性が高いときには、この宣言にいはかなる効力もない	これ(医療代理権を定めた書面)により、以前に署名した医療の持続的代理権は無効になる	・医療代理権/宣言および本章に従って実施した生命維持治療の差し控えまたは中止の結果死に至ったとしても、それはいかなる目的にせよ自殺や殺人ではない ・慈悲殺および安楽死は認めない	N/A
41	South Carolina	医師2名(1名は主治医)が、本人は終末期状態または永続的な無意識状態にあると判断した場合に、医師の指示または監督下に生命維持治療を差し控えまたは中止することができる。永続的な無意識状態の判断は、宣言者が連続して90日以上無意識であった場合か、神経病診断学または脳診断によって成質が萎縮、大規模に破壊されていることがわかった場合、そのほかに永続的な無意識状態と判断するに足る特徴があった場合に初めて行うことができる。終末期状態または永続的な無意識状態にあると診断された生命維持治療下にある患者には、診断後6時間以上、医師が事前指示の宣言を適用する前に、積極的な治療を行わなければならない	以下、DPAについて ・本人が妊娠している場合には、その間、医療代理権に従って生命維持治療を差し控えたり中止したりすることはできない 以下、リビング・ウィルについて ・宣言者が妊娠した場合、この宣言書は宣言者が妊娠の間有効とならない	・LWが優先 ・自然死に関する宣言(リビング・ウィル)が適用されない場合にかぎり、代理人には決定権がある ・以前に署名した医療代理権は撤回される	・本章に従って実施した医療代理権/リビング・ウィルの宣言は、いかなる目的にせよ自殺を意味しない ・慈悲殺は認めない	N/A
42	South Dakota	主治医によって、宣言者が終末期状態であり死が間近なこと、医療の決定をするだけのコミュニケーションをとることができないと判断された場合に有効となる	・本章に従ってリビング・ウィルの宣言がされていても、妊娠女性には生命維持治療および人工栄養・水分補給を提供すること。ただし、主治医に加えその女性を診断したもう一人別の医師が、このような治療を実施しても胎児は成長せず、生児出産の可能性がない、あるいは薬剤を投与しても緩和できないような身体的害を生じさせ、激痛を継続させると判断した場合を除く ・医療代理人が指名されていても、妊娠女性には生命維持治療および人工栄養・水分補給を提供すること。ただし、主治医に加えその女性を診断したもう一人別の医師が、このような治療を実施しても胎児は成長せず、生児出産の可能性がない、あるいは薬剤を投与しても緩和できないような身体的害を生じさせ、激痛を継続させると判断した場合を除く	・リビング・ウィルと医療代理権が対立する場合、新しい方に決定権がある	・本章に従って実施した生命維持治療の差し控えまたは中止の結果、死に至ったとしても、目的の如何にかかわらず宣言者の自殺、主治医や医療提供者の殺人を意味しない ・本章は、慈悲殺や安楽死、自殺または自殺帮助を認めるものではない	N/A

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による補助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
43	Tennessee	・事前指示書に特別に明記されている場合を除いて、本人に判断能力がないとみなされて初めて代理人が有効となり、本人の判断能力が回復したときに無効となる	N/A	・宣言者が複数の宣言を行っていた場合には、主治医が連絡を受けているもので最も新しい宣言が優先される ・以前に署名した事前指示と異なる場合、異なる部分に関して新しい事前指示が優先される	・本章に従って実施した治療の差し控え・中止は、目的の如何にかかわらず宣言者の自殺、安楽死および殺人を意味しない ・本パートに従った治療の差し控え・中止は、いかなる目的にせよ自殺、安楽死、殺人、慈悲殺または自殺補助を意味しない	N/A
44	Texas	・本人の担当医によって本人に判断能力がないと診断され、その旨医療記録に記載されてはじめて代理人の権利を行使できる	・妊娠している場合には、事前指示は有効ではない ・妊娠患者に生命維持治療の差し控え・中止を行ってはならない	・治療法の決定や事前指示が、他の治療法の決定や事前指示と異なる場合には、新しいものが優先される ・18歳未満を含め、適格患者の希望は事前指示より優先される	・本節に従って適格患者の生命維持治療を差し控え・中止することは、自殺補助に当たらない ・本節は、慈悲殺を許容、承認するものではなく、また自然死の過程を経る場合を除き、生命を終了させるために故意に何らかの行為を実施したり、放棄したりすることを許可するものではない	・適格患者が事前指示を行っていない場合には、担当医のほか、法定後見人または医療代理権によって指名された代理人が、生命維持治療の差し控え・中止をはじめとする医療の決定をする。法定後見人や代理人がいない場合には、担当医のほか、可能ならば配偶者、子(成人)、両親、最も近くに居住する親戚の優先順位で1名が医療の決定を行う。ここに挙げられた者が医療の決定を行う場合には、暫定的な後見人の手続きを行わなければならない。いずれもいない場合には、患者の治療に関与していない別の医師か、施設内倫理委員会の代表者と治療の決定に関して意見を一にしなければならない
45	Utah	N/A	宣言者が妊娠中の場合	N/A	N/A	優先順位: 代理決定⇒guardian⇒default surrogate
46	Vermont	決断能力にかける場合、終末期も含めて、個人の医療に関する決定権を尊重し、本章によって、医療代理者の任命も含んだADの使用によりその権利が守られることを可能とする	AD(事前指示)の署名時点で、本人が養護、看護施設、医療施設に入所していないことを条件とする。ただし、法的に定められた者によって、本人へのADの説明があり、本人が強制されてADに署名していないことを確認し署名された文書がある場合を除く	本人に判断能力が欠ける場合、特定の場合、代理人が本人の意欲に反して治療の決定をすることが出来る。9707(g)	N/A	「ADや他の事前指示が無いという事実を、本人の医療または他の事柄に関する意思や希望を定める基準としてはならない。」
47	Virginia	宣言者のID能力が喪失したとき	B. 本articleは非治療的な不妊手術、中絶、精神外科へは適用されない C. もし事前指示の内容が、Title37.2のChapter8に書かれている緊急保護、一時拘留、非同意入院、強制外来治療、あるいは、他の法規と対立する場合は、対立部分の事前指示は無効となる。しかし、他の部分の事前指示は完全に有効とされなければならない	N/A	N/A	A. (i) 本articleに従って事前指示が作成されていない場合、(ii) 本articleに従って事前指示が作成されているが問題となっている治療に関する希望が示されておらず、かつ代理人が指名されていない場合、本sectionに則り、主治医が、以下のうち上位の者の指示に従い、治療の提供、継続、差し控え、中止を行うことができる: 1. 患者の後見人、後見人は本section下で定められる医療の決定のために指名される者であると解釈されてはならない;あるいは、 2. 患者の配偶者(離婚協議中で、離婚が成立していない場合を除く);あるいは、 3. 患者の成人した子;あるいは、 4. 患者の親;あるいは、 5. 患者の成人した兄弟姉妹;あるいは、 6. 患者の親族(血縁関係); 7. 生命維持治療の差し控えあるいは中止に関する治療の推察を提案する場合は、(i) 患者への特別な配慮と気遣いを示している成人で、なおかつ(ii) 患者の宗教的慣習および価値観をよ知っており、彼らが知る範囲で治療に関する患者の従前の好みを知る人による。ただし、その時点で患者に治療を提供しているところの管理者、従業員、代理人は除く。患者が治療を受けている施設に医療コンサルテーションチームがなかったり、機能しない場合は、(a) その時点で患者の治療に関わっておらず、(b) 患者が治療を受けている施設に居られておらず、(c) 主治医と同じ企業に所属していない2名の医師が、患者がこれらの基準を満たすかどうかを決定し、決定の根拠を記録に示さなければならない。 ただし、A3-A7の中で医児の決定権を持つ者2名以上の意見が一致しない場合、主治医はそのクラスでの過半数の意見に従って良い
48	Washington	二人の証人の立ち会いのもと、書面にて記載されていること。 ※事前指示が適用可能かどうか不明な場合は、登録されたLWの確認とコンサルテーションを行うこと	N/A	患者と医療者とのコミュニケーションによる	自然死法に従って事前指示どおり生命維持治療の差し控え・中止を行った場合はいかなる場合も自殺や他殺の要件を満たすことはない。また、慈悲殺、自殺補助、積極的安楽死を許容するものではない	N/A
49	West Virginia	終末期状態あるいは植物状態になった時 主治医あるいは資格のある医師によって、治癒の見込み無く不可逆的な状態であり、死のプロセスをただ引き延ばすために延命治療が提供される状態であると判断される	N/A	・本人が示した指示、POST、医療代理権代理人あるいは代諾者の決定に争いがあるとき、本人の示した指示が従われなければならない ・日付の最も新しい事前指示が有効 ・本人の希望がわからないとき、医療代理権代理人あるいは代諾者の決定と、主治医によって決定された最善の利益との間に争いがあるとき、専門医、倫理委員会などのコンサルテーションによって解決する	慈悲殺および自殺補助を合法化したり、容認したり、権限を与えたり、承認したりすることはない	裁判所命令がない場合、事前指示がない場合、後見人が使用不可の場合、代諾者が無能力者に代わって医療決定をする権限を与えられている

番号	州	26 事前指示の適用要件 (applicability)	27 事前指示の適用要件 (applicability) が否定される場合の規定	28 LWとDPA もしくはHCPAの優先度	29 慈悲殺、医師による幫助自殺に関する規定	30 事前指示が無い場合の対処・手続き
50	Wisconsin	<p>・医師2名または医師および臨床心理士 (licensed psychologist) の各1名が、本人には判断能力がないと診断し、その旨文書に署名した場合に医療代理権は有効となる。単に高齢であったり、不可解な行動をとったり、身体的に障害があるという理由だけで判断能力がないと診断するのは十分ではない。その診断をする者は、本人の親族および本人の財産分与に預かる者であってはならない</p>	<p>・宣言者の主治医が、専門家としての判断により、生命維持治療または栄養補給管の差し控え・中止は宣言者に苦痛をもたらすと考えられた場合には、これを承認しない ・栄養・水分補給が医学的に禁忌であると宣言者の主治医が判断しないかぎり、栄養・水分補給について宣言者は差し控え・中止を承認することはできない ・医師が患者の妊娠について知っている場合、その妊娠中は事前指示が無効となる</p>	<p>・この書面により、以前に指定した医療代理権は無効になる</p>	<p>・本節に基づき、適格患者から生命維持治療または栄養補給管を差し控え・中止することは、いかなる目的にせよ自殺を意味するものではない。本節に基づいて宣言を実施しても、目的の如何にかかわらず自殺企図を意味しない ・医療代理権の下に本人に代わり医療の決定を行うことは、いかなる目的にせよ自殺を意味しない。本章に基づいて医療代理権を行使しても、目的の如何にかかわらず自殺企図を意味しない</p>	<p>・本人による明確な指示がなく、本人の希望が不明の場合には、良心に従って本人の最善の利益となるよう行動すること</p>
51	Wyoming	<p>・本人が同意能力を失っていると決定されたときのみ発効する ・その決定は、主治医によって行われることとする</p>	<p>本人が同意能力を回復した時、その効力は無効になる</p>	<p>事前指示と以前に作られた事前指示に不一致な点、矛盾点がある場合、以前に作られた事前指示がその点に関して撤回される</p>	<p>慈悲殺、自殺幫助、安楽死、その他州法で禁止されている医療ケアの提供、中止、差し控えに権限を与えない</p>	<p>事前指示がなく、医療代理権代理人も後見人も指名されていないあるいは合理的に活用できない場合、主治医によって本人に同意能力が無いと判断された場合、代諾者が患者の医療決定を行う</p>

表5 - 7

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
1	Alabama	<ul style="list-style-type: none"> ・居住している地方の遺言検認判事のオフィスに申し立て、リビング・ウィルを登録 ・登録費用は5ドル ・救急医療隊員や病院職員、治療する医師、肉親、代理権のある人あるいは他の合法的に権限を与えられた人、あるいはリビング・ウィルを作成した人によって書面で権限を与えられた人の要求で、閲覧したり、コピーしたりすることができる 	
2	Alaska	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・DNRプロトコール規定あり ・代理人、代諾者は、患者に代わって、中絶、避妊手術、精神外科術、体からの臓器摘出に同意することはできない。ただし、患者の命を守り、患者の深刻な健康障害を防ぐのに必要な場合を除く
3	Arizona	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官は、医療指示登録を確立し、維持することとする ・この登録には、州務長官によって維持されているウェブサイトを通してアクセスできる ・本人と本人の代理人意外に閲覧できない ・医療者は患者のファイルナンバーとパスワードを提示することによって、患者の事前指示文書にアクセスし、受け取ることができる ・登録は義務ではない ・これらの文書をデータベースに入れ、ファイル番号とパスワードを割り当てる ・文書とは、医療代理権、リビング・ウィル、精神医療代理権 	
4	Arkansas	N/A	
5	California	<p>州務長官は、書面による事前指示を作成する人が中央情報センターで登録することが可能なこと、事前指示に関する情報、登録者の法的代理人、公的後見人、医療従事者への要請において使用可能な情報を作成することを通して、登録制度を確立しなければならない</p> <p>本セクションに従って要請される情報は、その情報の必要性を言明しなければならない</p>	<p>患者に代わって同意できない項目</p> <ul style="list-style-type: none"> A) 精神治療施設への収容、あっせん B) 痙攣治療 C) 精神外科 D) 避妊手術 E) 中絶
6	Colorado	N/A	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
7	Connecticut	N/A	DNR オーダー DNRオーダーを発令された医師は、そのシステムの活用にあたって、患者あるいは権限を与えられた代理人を支援しなければならない
8	Delaware	N/A	・自己決定権: 精神能力のある法的な成人個人は、そうした拒否が現存する公衆衛生法に反しない限り、治療や手術を拒否する権利を有している ・医学的に無益な治療: 医療の確実性の合理的な程度まで、医学的処置が 1. 個人の健康の悪化を防ぐあるいは減じることができない 2. 個人の差し迫った死を防ぐことができない
9	District of Columbia	この文書の署名後、本人、また、代理人が写しを保管する必要がある。医療施設に入居している場合、医療記録に写しを保管しなければならない	
10	Florida	本人が主治医あるいは治療を行っている医師にLWが作成されたことを通知する責任がある	
11	Georgia	医療提供者に医療の事前指示の存在、また、変更もしくは撤回を通知する責任は医療代理人あるいは宣言者にある。医療提供者は事前指示の写しを受け取り次第、宣言者の医療記録に保管しなければならない。また、事前指示の変更あるいは撤回が知らされた場合、医療記録を更新すること	
12	Hawaii	フォームの写しを医師や、医療施設に提出する以外、登録の規定なし	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
13	Idaho	<ul style="list-style-type: none"> ・事前指示もしくは事前指示の撤回を州務長官に登録することもできるが、これを行わなくても医療の事前指示の有効性に影響しない ・登録された事前指示のデジタルコピーが医療事前指示データベースに登録される。各登録に対して特有の登録ファイル番号とパスワードが割り当てられる。医療事前指示を実行する人、登録番号とパスワードを記載した札入れサイズのカードが本人に与えられる 	
14	Illinois	<p>規定なし</p> <p>フォームは本人、代理人、医師によってそれぞれ保管される</p>	
15	Indiana	<p>担当医は宣言書、もしくはその写しを医療記録として保管すること。医療代行者は、登録無しにその権限を行使することが出来る</p>	
16	Iowa	N/A	
17	Kansas	N/A	
18	Kentucky	N/A	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
19	Louisiana	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官は宣言を登録しなくてはならない ・州務長官は適格患者に対してDNRプレスレットを発行しなければならない。DNRプレスレットには、氏名、生年月日、DNRが記載されている ・登録料(プレスレット発行含む)は20ドル、撤回は5ドル。照会等に費用はかからない 	
20	Maine	N/A	
21	Maryland	§ 5-623.~626.	
22	Massachusetts	N/A	
23	Michigan	N/A	
24	Minnesota	N/A	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
25	Mississippi	N/A	
26	Missouri	裁判所に嘆願する(本人に判断能力がない場合は法定代理人／成人の家族／本人の利益の代弁者によって嘆願可能)	
27	Montana	Web登録	
28	Nebraska	N/A	
29	Nevada	N/A	
30	New Hampshire	N/A	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
31	New Jersey	N/A	
32	New Mexico	N/A	
33	New York	N/A	
34	North Carolina	N/A	
35	North Dakota	IT局によってフォームが準備され、ヘルスケア指示やその撤回等の情報(ヘルスケア記録)を、「ヘルスケア・レジストリ」に登録を申請しなければならない	
36	Ohio	N/A	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
37	Oklahoma	保健省のデータベースに事前指示の内容、事前指示を実行する者、事前指示に関連する4親等以内の家族名などを登録することが必要	
38	Oregon	患者が当局への登録を拒否していない場合には、以下の書類を提出しなければならない。 a. 各POLST (physician order for life-sustaining treatment) の写し b. POLSTの修正版 c. POLSTの撤回があった場合にはその届け出	
39	Pennsylvania	公正証書である必要はない	注) ・Subchapter Bは「リビング・ウィル法」の位置付けにあるため、ここでの規定はcombinedではなく、LW単独として扱った ・Subchapter Cは「医療代理人法」の位置付けにあるため、ここでの規定はcombinedではなく、DPA単独として扱った ・プレスレットやネックレスは、院外でのDNR指示に用いられる
40	Rhode Island	N/A	
41	South Carolina	N/A	
42	South Dakota	公証人の前で署名し、それによって宣言を公証とすることができる	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
43	Tennessee	N/A	
44	Texas	宣言者は、証人の前で署名する代わりに、事前指示書に署名後それを公証人に提示することも可能である	
45	Utah	医療従事者に宣言の存在を伝えるのは宣言者と代諾者の義務であり、それが伝えられていない場合には医療従事者は罪には問われない	
46	Vermont	登録は必修ではないが、勧められる。「Commissionerは患者がADの登録をすることを奨励し援助するべき。」「安全に管理された、WebベースのデータベースにADもしくはADの保管場所を示す情報を登録し、本人や関係者がアクセスできるようにすること。」	
47	Virginia	A. 以下の書類およびこれら書類の撤回を、事前指示登録所に登録することができる: 1. 医療代理権 2. Article8等に準じて作成された事前指示 3. 改正臓器移植法に準じて作成された臓器移植の宣言 B. 書類のファイリングは、書類に署名した者によるのみ申請でき、登録には保健局への費用が発生する C. 登録された全てのデータと情報は秘密が守られ、Virginia Freedom of Information Actを免れる D. 衛生局は、本articleの定めを実行するために、以下に限定はされないが規制を公布しなければならない (i) 意思、他の医療資格者、宣言者、宣言者の法定代理人または被指名者を含む、登録にアクセスできる者; (ii) 登録者への年に1回のリマインダ; (iii) 登録費用 費用は、登録の発展と維持にかかる直接費用以上は請求してはならず、間接費用は免除される。撤回には費用はかからない。書類が保健局に登録できなかったことで、書類としての有効性に影響を与えてはならない。撤回も同様である	
48	Washington	LW: 保健省に電子的に提出・登録する必要あり DPA: 同上 HCPA: N/A これらに登録された主治医とヘルスケア提供者がアクセスすることが可能	

番号	州	31 事前指示or LW or DPAもしくはHCPAの登録規定と様式	備考
49	West Virginia	N/A	
50	Wisconsin	N/A	
51	Wyoming	N/A	

6. 考察

1. 事前指示の運用抑制の問題
2. 代理権濫用に対する防御策の脆弱性
3. 家族への生命維持治療の中止に関する代理決定権限の授与の是非
4. 事前指示も持続的代理権の授与も行っておらず、家族など身寄りの無い人の意思決定支援の問題

図 6-1 結果から導き出された検討課題

結果から、米国における事前指示関連法に関する 4 つの課題（図 6-1）が抽出された。

第一に、事前指示書の書式や登録方法のあいまいさがある。結果では、書式が統一されていないこと、決まった書式を指定している州がある一方、オプションとしての書式を提示していたり、あるいは何も例示せずにもどどのような書式でも良いとしていたりする州もあることがわかった。その結果、患者の指示があいまいで、現実の状況にうまく適合しない場合が少なくないとの課題が指摘されている⁹。事前によく考えた上で終末期の意思決定を行うということが難しいという点もある¹⁴。また、大半の州では、書面の登録が法律で規定されていなかった。このような状況は、政府や法による個人への過剰な介入を回避しているともいえる。しかし、医療現場において患者の事前指示が活用されない「運用抑制」につながる可能性もはらんでいるといえる³⁰。こうした課題を克服する

³⁰ 田中美穂、児玉聡、解説 英国の終末期医療における医療従事者の法的免責規定と日本国内の「尊厳死法」議論の問題点、医療事故・紛争対応研究会誌、2014; 8: 32-43.

ため、医師による終末期医療に関する指示書「POLST」を活用する州が出てきた。患者の現在の希望を反映した書面であることを保証するため、患者と代諾者、医師間のコミュニケーションをはじめ、患者の希望を医師の指示に組み込むよう求められている¹⁴。多くのPOLSTは、緊急時、救命士、救急医らに指示を遵守するよう求めている³¹。また、医師、看護師、その他医療提供者にとっても、患者がどのような治療をしてほしいか、あるいはしてほしくないかを知る助けとなる。医師の指示であるため医療記録となり、ケアを受ける場所が病院から居住型ホームなどにも変わっても引き継がれる。また、書面自体が黄色やピンク色といった明るい目立つ色で作られているため、見落としにくいとされる。現状では、21州が何らかの法制度やプログラムを有している²⁵。

第二に、代理権濫用に対する防御策が脆弱なことがある。結果では、持続的代理権をめぐっては、アリゾナ州など一部州では裁判所による代理人の解任規定があるものの、特に規定を設けていなかったり、法定書式を定めていなかったりする州も複数あった。また、米国法曹協会の調査では、州によっては代理人の権限を制限していない州もあった²⁷。これらのデータから、先行研究も指摘しているように、英国やドイツと比べて代理人による代理権限の濫用を防止する施策が脆弱であるということがいえる^{32,33}。一方、英国に目を転じると、「意思決定能力法、Mental Capacity Act (MCA) 2005」およびその「行動指針、Code of Practice」において、代理人が本人の最善の利益とならない行為を行ったか、今まきに行っている、あるいは画策している場合に、保護裁判所が代理人から代理権を取り消す権限を有することを明確に規定している^{34,35}。また、法定書式を後見庁に登録する必要がある。

第三に、医療に関する家族等の代理決定権の是非がある。米国各州法では、持続的代理権代理人や後見人がいない場合、代諾者として家族への代理決定権

³¹ National POLST. How Does POLST Work?

<http://www.polst.org/advance-care-planning/how-does-polst-work/>

³² 新井誠. 成年後見法体系の構築—ドイツ成年者世話法とわが国の成年後見制度の比較から学ぶもの—。実践 成年後見. 2010; 33: 4-16.

³³ 田中美穂, 児玉聡. 英国の終末期医療における意思能力法2005の現状と課題. 生命倫理. 2014; 24(1). In press.

³⁴ 新井誠編. イギリス 2005年意思能力法・行動指針. 民事法研究会. P32-33 および 159-175. 2009.

³⁵ Department for Constitutional Affairs. 7 What does the Act say about Lasting Powers of Attorney? Mental Capacity Act 2005 Code of Practice. p114-136. 2007.

を認めているケースが多い。この点は、家族というだけでは代理権を認めない英国やドイツに対し、米国では、判例法および制定法で家族への代理決定権を認めている州があるとの先行研究とも一致する^{36,37}。米国では、いくつかの州で自動的な家族代理の法的な優先順位を有しており、持続的代理権が広く評価されている。その一方、欧州諸国では、伝統的に専門職としての代諾者を好む傾向にある³⁸。家族等の代理決定権への批判として、家族が常に本人の意思の最善の理解者であるとは限らない点、推定相続人である家族は利益相反的地位にある点などが指摘されている³⁹。家族による法的な代理決定権を認めるには、代理決定権を有する家族の範囲を確定すること、家族間の意見が対立した場合の調整などの細かい規定が必要で、これは立法によってはじめて実現できる課題であるとの見方もある³⁹。

第四に、同意能力を喪失しており、事前指示の作成や医療代理人の指名をしておらず、家族などの身寄りも無い人の医療について、だれが、どのように決定するのかという問題がある。米国の研究では、終末期の高齢者のうち 3 割が何らかの医療に関する決定を必要としているものの、その能力を有していなかったとの指摘もある⁴⁰。さらに、米サンフランシスコ遺言検認裁判所の研究によれば、郡の被後見人となった人の 30%が、支援システムを有しておらず、同意能力を失い、医療決定の目的のみで保護されていたという⁴¹。ICU に入院している重大な疾患を有する人々の 16%が自分に代わって話してくれる代理人の指名や特定できる家族がいけないとの先行研究もある^{42,43}。世界における認知症患者は

³⁶ 赤沼康弘. 終章 同意能力のない者に対する医療行為の法的問題点と立法提言. 新井誠編. 成年後見と医療行為. p253-279. 2007.

³⁷ 菅富美枝. 第 7 章 成年後見制度の新たなグランド・デザインに向けて. イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理——バスター・インタレストを追求する社会へ. p249-270. 2010.

³⁸ Ralf J. Jox, Eva Denke, Johannes Hamann, Rosmarie Mendel, Hans Förstl, Gian Domenico Borasio. Surrogate decision making for patients with end-stage dementia. *International Journal of Geriatric Psychiatry*. 2012; 27(10): 1045-52.

³⁹ 上山泰. 第 7 章 患者の同意に関する法的問題点. 新井誠・西山詮編. 成年後見と意思能力. p114-135. 2002.

⁴⁰ Maria J. Silveira, Scott Y.H. Kim, and Kenneth M. Langa. Advance Directives and Outcomes of Surrogate Decision Making before Death. *New England Journal of Medicine*. 2010; 362: 1211-1218.

⁴¹ Rassen A. Improving Care for Unbefriended Elderly in San Francisco. *BIFOCAL*(Bar Associations in Focus on Aging and the Law). 2006; 27(4): 51-52, 58-61.

<http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/aging/publications/bifocal/06/apr.authcheckdam.pdf>

⁴² Barry D. Weiss, Elena A. Berman, Carol L. Howe, Robert B. Fleming. Medical decision-making for older adults without family. *Journal of the American Geriatrics Society*. 2012; 60(11): 2144-50.

⁴³ White Douglas B., Curtis J Randall, Lo Bernard, Luce John M. Decisions to limit life-sustaining

2013年で4435万人と推定され、2030年には7562万人、2050年には1億3546万人と増加傾向にある⁴⁴。米国でも同様の傾向であり、70歳以上の14.7%が認知症を患っていると推定される⁴⁵。2013年時点で65歳以上のアルツハイマー型認知症患者は500万人、2025年には710万人に増加するとみられている⁴⁶。同意能力を有していない可能性がある高齢者、身寄りがいない高齢者の増加が懸念される。しかし、現状では、具体的な対応策がとられていないことから、大きな問題となることが予想される。

同様の状況の場合、英国では、医療従事者が医療の決定を行うことになっているが、重大な医療行為に関する決定の場合には、国の制度として独立した組織に支援を依頼することが求められている。英国は、成年後見制度の中で、同意能力が無く、本人に代わって話をする家族などの身寄りもいない人の医療に関する決定を支援する「Independent Mental Capacity Advocate (IMCA) Service、独立意思能力代弁人制度」を法律で定めている。病院や行政などから独立した存在であり、病院から支援の依頼を受けた社会的弱者らの支援・代弁を担う団体などが関係者や関係記録を調査し、患者本人の希望を考慮した提案かどうか、他に選択肢が無いかといった点について意見する制度である。2012～2013年に支援を受けた人は12381人で、このうち心肺蘇生拒否の指示や人工栄養・水分補給などの重大な医療行為については1907人で前年比9%増となっており、支援を受けた人は年々増えている⁴⁷。

treatment for critically ill patients who lack both decision-making capacity and surrogate decision-makers. *Critical Care Medicine*. 2006; 34(8): 2053-9.

⁴⁴ ALZHEIMER'S DISEASE INTERNATIONAL. Policy Brief for Heads of Government: The Global Impact of Dementia 2013-2050. 2013. <http://www.alz.co.uk/research/GlobalImpactDementia2013.pdf>

⁴⁵ Michael D. Hurd, Paco Martorell, Adeline Delavande, Kathleen J. Mullen, and Kenneth M. Langa. Monetary Costs of Dementia in the United States. *New England Journal of Medicine*. 2013; 368:1326-1334. <http://www.nejm.org/doi/full/10.1056/NEJMsa1204629>

⁴⁶ The Alzheimer's Association. 2013 Alzheimer's Disease Facts and Figures. 2013. http://www.alz.org/downloads/facts_figures_2013.pdf

⁴⁷ Department of Health. The sixth year of the Independent Mental Capacity Advocacy (IMCA) Service: 2012/2013. February 2014. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/280884/The_Sixth_Year_of_the_Independent_Mental_Capacity_Advocacy_v6.pdf

日本国内の課題

日本国内においては、患者の事前指示の法的効力を規定した法律は無い。医療に関する持続的代理権の授与についても、長らく議論されてこなかった。その一方、法的根拠が曖昧なまま、同意能力の無い人の医療の決定を家族による同意で行っているケースがある⁴⁸。

現在、超党派の国会議員連盟による終末期の医療の決定に関する法案が議論されている。しかし、患者本人の事前指示によって延命治療を中止・差し控えた医師に対する、刑事、民事、行政上の免責規定の議論に終始している。

議員連盟法案の課題として、主に次の3点がある。第一に、終末期の定義が曖昧であるという点がある。事前指示の適用条件として第二案第6条は、2人以上の医師による終末期の判定が必要と規定する。第5条で定義される「終末期」は、患者が疾病について行い得るすべての適切な医療上の措置を受けた場合であっても、回復の可能性がなく、かつ死期が間近であると判定された状態にある期間とされる。この定義には、幅広い解釈の余地が残っており、問題が指摘されている⁴⁸。米国においても、終末期を定義して適用条件に規定している州と、終末期を特に定義しないまま適用条件にしている州がある。さらに、特定の状態になった場合との表現にとどめている州、同意能力が無い場合と規定している州などさまざまである点も考慮する必要があると考える。

第二に、医療に関する持続的代理権に関する議論が無い点がある。患者の事前指示とそれに伴う医師の免責規定のみならず、医療に関する持続的代理権の授与も含めて総合的に検討する必要があるだろう。また、すでに述べたように、日本の医療現場では家族が患者の医療について代行決定しているケースがある。こうした現状を考慮して、家族の代理決定権を法律に盛り込むかどうか、どのような規定が必要なのかといった点についても合わせて議論する必要がある。

第三に、身寄りのない人の終末期医療の意思決定の問題がある。認知症患者の増加は日本国内でも同様の傾向にある。介護保険を利用している認知症高齢者は2010年で280万人、2020年には410万人に増えると推計されている⁴⁹。

⁴⁸ 児玉聡、「尊厳死法案」をめぐる議論の論点の整理－「国民的議論」活性化の一助として. SYNODOS. 2014年6月18日. <http://synodos.jp/society/7971>

⁴⁹ 厚生労働省、秋葉副大臣会見概要（認知症施策について） 配布資料. 2013年6月7日. <http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000024488.html>

さらに、65歳以上人口における単独世帯の割合は、2010年では女性の20.3%（約340万人）、男性の11.1%（約140万人）であり、2035年には女性の23.4%（約500万人）、男性の16.3%（約260万人）に増えると推定されている⁵⁰。たとえ家族がいたとしても、長い間音信不通になっているなどの理由で、終末期の医療を決定する際に医療従事者が家族と連絡を取ろうとしても連絡がつかなかったり、決定するのを拒否されたりする場合も考えられる。患者本人の意思をどのように把握し尊重したらいいのかがはっきりせず、医療現場が混乱する恐れもある。前述した英国のIMCAや永続的代理権のように、誰が、どのようなプロセスで、どのような点に考慮して、本人の医療の決定をしたらいいのかといった総合的な視点で検討する必要がある³³。

さらなる研究の必要性

本研究では、全米各州の法律分析によって抽出された論点と、各州が抱える課題を明らかにした。今後の研究として、課題に対する対応策、特に事前指示の課題を踏まえたPOLST関連の法制度に関する研究をはじめ、今後必要な法政策の在り方などについても検討する必要がある。

⁵⁰ 内閣府. 第2節 高齢者の姿と取り巻く環境の現状と動向 1 高齢者の家族と世帯. 平成25年版高齢社会白書. http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/pdf/1s2s_1.pdf

7. まとめ

日本国内における終末期医療をめぐる動きとして、延命治療を差し控え・中止した医師の免責を規定した、超党派の国会議員連盟による法案が、2014年通常国会提出が見込まれ、各党で議論されたものの提出は見送られた。国のガイドライン公表後、延命治療の中止行為のみによって医師の刑事罰が確定したケースは無い。しかし、治療行為の中止と積極的安楽死の両方の法的責任を問われた川崎協同病院事件にみられるように、医療現場には、依然として刑事訴追の可能性があると懸念がある。

ただ、日本国内における議論は、患者による延命治療の中止などの意思表示やそれに伴う医師の行為に対する免責をめぐる議論に終始しており、同意能力が無くなった場合に本人に代わって決定してもらい医療の持続的代理権などを含めた総合的な議論がなされていないのが現状である。

一方、事前指示関連法に関して先進的な取り組みを行ってきた米国では、生命維持治療を拒否する事前指示、いわゆるリビング・ウィルを世界で初めて法制化し、50州・1特別区すべてでリビング・ウィル、もしくは、医療に関する「持続的（永続的）代理権」を法制化している。

これまでに、リビング・ウィルと持続的代理権の両方に関する米国全州・特別区の法律の論点を抽出するために詳細に分析した研究は無かったことから、本研究では、米国各州・特別区が有する事前指示関連法について、事前指示の法的拘束力・有効性・適用可能性、医療従事者の免責規定、持続的代理権代理人の要件など31項目を精査して、全米の事前指示関連法の一覧表を作成した。

その結果、事前指示書については、法的書式の有無など統一されていないことがわかった。法定書式を指定している州がある一方、オプションを提示していたり、あるいは何も例示せずどのような書式でも良いとしていたりする州もみられた。また、事前指示の有効要件として、①同意能力のある成人によるものである②書面である③作成日が明記されている④本人の署名がある⑤2人の証人、あるいは証人もしくは公証人の立会いがあるが挙げられた。事前指示

の適用条件として、概ね、①患者本人が同意能力を喪失している、もしくは主治医が本人に同意能力が無いと判断②2人の医師が本人を「終末期」または「遷延性植物状態」であると診断③根治不可能、不可逆的な外傷・疾患の診断④延命措置なくしては死が間近であると判断—の4点に集約された。

医療従事者の免責規定においては、法に従い、患者のリビング・ウィル、医療代理人によって指示された生命維持治療の中止・差し控えを行った場合などは法的責任を問われることが無い旨が明記されていた。また、主治医が、患者を終末期にある、もしくは、遷延性植物状態にあると判断した場合も同様に、法的責任を問わないとの規定もあった。

また、持続的代理権代理人をめぐることは、医療代理人または代理人、ヘルスケア代表者などと呼ばれ、①同意能力のある成人である②血縁・養子・婚姻関係にない限り、本人がケアを受けている医療施設関係者（医師などの雇用者、管理者、所有者など）は代理人となることができない—と規定されていた。

代理人や法定後見人がいない場合、代諾者として、配偶者、成人した子ども、両親、成人したきょうだいといった順番で、家族などへの同意代行権を認めているケースが多かった。

慈悲殺、安楽死、自殺幫助、自殺等の承認、権限を与えない、あるいは促進しない、当該法律に従って実施した生命維持治療の中止・差し控えは、自殺および自殺幫助、安楽死、殺人を意味しない、あるいは構成要素とならない等の規定を有していたのは、40州・1特別区であった。

結果から、次の4点の課題が明らかになった。第一に、事前指示書の規定様式の有無がばらばらで、指示のあいまいさにつながる点がある。これは、患者の自律的な決定である「事前指示」の運用抑制につながる可能性がある。第二に、持続的代理権代理人に対する裁判所の関与の度合いが比較的少ない点がある。これは、米国においては代理権濫用への防御策が脆弱であるとの指摘が先行研究で行われている点と一致する。第三に、家族への生命維持治療の中止に関する代諾者権限授与の是非がある。第四に、事前指示も持続的代理権の設定も行っておらず、家族など身寄りの無い人の医療について、誰がどのように決定するのかという問題がある。認知症高齢者は世界的に増加傾向にあり、今後問題となるであろう。

本研究は、事前指示法に関して先進的な取り組みを講じてきた米国全州・特別区の法律の内容を詳細に分析し、主な論点を抽出、各州が抱える課題を明らかにした。日本国内における終末期医療に関する法案を議論するにあたって、貴重な資料となり得ると考える。今後の研究として、課題に対する対応策、特に事前指示の課題を踏まえた POLST 関連の法制度に関する研究をはじめ、今後必要な法政策の在り方などについても検討する必要がある。